

精神医療センター（仮称）整備運営事業
事業契約書（案）

平成 [20] 年 [] 月 [] 日

東京都

[S P C 名称]

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (本契約の目的及び解釈)	1
第2条 (公共性及び民間の趣旨の尊重)	1
第3条 (本事業の概要)	1
第4条 (事業日程)	1
第5条 (契約保証金等)	1
第6条 (各種申請等業務)	3
第7条 (起債・補助金・許認可等申請補助業務)	3
第8条 (優先関係)	3
第9条 (責任の負担)	4
第2章 統括マネジメント業務	4
第10条 (総則)	4
第11条 (個別業務を統括するマネジメント業務)	4
第12条 (経営支援業務)	4
第13条 (統括マネジメント業務の責任者)	5
第14条 (病院情報システム関連業務)	5
第15条 (開発・整備)	6
第16条 (仕様の変更)	6
第17条 (対象情報システム全体の保守管理及び運営)	6
第18条 (ハードウェアの保守管理・運営)	7
第19条 (ソフトウェアの保守管理・運営)	7
第20条 (費用負担)	7
第21条 (バージョンアップ及び更新)	7
第22条 (瑕疵担保責任)	7
第23条 (その他)	8
第24条 (ISO認証の取得)	8
第25条 (ISO認証の取得に関する費用負担及び違約金)	8
第3章 施設整備関連業務	9
第1節 総則	9
第26条 (総則)	9
第2節 本件土地及び既存施設の無償使用	9

第27条（本件土地の確保）	9
第28条（本件土地及び既存施設）	10
第29条（埋蔵文化財の取扱い）	10
第30条（本件土地及び既存施設の引渡し）	10
第31条（本件土地の瑕疵担保）	11
第3節 事前調査業務	11
第32条（事前調査業務）	11
第4節 周辺影響調査・対策業務	11
第33条（周辺影響調査・対策業務）	11
第34条（調査等及び対策の実施）	12
第35条（近隣対応）	12
第5節 設計業務及びその関連業務	13
第36条（総則）	13
第37条（設計関連業務）	13
第38条（基本設計）	13
第39条（設計条件の変更）	14
第40条（実施設計）	14
第41条（成果物の提出）	15
第42条（実施設計完了後の設計変更）	15
第43条（報告受領・通知等に関する責任）	16
第6節 工事業務・工事監理業務	16
第1款 総則	16
第44条（総則）	16
第45条（施工計画書等）	16
第46条（工事監理者）	16
第47条（改修工事及び建設工事の遂行）	17
第48条（解体・撤去工事の遂行）	17
第49条（甲による現場立会い等）	18
第2款 施工条件・工期の変更	18
第50条（条件の変更）	18
第51条（工期の変更）	19
第52条（工期の変更に伴う費用負担等）	19

第3款 工事の中止	20
第53条（工事の中止）	20
第54条（工事の中止による費用負担）	20
第4款 工事場所の管理及び損害の負担	20
第55条（工事場所の管理）	20
第56条（設計・工事期間における費用負担等）	20
第57条（第三者に生じた損害）	21
第58条（工事完了確認前の本件病院施設等の損壊）	21
第7節 本件病院施設等の引渡し及び所有権移転	21
第59条（自主検査）	21
第60条（工事監理者による検査）	21
第61条（法律に基づく検査）	22
第62条（検査不合格の場合の再検査）	22
第63条（都による改修建物及び新築建物の検査）	22
第64条（都による解体工事の検査）	22
第65条（本件病院施設等の引渡し）	23
第66条（本件病院施設等の所有権移転）	23
第67条（瑕疵担保責任）	23
第8節 医療器械調達業務・備品等調達業務	24
第68条（総則）	24
第69条（医療器械の選定）	24
第70条（医療器械の変更）	25
第71条（医療器械の変更に伴う費用負担）	25
第72条（医療器械の調達及び設置）	25
第73条（瑕疵担保責任）	26
第74条（備品等の選定）	26
第75条（備品等の変更）	26
第76条（備品等の変更に伴う費用負担）	26
第77条（備品等の調達及び設置）	27
第78条（瑕疵担保責任）	27
第9節 移転業務及び運營業務等に関する準備業務	28
第79条（移転業務）	28
第80条（運營業務等開始に係る準備）	28

第 10 節 東京都による施設整備モニタリング	29
第81条 (施設整備体制及び施設整備状況の確認等)	29
第82条 (設計・工事期間中の検査)	30
第83条 (施設整備状況に係る協議)	30
第84条 (施設整備モニタリングの費用負担)	30
第85条 (施設整備モニタリングの責任)	30
第 4 章 病院運営業務・病院施設等維持管理業務・薬品・診療材料等調達業務	30
第 1 節 総則	30
第86条 (総則)	30
第87条 (第三者に対する委託)	30
第88条 (業務別仕様書等)	31
第89条 (業務計画書・業務結果報告書)	32
第90条 (維持管理・運営期間中の費用負担)	32
第91条 (費用明細の提出)	32
第92条 (損害の賠償・増加費用の負担)	32
第93条 (第三者に生じた損害等)	33
第 2 節 病院施設等維持管理業務	33
第94条 (病院施設等維持管理業務)	33
第 3 節 病院運営業務	34
第95条 (病院運営業務)	34
第96条 (業務の代行の措置)	34
第 4 節 利便施設運営業務	34
第97条 (利便施設の運営)	34
第98条 (利便施設の使用)	35
第99条 (利便施設の一部又は全部終了)	35
第100条 (利便施設の水道光熱費)	35
第 5 節 薬品・診療材料等調達業務	35
第101条 (総則)	35
第102条 (薬品の選定)	36
第103条 (選定後の薬品の変更)	36
第104条 (薬品の変更に伴う費用負担)	36
第105条 (薬品の調達及び納品)	36

第106条	(瑕疵担保責任)	37
第107条	(診療材料等の選定)	37
第108条	(選定後の診療材料等の変更)	38
第109条	(診療材料等の変更に伴う費用負担)	38
第110条	(診療材料等の調達及び納品)	38
第111条	(瑕疵担保責任)	39
第 6 節	運営等モニタリング	39
第112条	(モニタリングの手続)	39
第113条	(財務書類の提出)	40
第114条	(業務改善計画の作成)	40
第 5 章	サービスの対価	41
第 1 節	サービスの対価の支払額及び支払手続	41
第115条	(サービスの対価の算定)	41
第116条	(維持管理・運営期間中のサービスの対価の変更)	41
第117条	(サービスの対価を変更する場合)	41
第118条	(サービスの対価の変更に伴う費用明細の提出)	41
第119条	(サービスの対価の支払手続)	41
第 2 節	サービスの対価の減額・相殺	42
第120条	(サービスの対価の減額)	42
第121条	(サービスの対価の相殺)	42
第 3 節	サービスの対価の返還	42
第122条	(サービスの対価の返還)	42
第 6 章	業務等に関する変更及び一部解除	42
第123条	(協力企業の変更)	42
第124条	(業務方法の変更)	43
第125条	(業務要求水準又は業務範囲の変更)	45
第126条	(業務要求水準又は業務範囲の重大な変更による解除)	48
第127条	(業務が不要となった場合の解除)	50
第 7 章	表明及び保証等	50
第128条	(事実の表明及び保証)	50
第129条	(約束)	52
第 8 章	債務不履行	56

第130条	（遅延損害金）	56
第131条	（損害賠償）	56
第9章	契約期間及び契約の終了	57
第1節	契約期間	57
第132条	（契約期間）	57
第2節	乙の債務不履行による契約の解除	57
第133条	（設計・工事期間のうち維持管理・運営期間開始の前日までの期間に係る契約の解除）	57
第134条	（維持管理・運営期間に係る契約の解除）	57
第135条	（債務不履行事由等による契約の解除）	58
第3節	東京都の債務不履行による契約の解除	58
第136条	（東京都の債務不履行による解除）	58
第4節	法令変更・不可抗力による契約の早期終了	58
第137条	（法令変更・不可抗力による契約の早期終了）	58
第5節	契約終了時の措置	59
第138条	（解除時の出来高部分の買受け・対価等の支払）	59
第139条	（本件病院施設等の出来高の検査）	59
第140条	（解体工事の出来高の検査）	60
第141条	（損害賠償等）	60
第142条	（本件病院施設等の明渡し）	60
第143条	（利便施設運営業務等使用部分の解体撤去）	61
第144条	（対象情報システムの譲渡）	61
第145条	（引継ぎ）	61
第146条	（契約終了後の人員及び組織の維持）	62
第147条	（契約終了における乙の業務継続義務）	62
第10章	公租公課	62
第148条	（公租公課）	62
第11章	法令変更	63
第149条	（法令変更における通知）	63
第150条	（協議及び増加費用の負担）	63
第151条	（法令変更における契約の全部解除）	63

第152条	（法令変更における契約の全部解除に伴う補償等）	64
第153条	（補償の範囲）	64
第12章	不可抗力	64
第154条	（不可抗力の場合における通知）	64
第155条	（協議及び損害額の負担等）	65
第156条	（不可抗力への対応）	65
第157条	（不可抗力の場合における契約の終了）	65
第158条	（補償の範囲）	65
第13章	経営会議・事業評価委員会・院内各種委員会・調整会議	66
第159条	（経営会議・事業評価委員会・院内各種委員会）	66
第160条	（調整会議）	66
第14章	著作権等	66
第161条	（著作権等の帰属）	66
第162条	（著作権の譲渡等）	66
第163条	（著作権等の譲渡禁止）	67
第164条	（第三者の知的財産権等の侵害）	67
第165条	（工業所有権）	67
第15章	その他	68
第166条	（費用等の負担方法）	68
第167条	（保険契約）	68
第168条	（資金調達）	68
第169条	（東京都による新たな債務負担）	68
第170条	（契約上の地位の譲渡）	68
第171条	（監査・会計検査への協力）	69
第172条	（通知）	69
第173条	（秘密保持・個人情報保護等）	69
第174条	（見学者対応等）	70
第175条	（手続の詳細等）	70
第176条	（準拠法）	70
第177条	（管轄裁判所）	70
第178条	（雑則）	71
別紙1	事業日程（第4条）	72
別紙2	事業計画敷地位置図（第28条）	73

別紙 3	設計業務における成果物（第 41 条）	74
別紙 4	業務開始予定日（別表 19）	79
別紙 5	運営等モニタリングの概要（第 112 条）	80
別紙 6	サービスの対価の算定方法及び支払方法（第 115 条）	85
別紙 7	サービスの対価の変更（第 116 条）	92
別紙 8	サービスの対価の減額（第 120 条・第 134 条・第 155 条）	97
別紙 9	出資者による誓約書の様式（第 129 条）	102
別紙 10	乙が締結すべき保険契約等（第 167 条）	103
別紙 11	法令変更等による増加費用の負担割合（第 150 条）	104
別紙 12	不可抗力による費用の負担割合（第 155 条）	105
別表	定義	106

精神医療センター（仮称）整備運営事業
事業契約書（案）

- 1 件 名 精神医療センター（仮称）整備運営事業
- 2 事業場所 東京都世田谷区上北沢二丁目1番1号
- 3 契約金額 []
- 4 契約期間 本契約の締結の日から平成39年3月[]日まで
- 5 契約保証金
 - (1) 設計・工事期間のうち維持管理・運営期間開始前における契約保証金の額は、施設整備費の100分の10に相当する額
 - (2) 維持管理・運営開始日以降、全面供用開始日の前日までの間については、施設整備費の100分の10以上に相当する額並びに維持管理・運営開始日から1年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の100分の10以上に相当する額の合計額
 - (3) 工事業務完了日から維持管理・運営期間の末日までの間については、維持管理・運営開始日から1年間の施設整備費以外の業務に係るサービスの対価の100分の10に相当する額の合計額
- 6 支払条件 本契約書中に記載のとおり

東京都（以下「甲」という。）及び精神医療センター（仮称）整備運営事業を実施する特別目的会社たる[]（以下「乙」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に定める目的及び基本理念に従い、かつ、甲が入札説明書等により提示した条件及び事業者提案に基づき、次のとおり契約を締結する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自その原本1通を所持する。

平成[20]年[]月[]日

甲 : 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都知事 []

乙 : [本店所在地]

[商号]

代表取締役 []

第1章 総 則

(本契約の目的及び解釈)

- 第1条** 本契約は、本事業における当事者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な合意事項について定めることを目的とする。
- 2 別段の定めがある場合を除き、本契約において用いられる用語は、別表において定められた意味を有するものとする。
- 3 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

(公共性及び民間の趣旨の尊重)

- 第2条** 乙は、本件病院施設等が、精神医療センターとして東京都の精神科医療における拠点としての高い公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本事業が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本事業の概要)

- 第3条** 本事業は、統括マネジメント業務、病院施設等施設整備業務、病院施設等維持管理業務、病院運営業務、利便施設運営業務、調達業務その他これらに付随し関連する一切の業務及びこれらの業務実施に係る資金調達から構成される。
- 2 乙は、本契約、入札説明書等及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守して、本事業を行う。
- 3 乙は、本契約に基づいて、本件病院施設等、医療機器、備品等、薬品、診療材料等その他一切の物（甲が乙の関与なく購入等し、乙に事実上引き渡したものを含む。）を管理するに際しては、善良なる管理者の注意をもって行う。
- 4 入札説明書等の記載に誤りがあることに起因する損害は、甲が負担する。
- 5 乙による協力企業の使用は全て乙の責任において行うものとし、協力企業の責に帰すべき事由は乙の責に帰すべき事由とみなす。

(事業日程)

- 第4条** 乙は、本事業を、別紙1（事業日程）として添付する日程表に従って実施しなければならない。

(契約保証金等)

- 第5条** 乙は、以下のとおり、契約保証金を納付しなければならない。
- (1) 維持管理・運営開始日以降、全面供用開始日の前日までの間の契約保証金の額は、

本契約の締結に先立ち行った東京都契約事務規則（昭和 39 年東京都規則第 125 号）に定める契約保証金の納付等に加え、維持管理・運営開始日から 1 年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 以上に相当する額とし、乙は、維持管理・運営開始日までに納付する。ただし、維持管理・運営開始日から 1 年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 以上に相当する額について、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 乙が、維持管理・運営開始日に先立ち、病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び薬品・診療材料等調達業務に関して、甲を被保険者とする維持管理・運営開始日から 1 年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 以上に相当する額の履行保証保険契約を締結し（ただし、乙が履行保証保険契約を締結する金融機関は、当該契約締結時点において企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年 1 月 30 日大蔵省令第 5 号）第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関による長期債に関する格付が、最上位から 6 番目以内に位置する金融機関又は甲がその支払能力について确实と認める金融機関に限るものとし、履行保証保険期間において、当該金融機関が上記要件を満たさなくなった場合には、乙は上記要件を満たす別の金融機関と履行保証保険契約を締結するものとする。）、かつ、維持管理・運営開始日に当該履行保証保険に係る保険証券を甲に提出したとき。

イ 乙が、維持管理・運営開始日に先立ち、協力企業をして、病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び薬品・診療材料等調達業務に関して、乙を被保険者とする維持管理・運営開始日から 1 年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 以上に相当する額の履行保証保険契約を締結させ（ただし、乙が協力企業をして履行保証保険契約を締結させる金融機関は、当該契約締結時点において企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年 1 月 30 日大蔵省令第 5 号）第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関による長期債に関する格付が、最上位から 6 番目以内に位置する金融機関又は甲がその支払能力について确实と認める金融機関に限るものとし、履行保証保険期間において、当該金融機関が上記要件を満たさなくなった場合には、乙は協力企業をして上記要件を満たす別の金融機関と履行保証保険契約を締結させるものとする。）、かつ、乙の費用負担で当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権につき、甲を質権者とする質権を設定したとき。

ウ 乙が、P F I 一般競争入札資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされているとき。

(2) 全面供用開始日から維持管理・運営期間の末日までの契約保証金の額は、維持管理・運営開始日から 1 年間の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び薬品・診療材料等調達業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 以上に相当する額とし、乙は、全

面供用開始日の前日までに納付する。ただし、この場合においては、前号ただし書きの規定を準用する。

(各種申請等業務)

第6条 乙は、自ら又は協力企業をして、本条の規定、入札説明書等及び事業者提案に従い、自己の責任及び費用において、本事業の工事に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の申請及び届出等を行う。ただし、甲の単独申請若しくは届出に係るものはこの限りでない。

2 甲は、乙の要請がある場合は、乙による前項の申請及び届出等に必要な資料の提出その他について、乙に協力する。

3 乙の責に帰すべき事由により、乙が行うべき申請若しくは届出等が遅延した場合、又は乙が第7条第2項の技術的協力若しくは書類作成を怠ったことにより甲が行うべき申請若しくは届出等が遅延した場合、乙は、甲に対し、当該遅延により甲に生じた損害を賠償する。

4 甲が、その単独申請若しくは届出等が遅延した場合、又は甲が第2項の協力を怠ったことにより乙が行うべき申請若しくは届出等が遅延した場合、甲は、乙に対し、当該遅延により乙に生じた損害を賠償する。

(起債・補助金・許認可等申請補助業務)

第7条 乙は、自ら又は協力企業をして、本条の規定、入札説明書等及び事業者提案に従い、自己の責任及び費用において、甲が行う本事業に係る起債・補助金・許認可等の申請及び起債に関する補助を行う。

2 乙は、甲による起債・補助金・許認可等の申請、病院の開設許可の変更届について技術的協力及び書類作成等の補助業務を行う。

3 乙の責に帰すべき事由により、乙が前項の規定に従い作成又は作成補助すべき書類の提出が遅延した場合、乙は、甲に対し、当該遅延により甲に生じた損害を賠償する。

4 前項の場合を除き、甲が行う起債・補助金・許認可等の申請若しくは届出等に関して損害が発生した場合の責任は、甲が負うものとする。

(優先関係)

第8条 本契約書、業務要求水準書、入札説明書等(業務要求水準書を除く。以下、本条において同じ。)又は事業者提案の記載との間に齟齬がある場合、この順に優先して適用されるものとする。

2 入札説明書等の各書類間で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

3 事業者提案と業務要求水準書の内容に差異があり、事業者提案に記載された性能又は水準が、業務要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、第1項の規定にか

かわらず、その限度で事業者提案の記載が業務要求水準書の記載に優先するものとする。

(責任の負担)

第9条 乙は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本事業実施に係る一切の責任を負うものとする。

2 本契約に別段の定めのある場合を除き、乙の本事業実施に関する甲による確認若しくは立会い又は乙から甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、乙は、いかなる本契約上の乙の責任をも免れず、当該確認若しくは立会い又は通知、報告若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

第2章 統括マネジメント業務

(総則)

第10条 乙は、自ら又はマネジメント・サポート企業に対する委託若しくは請負の方法により、本章の規定、入札説明書等及び事業者提案に従い、その裁量、責任及び費用において、統括マネジメント業務を行うものとし、甲は乙に対しサービスの対価を支払う。

(個別業務を統括するマネジメント業務)

第11条 乙は、事業期間中、自ら又はマネジメント・サポート企業に対する委託若しくは請負の方法により、本契約、入札説明書等及び事業者提案に従い、プロジェクトマネジメント機能、施設整備マネジメント機能、情報システムマネジメント機能、運営マネジメント機能を発揮して、病院施設等施設整備業務、病院施設等維持管理業務、病院運営業務、調達業務その他これらの業務に関連する業務を統括するマネジメント業務を行うものとする。

2 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなくマネジメント・サポート企業をして、さらに第三者に当該個別業務を統括するマネジメント業務を委託し又は請け負わせることはできない。

3 統括マネジメント業務実施に関するマネジメント・サポート企業その他の第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、マネジメント・サポート企業その他統括マネジメント業務の実施に関して乙又はマネジメント・サポート企業が使用する一切の第三者の責に帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(経営支援業務)

第12条 乙は、甲に対し、本契約、入札説明書等及び事業者提案に従い、本事業における甲のパートナーとして、病院の健全経営への貢献の視点から、甲が行う業務範囲をも

含めた業務プロセスの最適化について助言を行い、病院経営に必要な情報を提供する。

(統括マネジメント業務の責任者)

第 13 条 乙は、統括マネジメント業務の責任者を任命し、本契約締結後速やかに甲に対し、その業務担当者の氏名、連絡先その他甲が合理的に要求する事項を、書面により届け出る。

2 乙は、前項の規定により届出がなされた責任者の変更を希望するときは、その理由並びに後任の責任者の氏名及び経歴その他甲が合理的に指定する事項を記載した書面を事前に甲に提出し、甲の承認を得ることを要する。なお、後任の責任者は、統括マネジメント業務に関し、現任の責任者と同等以上の能力を有する者であることを要する。甲は、責任者の変更を承認するときはその旨を、責任者の変更を承認しないときはその旨及び承認しない合理的な理由を記載した書面を乙に送付する。

3 甲は、第 1 項の規定により届出がなされた責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、責任者の変更に関し協議を行う。

4 第 2 項又は前項の規定により責任者の変更がなされた場合、乙は、現任の責任者をして、合理的な期間、後任の責任者が執務を開始するのに十分な引継ぎを行わしめる。

(病院情報システム関連業務)

第 14 条 乙は、本章の規定、入札説明書等及び事業者提案に従い、甲と協議の上、統括マネジメント業務のうち病院情報システムの開発・整備、保守管理・運営に関連して、情報システムマネジメント機能を発揮して、以下の各号に掲げる業務を行う。

(1) 基幹システムを含む本件病院の用に供される病院情報システム全体の設計に対する協力(基幹システムの仕様書作成に関する協力も含む。)

(2) 基幹システムを前提とした乙が行う業務全体の設計

(3) サブシステムの調達

(4) 基幹システムとサブシステムとの接続

(5) 本事業を実施するために必要な乙における病院情報システムの整備(もし必要があれば、基幹システムとの接続を含む。)

(6) 本事業を実施するために必要な乙におけるサブシステムについての事業期間中にわたるソフトウェア及びハードウェアの保守管理・運営

(7) 業務を実施する構成員及び協力企業に対する監視、改善指示(セルフモニタリング)方法及び実施体制の策定

(8) 甲の基幹システム導入の際の支援

(9) システムの運用上のトラブル対応の支援

(開発・整備)

- 第 15 条** 乙は、別途甲と合意する日までに、前条第 3 号、第 4 号及び第 5 号に規定される情報システム(以下「対象情報システム」という。)のうち、前条第 3 号に規定するサブシステムについて、部門システム仕様書及びシステムインテグレーション仕様書を作成し、甲の確認を受ける。
- 2 乙は、甲との別段の合意がある場合を除き、甲が別途定める時期までに、サブシステムの運用に必要なソフトウェアを整備し、自主検査を行い、甲に対し、その結果を報告した上、甲の確認を受ける。
 - 3 乙は、甲との別段の合意がある場合を除き、甲が別途定める時期までに、サブシステムの運用に必要なハードウェアを調達し、設置し、自主検査を行い、甲に対し、その結果を報告した上、甲の確認を受ける。
 - 4 乙は、甲との別段の合意がある場合を除き、甲が別途定める時期までに、基幹システムを含む病院情報システム全体の運用に必要なインフラストラクチャー(都が調達及び整備するものを除く)を調達し、設置し、自主検査を行い、甲に対しその結果を報告した上、甲の確認を受ける。
 - 5 乙は、甲と協議の上、対象情報システムの運用に必要なマニュアルを作成する。甲は、随時、乙に対し、当該マニュアルの閲覧及び謄写を請求することができる。第 14 条に規定する病院情報システム関連業務の業務内容等の変更される場合には、乙は、当該マニュアルに必要な変更又は改善を行うとともに、甲の指示に従うものとする。

(仕様の変更)

- 第 16 条** 甲は、業務要求水準書及び事業者提案の趣旨を損なわず、かつ、引渡予定日の変更を伴わないと判断した場合、乙に対し、部門システム及びシステムインテグレーションの仕様について必要と判断する変更を求めることができ、乙は、これに従うものとする。
- 2 前条第 1 項に基づく確認後、甲の要請により部門システム仕様書及びシステムインテグレーション仕様書の変更を行う場合、甲と乙は、当該変更に係る費用の調整に関する協議を行い、当該調整後の費用が調整前の費用と異なるときは、甲は、超過部分の費用を、甲と乙が別途合意する日に原則として一括で支払う。ただし、業務要求水準書及び事業者提案に記載された性能を満たすための変更はこの限りでない。

(対象情報システム全体の保守管理及び運営)

- 第 17 条** 対象情報システムに障害が発生した旨の通報が甲からなされた場合、乙は、保守要員をして復旧に必要な措置を取らしめ、かつ、速やかに原因を究明し、原因、再発防止及び対応策を甲に報告する。
- 2 乙は、甲が定期的開催するシステム連絡会において、対象情報システムの運用状況、問題点及び改善点について甲に報告及び提案を行う。

(ハードウェアの保守管理・運営)

第 18 条 乙は、対象情報システムに係るハードウェア及びネットワークを安定的に稼働させるため、定期的に予防保守を行う。ただし、乙は、予防保守に係る作業を、原則として、基幹システムの運用時間外に行い、24 時間稼働のシステムについては、病院業務への支障が最小となるよう配慮する。

2 乙は、甲と協議の上、事前に対象情報システムの定期点検の日時を決定する。

3 乙は、第 2 項に基づく点検を行ったときは、速やかに甲に報告する。

(ソフトウェアの保守管理・運営)

第 19 条 乙は、維持管理・運営開始日から全面供用開始後 1 年が経過するまでの間、対象情報システムの開発に携わったシステムエンジニアを病院に常駐させる等ソフトウェアの保守管理及び運営に必要なかつ十分な体制をとるものとする。

2 乙は、医療保険制度の改正（診療報酬の改定を含む。）及び東京都内における福祉医療制度の改正が公示された場合、当該改正の施行前に対象情報システムの変更に係るインストールを完了させる。甲は、かかるインストールに必要な情報を提供する等の協力を行う。

(費用負担)

第 20 条 医療保険制度の改正及び東京都内における福祉医療制度改正に伴う対象情報システムに係る対応費用は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 東京都内の福祉医療制度の改正への対応費用は、甲の負担とする。

(2) 医療保険制度の改正への対応費用は、本件病院のために特別に開発した部分を除き、乙の負担とする。本件病院のために特別に開発した部分の対応費用の詳細は、甲と乙で協議の上決定する。

(3) 前各号にかかわらず、診療報酬の改定（薬価の改定を含む。）への対応費用は、乙の負担とする。

(バージョンアップ及び更新)

第 21 条 乙は、別途甲と合意する日（ただし、維持管理・運営開始日より前の日とする。）までに、事業者提案に基づき策定した対象情報システムの更新計画を甲に提出し、その確認を受ける。

2 乙は、前項により甲が確認した更新計画に基づき対象情報システム（ハードウェア及びソフトウェアを含む。）の更新を行う。

(瑕疵担保責任)

第 22 条 乙は、乙が開発した対象情報システムの瑕疵により維持管理・運営開始日から

全面供用開始日の1年目の応当日までの間に甲に生じた損害について、当該損害を甲に対し賠償するまで責任を負う。ただし、維持管理・運営開始日から全面供用開始日の1か月目の応当日までの間に生じたインターフェースの調整は、当該調整を乙の費用負担で行う限り、当該瑕疵には含まれないものとする。

(その他)

第23条 対象情報システムの引渡しその他の条件、乙が開発したソフトウェアに関する著作権の帰属等については、甲、乙及び基幹システムの開発業者との間で別途覚書を締結するものとする。

(ISO認証の取得)

第24条 乙は、維持管理・運営開始日から3年以内に、病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び薬品・診療材料等調達業務に関し、国際標準化機構のISO9001及びISO14001の認証を取得し、維持管理・運営期間の終了日まで継続して維持することを要する。

(ISO認証の取得に関する費用負担及び違約金)

第25条 前条に定める認証の取得及び維持に係る費用は、乙の負担とする。ただし、事業者提案提出後の国際標準化機構の規格の変更により、これらの認証の取得又は維持に係る費用が増加した場合、甲及び乙は、乙に生じた合理的な増加費用の負担・支払方法について協議する。

- 2 乙は、乙の責に帰すべき事由により、前条に定める認証のいずれか一方でも維持管理・運営開始日から3年以内に取得できなかった場合、直ちに違約金として500万円を甲に支払う。
- 3 乙は、乙の責に帰すべき事由により、前条に定める認証のいずれか一方でも維持管理・運営開始日から4年以内に取得できなかった場合、甲に対し、維持管理・運営開始日から4年間の経過した日が属する事業年度からこれらの認証を全て取得した日が属する事業年度に至るまで、毎年違約金として250万円を支払う。
- 4 乙が一度取得した認証のいずれか一方でも維持管理・運営期間中に失った場合、当該認証の再取得に係る費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、一度取得した認証のいずれか一方でも維持管理・運営期間中に失った場合、甲に対し、当該認証を失った日が属する事業年度の翌事業年度から再取得の日が属する事業年度まで、毎年違約金として250万円を支払う。
- 6 第2項、第3項及び第5項の違約金債務は、乙に支払われるべきサービスの対価と相殺される。

第3章 施設整備関連業務

第1節 総則

(総則)

第26条 乙は、設計・工事期間中、自ら又は協力企業をして、本契約、入札説明書等及び事業者提案に従い、下記の病院施設等施設整備業務医療器械調達業務及び備品等調達業務を行うものとし、かつ、これらに付随する関連業務を行い、甲は乙に対しサービスの対価を支払う。

- (1) 事前調査業務及びその関連業務
- (2) 設計業務及びその関連業務
- (3) 解体施設の解体撤去業務
- (4) 改修施設の改修及び新設施設の建設に関する工事業務
- (5) 工事監理業務
- (6) 周辺影響調査・対策業務
- (7) 各種申請等業務
- (8) 補助金・許認可等申請補助業務
- (9) 医療器械調達業務
- (10) 備品等調達業務
- (11) 移転業務

2 乙は、委託又は請負の方法による場合、事業期間開始後 10 日以内に、病院施設等施設整備業務、医療器械調達業務及び備品等調達業務の各業務を受託し、又は請け負う協力企業の名称並びに担当者及びその連絡先その他甲が定める事項を、書面により甲に届け出る。

3 乙は、前項の届出において、設計業務、解体施設の解体撤去業務、改修施設の改修及び新設施設の建設に関する工事業務（以下、解体施設の解体撤去業務、改修施設の改修及び新設施設の建設に関する工事業務を総称して「工事業務」という。）及び工事監理業務については、やむを得ない場合を除き、協力企業となることを予定する者として事業者提案において記載した企業と同一の企業を協力企業として届け出なければならない。乙が届け出た協力企業以外の企業に各業務を委託し、又は請け負わせるときは、第6章に定める手続に従う。

第2節 本件土地及び既存施設の無償使用

(本件土地の確保)

第27条 甲は、事業期間中、乙が本事業を行うために支障のないよう本件土地の権原を確保する。

(本件土地及び既存施設)

第 28 条 甲は、乙及び協力企業に対し、本件病院施設等の工事の履行場所として合理的に必要な範囲で、本件土地及び既存施設の全部又は一部を無償使用させるものとする。使用させる土地及び既存施設の範囲は、別紙 2 に記載のとおりとし、使用させる期間は設計・工事期間とする。

2 乙は、設計・工事期間中、前項により無償使用の対象となる本件土地及び既存施設を善良なる管理者の注意をもって管理する。また、甲が本件土地を利用する際には、合理的に必要な範囲で協力を行うこととする。

3 設計・工事期間中に、本契約が解除される等の事由により、乙が本件土地及び既存施設を使用する正当な理由を喪失した場合において、本件土地に乙又は協力企業が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、乙は、当該物件を収去した上で、甲に本件土地及び既存施設を明け渡さなければならない。この場合の費用は、甲に帰責性がある場合、法令及び不可抗力による場合を除き、乙が負担する。なお、法令及び不可抗力の場合において乙に増加費用が発生した場合には、第 150 条又は第 155 条に定めるところに従う。ただし、建設途中の建物の出来高部分に関しては、第 138 条及び第 139 条の規定に従う。

4 前項に基づき乙が当該物件の収去義務を負うときに、乙が相当の期間内に当該物件を収去しないときは、甲が乙に代わって当該物件を収去し、当該収去到要した費用を乙に求償することができる。

5 第 3 項に規定する乙の甲に対する本件土地及び既存施設の明渡しの期限については、甲が、乙の意見を聴取の上、合理的に定める。

(埋蔵文化財の取扱い)

第 29 条 乙は、本件土地から埋蔵文化財が発見された場合には、本件病院施設等に係る設計変更その他の当該埋蔵文化財を保護・保存するために必要な措置をとらなければならない。

2 かかる措置を取るために乙が支出した費用その他乙が被った損害は、甲が負担するものとする。

(本件土地及び既存施設の引渡し)

第 30 条 甲は、平成 [] 年 [] 月 [] 日又は甲と乙が別途合意する日までに、乙と協議の上、本件病院施設等の工事に必要な措置を講じた上で本件土地及び既存施設を乙に引き渡す。ただし、乙は、上記引渡し後に甲が行う周辺環境整備を妨げないものとする。

2 甲が乙に対し前項の規定に従い本件土地及び既存施設を引き渡さなかった場合、これにより生じた増加費用は甲の負担とし、これにより乙に生じた損害は甲が賠償するもの

とする。

(本件土地の瑕疵担保)

第 31 条 本件土地に関し、経験ある建設請負人が通常要求される注意義務を尽くしても入札説明書等の記載から予見できない瑕疵（土壌汚染及びコンクリート等の人工的地中障害物等の存在を含む。）が判明した場合、これにより乙に生じた増加費用は甲の負担とし、これにより乙に生じた損害は甲が賠償するものとする。ただし、埋蔵文化財については、第 29 条の規定に従う。

第 3 節 事前調査業務

(事前調査業務)

第 32 条 乙は、自ら又は協力企業に対する委託又は請負の方法により、本契約、入札説明書等及び事業者提案に従って、その裁量、責任及び費用において業務要求水準を達成する本件病院施設等の設計業務、工事業務、維持管理業務及び運営業務等を実施するために必要な事前調査業務を行い、またかかる事前調査の不備、誤謬等に起因する一切の増加費用を負担する。

- 2 乙は、本件土地の引渡し前に事前調査を行うことを希望する場合、甲に事前に連絡し、その承諾を得た上で調査を行うことができる。
- 3 乙は、甲に対し、事前調査の内容及び方法を事前に報告し、乙が行う事前調査の内容及び方法が、本件病院施設等の設計・工事に関する業務要求水準の達成に寄与するものであるか否かの確認を求める。
- 4 乙は、事前調査等の終了後、調査結果の記録等を甲に提出し、甲が第 3 項の乙の求めに応じて確認した内容及び方法で、事前調査が行われたか否かの確認を求める。
- 5 甲は、第 3 項の報告又は第 4 項の記録等の提出を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、事前調査の内容及び方法その他当該報告又は記録等に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。

第 4 節 周辺影響調査・対策業務

(周辺影響調査・対策業務)

第 33 条 乙は、自ら又は協力企業に対する委託又は請負の方法により、本節の規定、入札説明書等及び事業者提案に従い、その裁量、責任及び費用において業務要求水準を達成する本件病院施設等の設計業務及び工事業務等を実施するために必要な周辺影響調査・対策業務を行う。

(調査等及び対策の実施)

第 34 条 乙は、本件病院施設等の工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を調査、分析及び検討(次3項において「調査等」という。)し、騒音・振動、臭気、ほこり、車両交通、歩行者その他について適切な対策を講じるものとする。なお、乙は、かかる調査等及び対策を自己の責任及び費用にて実施し、また、それらの不備、誤謬等に起因する一切の増加費用を負担する。

2 乙は、甲に対して、前項の調査等及び対策の事前及び事後に、当該調査等及び対策の内容及び結果を報告する。

3 乙は、工事着工前、工事中、及び本件病院施設等の各引渡日後、第1項の調査等及び対策の結果をまとめ、それぞれ甲に提出し、その確認を受ける。

4 乙は、第1項の調査等及び対策に関して生じたトラブル等に対する対応を適宜記録等にまとめて甲に提出し、その確認を受ける。

5 第3項及び前項の結果及び記録等の提出時期その他の詳細は、乙の意見を聴取した上、別途甲が定める。

6 甲は、第2項の報告を受け、又は第3項若しくは第4項の確認を行い、必要があると判断したときは、乙に対し、周辺影響対策その他当該報告又は確認に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。

(近隣対応)

第 35 条 乙は、本条の規定、入札説明書等及び事業者提案に従い、その裁量、責任及び費用において、本事業に起因する騒音、振動、悪臭、光害、ほこり、交通渋滞、地盤沈下その他工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施し、甲に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

2 乙は、自己の責任及び費用において、本件病院施設等の工事着手前に本件病院の周辺自治会及び関係各機関への説明会を開催し、施設及び工事について説明を行い、これらの者の十分な理解を得る努力をする。

3 乙は、事業の進捗に係る重要な段階にあるために、又は近隣調整のために、甲が乙による説明会が必要であると判断した場合にも適宜同様の説明を行う。当該説明会に関する費用は乙が負担する。

4 甲は、第1項の報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、工事、近隣対応その他当該報告に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。

5 本事業以外のものに起因する近隣対応については、甲が自己の責任及び費用において行うものとする。

第5節 設計業務及びその関連業務

(総則)

- 第36条** 乙は、自ら又は協力企業に対する委託又は請負の方法により、設計を行うものとして届け出た設計担当者をして、本節の規定、入札説明書等及び事業者提案に従い、その裁量、責任及び費用において業務要求水準を達成する本件病院施設等の設計を行う。
- 2 乙は、前項に規定する設計担当者をして、本件病院施設等の設計業務の全部又は大部分をさらに第三者に委託し又は請け負わせることはできない。乙が設計担当者をして、本件病院の設計業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、事前に都の書面による許諾を必要とする。
- 3 乙は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、設計に関する一切の責任（設計上の誤り並びに乙の都合による設計条件の変更及び設計変更から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。

(設計関連業務)

- 第37条** 乙は、本節の規定、入札説明書等及び事業者提案に従い、甲と協議の上、設計の実施に伴う院内調整への協力及び関係官公署等との協議並びに必要な関連業務を行う。
- 2 乙は、前項に定める手続の実施については、甲に事前説明及び事後報告を行わなければならない。

(基本設計)

- 第38条** 乙は、事業者提案に基づき、本件病院施設等の設計工程表を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の規定に基づき作成した設計工程表記載の工程に従い、本章第3節に規定する事前調査の結果を踏まえて、甲と協議の上、本件病院施設等の設計条件を確定するための基本設計を行う。
- 3 乙は、基本設計を行うに際し、適宜甲と打合せを行い、甲に対し、打合せの記録を提出する。
- 4 基本設計と入札説明書等、事業者提案又は前項の打合せの結果との間に齟齬がない場合、甲は乙に対してその旨の確認の通知を行うものとする。
- 5 基本設計と入札説明書等、事業者提案又は第3項の打合せの結果との間に齟齬がある場合、甲は、乙に対して、その旨及び当該齟齬の具体的内容を通知するものとし、乙は、当該通知を受領後速やかに当該齟齬を是正する。当該齟齬が甲の指示又は甲の責任に帰すべき事由による場合を除き、当該是正は乙の責任及び費用をもって行われるものとする。なお、当該齟齬が甲の指示による場合であっても乙がかかる指示が不適切であることを知りながら甲に告げなかった場合には、当該是正は乙の責任及び費用をもって行われるものとする。また当該是正により工期の変更が必要な場合、第6節第2款の規定に

従い処理されるものとする。

6 前項の是正を行う場合には、前3項の規定を準用する。

(設計条件の変更)

第39条 甲は、乙に対し、必要と判断する設計条件の変更を求めることができ、乙は、これに従う。

2 乙は、甲に対し、前項の変更の要求に対する検討の結果を速やかに通知し、変更の是非について甲と協議を行うことができる。

3 基本設計完了前に甲の要求により入札説明書等及び事業者提案に基づく設計条件の主旨を損ない、又は工期の変更を伴う設計条件の変更を行う場合、乙は、甲と協議し、当該設計条件の変更に係る本件病院施設等の設計費及び工事費（別紙6のうち設計業務及びその関連業務並びに工事業務、工事監理業務及び既存施設の解体撤去業務に係る部分をいい、消費税及び地方消費税を含む金額によるものとする。以下、同様とする。）を調整する。

4 基本設計完了後（実施設計中も含む。）に甲の要求により基本設計中に定めた設計条件の変更を行う場合、乙は、甲と協議し、当該設計条件の変更に係る本件病院施設等の設計費及び工事費を調整する。

5 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、甲による前条第4項の確認を受けた基本設計の変更を行うことはできない。

6 乙が甲の承諾を得て前条第4項の確認を受けた基本設計の変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、乙は当該費用を負担する。またこれにより、工期の変更が必要な場合、第6節第2款の規定に従い、処理されるものとする。

7 第2項の規定に基づく設計条件の変更に関する協議の結果は、設計条件と一体のものとする。

(実施設計)

第40条 乙は、第38条第1項の規定に基づき作成した設計工程表記載の工程に従い、甲と協議の上、本件病院施設等の実施設計を行う。

2 乙は、実施設計を行うに際し、本章第3節に規定する事前調査の結果を踏まえて、適宜甲と打合せを行い、甲に対し打合せの記録を提出する。

3 実施設計と入札説明書等、事業者提案、基本設計又は前項の打合せの結果との間に齟齬がない場合、甲は乙に対してその旨の確認の通知を行うものとする。

4 実施設計と入札説明書等、事業者提案、基本設計又は第2項の打合せの結果との間に齟齬がある場合、甲は乙に対してその旨及び当該齟齬の具体的内容を通知するものとし、乙は、当該通知を受領後速やかに当該齟齬を是正する。当該齟齬が甲の指示又は甲の責に帰すべき事由による場合を除き、当該是正は乙の責任及び費用をもって行われるものとし、またこれにより工期の変更が必要な場合、第6節第2款の規定に従い処理される

ものとする。

- 5 前項の是正を行う場合には、前3項の規定を準用する。

(成果物の提出)

第41条 乙は、第38条に規定する基本設計及び前条に規定する実施設計の業務が完了したときは、別紙3記載の設計図書その他甲が指定する成果物を甲に提出する。ただし、同別紙に記載のない成果物を甲が指定したときは、当該成果物の作成及び提出に係る増加費用は、甲の負担とする。

- 2 甲は、前項に基づき提出された成果物が本契約、業務要求水準書、入札説明書、事業者提案若しくは甲と乙の打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、又は、提出された成果物では、本契約、業務要求水準書、入札説明書、事業者提案若しくは甲と乙の設計打合せにおいて合意された事項において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、乙と協議の上、乙の負担において修正を求めることができる。甲は、かかる修正を求めない場合には、提出された成果物の確認を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲からの指摘(前項による甲の修正の求めを含む。)により、又は、自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの負担において速やかに成果物の修正を行い、修正点について甲に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合を発見した場合も同様とする。
- 4 第3項に規定する修正の結果、新施設及び改修施設の引渡しが遅延した場合には、第52条第2項の規定を適用する。

(実施設計完了後の設計変更)

第42条 甲は、設計条件の主旨を損なわず、かつ、工期の変更を伴わないと合理的に判断した場合、乙に対し、必要と判断する設計の変更を求めることができ、乙は、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲に対し、前項の変更の要求に対する検討の結果を速やかに通知し、変更の是非について甲と協議を行うことができる。
- 3 実施設計完了後に甲の要求により設計の変更を行う場合、乙は、甲と協議し、当該設計の変更に係る本件工事対象施設等の設計費及び工事費を調整する。
- 4 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、甲による第40条第3項の確認を受けた実施設計の変更を行うことはできない。
- 5 乙が甲の承諾を得て第40条第3項の確認を受けた実施設計の変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用(病院施設等施設整備業務に係る増加費用のほか、病院施設等維持管理業務に係る増加費用も含む。)が発生したときは、乙が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときにはサービスの対価を減額する。
- 6 第2項の規定に基づく設計の変更に関する協議の結果は、実施設計と一体のものとする。

(報告受領・通知等に関する責任)

第 43 条 甲は、基本設計若しくは実施設計に関する進捗状況の報告を受けたこと、第 38 条第 3 項若しくは第 40 条第 2 項の規定に基づき打合せの記録の提出を受けたこと、第 38 条第 4 項若しくは第 40 条第 3 項の規定に基づき通知を行ったこと、設計条件若しくは実施設計の変更の承諾をしたこと、又は第 41 条の規定に基づき成果物の提出を受けたことを理由として、設計及び工事の全部又は一部についての責任を何ら負担するものではない。

第 6 節 工事業務・工事監理業務

第 1 款 総則

(総則)

第 44 条 乙は、本節の規定、入札説明書等及び事業者提案に従い、自ら又は協力企業をして、その裁量、責任及び費用において業務要求水準を達成する工事を行う。

2 乙は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、工事に関する一切の責任（施工上の誤り並びに乙の都合による施工条件の変更及び条件変更から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。

(施工計画書等)

第 45 条 乙は、甲と協議の上、施工計画書（工事工程表、施工要領書及び工事施工図を含む。以下同じ。）その他甲の指定する書類を作成し、当該協議により定める日までに甲に提出し、甲の確認を受ける。

2 乙は、仮設工事を行う場合、甲と協議の上、総合仮設計画書を作成し、仮設工事開始までに甲に提出し、甲の確認を受ける。

3 前 2 項の書面の提出後に当該書面の修正が必要となった場合、乙は、適宜当該書面の修正を行い、修正内容を甲に報告し、甲の確認を受ける。

(工事監理者)

第 46 条 乙は、工事の着手に先立ち、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に定める一級建築士の資格を有する工事監理者（ただし、第 47 条第 1 項に規定する工事施工者は、工事監理者を兼務できないものとする。）を設置するものとし、設置後速やかに工事監理者の氏名を甲に対して通知する。

2 乙は、前項により設置した工事監理者をして、業務要求水準書に従って工事監理業務を行わせるものとする。

3 乙は、工事監理者をして、毎月定期的に工事監理の状況を甲に報告させる。

- 4 乙は、工事監理者をして、適宜、月報及び各種検査報告書等の必要書類を甲に提出させる。
- 5 乙は、工事監理者をして、定期的に、甲による工事監理状況の確認を受けさせる。
- 6 乙は、前3項に加え、甲が要請したときは、工事監理者をして、工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況を報告させ、甲による確認を受けさせるものとする。
- 7 乙は、工事監理者に対し、工事監理者が前6項の行為を行う上で必要となる協力を行う。

(改修工事及び建設工事の遂行)

第 47 条 乙は、工事を行う者として甲に届け出た工事施工者をして、本契約、業務要求水準書、事業者提案、実施設計図書及び施工計画書に従って改修工事及び建設工事を遂行させる。

- 2 前項に規定する工事施工者は、さらに第三者に当該工事業務の全部又は大部分を委託し、又は請け負わせることはできない。
- 3 仮設工事、施工方法その他本件病院施設等を安全に工期内に完成するために必要な一切の手段については、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、仮設工事を行う場合には、第45条第2項及び第3項の規定に従うものとする。
- 4 乙は、工事施工者をして、工事現場に常に工事記録を整備させる。
- 5 乙は、工事施工者をして、各種関連法令及び工事の安全に関する指針等を遵守させる。
- 6 乙は、工事業務と医療器械調達業務及び備品等調達業務との間の十分な調整を図り、適切な時期に医療器械及び備品等の設置を完了させる。

(解体・撤去工事の遂行)

第 48 条 乙は、工事を行う者として甲に届け出た工事施工者をして、本契約、業務要求水準書、事業者提案及び施工計画書に従って解体施設の解体・撤去工事を遂行させる。

- 2 前項に規定する工事施工者は、さらに第三者に当該工事業務の全部又は大部分を委託し、又は請け負わせることはできない。乙が工事施工者をして、本件病院の解体撤去業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、事前に甲の書面による許諾を必要とする。
- 3 乙は、前項の規定により解体・撤去工事業務に着手し、同業務を終了して第64条第3項に基づき解体等完了確認通知書を受領するまでの間、自己の責任及び負担において、解体施設の敷地及び解体施設を善良な管理者として適切に管理し、第三者による無断立入り等を防止するために必要な措置を講じなければならない。仮設工事を行う場合には、前条第3項の規定に従うものとする。
- 4 乙は、工事施工者をして、解体工事現場に常に工事記録を整備させる。
- 5 乙は、工事施工者をして、各種関連法令及び工事の安全に関する指針等を遵守させる。

- 6 解体施設の現況が入札説明書等で示されたものと著しく異なるときは、甲及び乙は協議のうえ、その取扱いについて定めるものとする。
- 7 前項の協議により定められたところに従い乙が解体業務を実施する場合において、乙に追加的な費用が発生するとき又は費用が減少するときは、甲及び乙は、施設整備費を調整することとする。

(甲による現場立会い等)

- 第 49 条** 甲は、工事業務が本契約、入札説明書等、事業者提案、甲の確認を受けた施工計画書に従い実施されていることを確認するために、乙にあらかじめ通知したうえ、工事業務の実施状況について、乙又は工事施工者に対して説明を求め、確認することができる。この場合において、工事業務の現場において実施状況を確認するときは、乙又は工事施工者が立ち会うものとする。
- 2 乙は、前項の規定により実施状況の確認の実施について、甲に対して可能な限りの協力を行うとともに、工事施工者をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
 - 3 甲は、前二項に定めるほか、乙にあらかじめ通知することなく、随時、工事に立会い、実施状況について確認することができる。
 - 4 甲は前三項の規定による立会い、説明、確認又は報告の結果、工事の実施状況が本契約、入札説明書等、事業者提案又は、施工計画書の内容を逸脱していることが判明したときは、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。
 - 5 甲は、本条の規定による立会い、確認等の実施を理由として、乙のこの契約の履行の結果の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第 2 款 施工条件・工期の変更

(条件の変更)

- 第 50 条** 乙は、改修施設に係る工事業務の初期段階（内装撤去段階）において、躯体の瑕疵や経年劣化により補修を必要とする部分（以下「不具合」という。）が発見された場合には、甲と十分協議を行い、工事を実施させるものとする。
- 2 前項による不具合の補修工事は、乙の責任において実施するものとし、業務要求水準を充足するため必要な措置を講じる。この場合の費用は、目視により確認できる躯体の瑕疵や経年劣化については、乙が負担し、それ以外の躯体の瑕疵や経年劣化については、予め乙が事業者提案に記載した補修工事に関する単価に基づき、業務要求水準書に規定する不具合の分類、補修方法及び数量を基準に現実に判明した不具合の分類、補修方法及び数量に即して加除を行い、協議の上、確定させるものとする。

- 3 前項の費用に関する協議が整わない場合は、甲が合理的な費用の額及び補修対象を定めるものとし、乙は、当該費用額の範囲内で補修工事を行う。
- 4 乙は、工事期間中において甲からの施工条件についての変更要望があった場合、これに対応しなければならない。その際、乙は、甲並びに設計業務、工事業務及び工事監理業務等を行う協力企業と要望内容について十分な協議を行うものとする。

(工期の変更)

- 第 51 条** 甲が工期の変更を請求した場合、当該変更の可否は、甲と乙の協議によりこれを定める。
- 2 乙が、法令変更若しくは不可抗力又は乙の責に帰すべき事由により工期を遵守できない場合に、工期の変更を請求したときは、甲と乙の協議により新たな工期を定める。
 - 3 乙は、甲の責に帰すべき事由により工期を遵守できない場合、甲に対し、工期の変更を請求することができる。乙から請求があった場合、甲は、乙と協議の上、合理的な工期の変更を行う。
 - 4 前3項の協議が整わない場合は、甲が合理的な工期を定め、乙はこれに従う。

(工期の変更に伴う費用負担等)

- 第 52 条** 甲の責に帰すべき事由により各引渡日が各引渡予定日より遅延した場合若しくは所有権移転日が適用ある所有権移転予定日より遅延した場合、全面供用開始日が全面供用開始予定日より遅延した場合、維持管理・運営開始日が維持管理・運営開始予定日より遅延した場合又は本件病院施設等の各改修部分に係る業務開始日が業務開始予定日より遅延した場合、甲は、当該遅延に伴い乙に生じた相当な損害(ただし、逸失利益は含まない。)を賠償しなければならない。
- 2 乙の責に帰すべき事由により各引渡日が各引渡予定日より遅延した場合若しくは所有権移転日が適用ある所有権移転予定日より遅延した場合、全面供用開始日が全面供用開始予定日より遅延した場合、維持管理・運営開始日が維持管理・運営開始予定日より遅延した場合又は本件病院施設等の各改修部分に係る業務開始日が業務開始予定日より遅延した場合、乙は、当該遅延に伴い甲に生じた相当な損害(ただし、逸失利益は含まない。)を賠償するものとする。
 - 3 法令変更又は不可抗力により各引渡日が各引渡予定日より遅延した場合若しくは所有権移転日が適用ある所有権移転予定日より遅延した場合、全面供用開始日が全面供用開始予定日より遅延した場合、維持管理・運営開始日が維持管理・運営開始予定日より遅延した場合又は本件病院施設等の各改修部分に係る業務開始日が業務開始予定日より遅延した場合、当該遅延に伴い生じた増加費用(ただし、逸失利益は含まない。)は、第150条及び第155条の規定に従う。

第3款 工事の中止

(工事の中止)

第53条 甲は、必要があると認める場合、その内容を乙に通知した上で、本件病院施設等の工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。この場合、甲は、工事の中止が必要であると認めた理由を乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定により工事の施工を一時中止させた場合であっても、必要があると認めるときは工期を変更することができる。

(工事の中止による費用負担)

第54条 甲は、前条第1項の規定による工事の一時中止が乙の責に帰すべき場合を除き、乙が工事の再開に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼす場合、乙に対し、合理的な範囲で、増加費用を負担し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、法令変更又は不可抗力による場合には、第150条及び第155条の規定に従う。

第4款 工事場所の管理及び損害の負担

(工事場所の管理)

第55条 本件病院施設等の工事場所の管理は、乙が善良な管理者の注意義務をもって行う。

(設計・工事期間における費用負担等)

第56条 設計・工事期間中において、甲の責に帰すべき事由により、工事場所の管理に関して乙に損害又は増加費用が生じた場合、甲は、乙に対し、当該損害又は増加費用を賠償しなければならない。

2 設計・工事期間中において、乙の責に帰すべき事由により、工事場所の管理に関して甲に損害又は増加費用が生じた場合、乙は、甲に対し、当該損害又は増加費用を賠償しなければならない。

3 設計・工事期間中において、法令変更又は不可抗力により生じた損害及び増加費用は、第150条及び第155条に従って処理されるものとする。

4 前3項の定めにかかわらず、設計・工事期間中における工事場所の管理に関する費用負担又は損害の賠償について本契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(第三者に生じた損害)

第 57 条 工事の施工により第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音及び振動、臭気、ほこりその他の事由により第三者に損害を及ぼした場合、甲が当該損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工について乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の規定により乙が第三者に損害を賠償すべき場合において、甲が当該第三者から損害賠償請求(国家賠償法(昭和22年法律第125号)に基づくものを含む。)を受けたときは、甲は、乙に対し、乙が負担すべき金額の範囲内で求償することができる。

4 前3項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙は協力してその処理解決にあたるものとする。

(工事完了確認前の本件病院施設等の損壊)

第 58 条 甲が本件病院施設等の工事の完了を確認する前に、本件病院施設等、仮設又は工事現場に搬入済の工事材料その他建設機械器具等に損壊が生じた場合、乙は、当該事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行った場合、乙は直ちに調査を行い、前項の損壊の状況を確認し、その結果を甲に通知しなければならない。

3 第1項の損壊に起因する増加費用は、乙が負担する。ただし、乙の責に帰すべきでない事由によるときは、この限りでない。

第7節 本件病院施設等の引渡し及び所有権移転

(自主検査)

第 59 条 乙は、自ら又は工事施工者又はその他の第三者をして、本件病院施設等の各工事完了後、当該工事部分にかかる検査(改修施設に係る部分使用検査(ただし、本件病院施設等の最後の改修部分の工事が完了した場合には、かかる検査には、当該改修部分に関する部分使用検査に加えて、各改修部分相互の接続、エレベーター等のネットワーク型設備等に関する検査を含むものとする。以下第60条ないし第62条、第63条第1項及び第64条第1項に規定する検査について同じ。))を含む。以下、本節に規定する検査について同じ。)を行う。

(工事監理者による検査)

第 60 条 乙は、前条の検査の終了後、自己の責任及び費用で、工事監理者をして本件病

院施設等の当該工事部分を検査させる。

(法律に基づく検査)

第 61 条 乙は、本件病院施設等の各工事を完了した後、自己の責任及び費用で、当該工事部分の引渡し前に必要な法律に基づく検査を受ける。

2 甲は、乙に対し、前項の検査への立会いを求めることができる。

3 甲が前項の規定に基づき立会いを行ったか否かにかかわらず、乙は、甲に対し、第 1 項の検査の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付して、書面により報告する。

(検査不合格の場合の再検査)

第 62 条 前 3 条の検査のいずれかに不合格となった場合、乙は、自己の責任及び費用で、不備部分を補修し、再検査を受けなければならない。

(都による改修建物及び新築建物の検査)

第 63 条 乙は、前 4 条の検査（前条の再検査を行うときは、当該再検査を含む。）に合格後、当該新設施設又は改修施設の各改修部分（以下「引渡対象」という。）の引渡予定日の 17 営業日前までに、当該引渡対象部分に係る工事を完了させ、甲に対し、その旨を報告する。

2 甲は、乙より前項の報告を受領した場合、速やかに、竣工確認（新設施設の場合）又は当該新設施設又は改修施設の各改修部分に係る部分使用検査（改修施設の場合）を実施する。

3 甲は、前項の竣工確認又は部分使用検査の結果、当該引渡対象の工事が完了したと判断したときは、速やかに乙に対し、竣工確認通知書又は部分使用検査合格通知書を交付する。

4 甲は、第 2 項の竣工確認又は部分使用検査の結果、当該引渡対象の工事が完了していないと判断したときは、速やかにその旨及び当該判断の理由を記載した書面を交付する。

5 乙は、甲から前項の書面の交付を受けたときは、直ちに、当該引渡対象に係る工事の追完工事を行うものとする。その後の手続については、本節の規定を準用するものとする。

6 乙は、第 3 項に基づき、竣工確認通知書を受領した場合、速やかに、本件工事対象施設の施工に係わる記録を甲に提出するものとする。

(都による解体工事の検査)

第 64 条 乙は、解体施設の解体工事が完了したときには、第 59 条ないし第 61 条の検査（第 62 条の再検査を行うときは、当該再検査を含む。）に合格後、甲に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 甲は、乙より前項の通知を受領した場合、速やかに、解体等完了検査を実施する。
- 3 甲は、前項検査の結果、解体工事が完了したと判断したときは、速やかに乙に対し、解体等完了確認通知書を交付するものとする。
- 4 甲は、第2項の検査の結果、解体工事が完了していないと判断したときは、速やかにその旨及び当該判断の理由を記載した書面を交付する。
- 5 乙は、甲から前項の書面の交付を受けたときは、直ちに、解体工事の追完工事を行うものとする。その後の手続については、本節の規定を準用するものとする。

(本件病院施設等の引渡し)

- 第 65 条** 甲が第 63 条第 3 項の規定により竣工確認通知書又は部分使用検査合格通知書を乙に交付した場合、乙は、甲に対し、各引渡予定日に、通常の公共工事の手続に準じ、当該引渡対象を引き渡し、その他必要な手続を行う。なお、このとき当該引渡対象は、当該引渡対象に設置されるべき医療器械及び備品等の設置及び調整を完了した状態であることを要する。
- 2 乙は、甲に対し、本件病院施設等の全ての新設施設及び改修施設の改修部分の引渡し完了後 30 日以内に、本件病院施設等に係る竣工図及び竣工写真を提出する。
 - 3 乙は、前項に基づき提出される竣工図及び竣工写真について、甲がこれを自由に使用又は公表できるよう必要な措置を講じなければならない。

(本件病院施設等の所有権移転)

- 第 66 条** 甲が第 63 条第 3 項の規定により本件病院施設等の新設施設に係る竣工確認通知書及び改修施設の改修部分の全部に係る検査合格通知書を乙に交付した場合、乙は、甲に対し、適用ある所有権移転予定日に、通常の公共工事の手続に準じ、本件病院施設等（改修施設の各改修部分のうち躯体に附合している部分及び対象情報システムその他別途合意するものを除く。）の所有権を移転し、その他必要な手続を行う。なお、乙は、甲に対して、各引渡予定日以降は、かかる所有権の移転前においても本件病院施設等の新設施設及び改修施設の各改修部分を使用することを許諾する。

(瑕疵担保責任)

- 第 67 条** 甲は、本件病院施設等（改修施設については改修部分）に瑕疵があるときには、乙に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに、損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害の賠償の請求は、前条の規定による所有権移転を受けた日又は第 64 条第 3 項の通知を受けた時から 2 年以内にこれを行わなければならない。ただし、前項の瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合、又は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 95 条第 1 項に規定する

構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求は本施設の引渡しを受けた日から10年間行うことができるものとする。

- 3 甲は、本件病院施設等が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6か月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 4 第1項の規定は、当該新施設又は改修施設の改修部分の瑕疵が、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 5 甲が第1項の規定により瑕疵の修補の請求をしたにもかかわらず、乙が瑕疵の修補に応じないときは、甲は乙の負担でこれを修補することができる。なお、このために乙に損害が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

第8節 医療器械調達業務・備品等調達業務

（総則）

第68条 乙は、自ら又は協力企業をして、本節の規定、入札説明書等及び事業者提案に従い、本件病院施設等において使用される医療器械及び備品等の購入及び管理について、調達・設置業務（以下、医療器械の調達・設置業務を「医療器械調達業務」といい、備品等の設置・調達業務を「備品等調達業務」という。）を行う。

- 2 乙は、甲が購入及び管理を行う医療器械及び備品等がある場合は、業務要求水準書に従い、甲と協議してこれを定めるものとする。
- 3 乙は、甲が発注し又は既存病院から移設する医療器械及び備品等の搬入・据付作業について調整が必要な場合には、甲と協議を行う。ただし、かかる協議の結果、実施設計完了前に設計条件又は設計の変更を行う場合は、第39条第3項ないし第7項の規定を準用し、実施設計完了後に設計条件又は設計の変更を行う場合は、第42条第3項ないし第6項の規定を準用する。
- 4 乙は、甲と協議の上、甲が発注する又は既存病院から移設する医療器械及び備品等についての現場施工段階での最終調整を行う。甲は、当該最終調整において、各引渡予定日に影響する変更を求めることはできない。

（医療器械の選定）

第69条 乙は、入札説明書等及び事業者提案に従い、市場調査を実施し、医療器械の候補の性能仕様書を作成し、甲に提出する。

- 2 甲は、乙より前項の性能仕様書を受領後速やかに、医療機能を踏まえた上、本件病院に設置、購入すべき医療器械を選定し、かつ、医療器械使用開始予定日を指定する。

(医療器械の変更)

第70条 甲が合理的理由により必要又は適切と判断した場合、乙に対し、書面により、前条第2項により選定した医療器械の変更を求めることができる。ただし、甲は、乙が医療器械をすでに発注した後は、当該医療器械の変更を求めることはできない。

2 前項の規定により、甲から医療器械の変更を求められた乙は、甲に対し、当該変更の請求に対する回答を速やかに通知しなければならない。

3 乙は、甲の承諾を得た場合に限り、前条第2項により選定した医療器械の変更を行うことができる。

(医療器械の変更に伴う費用負担)

第71条 前条において、甲の請求により医療器械の変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、甲と乙の間で、費用負担に関する協議を行い、費用の調整を行う。合理的な増加費用は甲の負担とし、この場合、甲は、乙に対し、当該増加費用を、甲と乙が別途合意する日に原則として一括して支払うものとする。

2 乙が甲の承諾を得て第69条第2項により選定された医療器械の変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、乙がその費用を負担する。

3 第69条第2項に基づき医療器械が選定された後、当該医療器械の性能又は数量を変更したときは、甲と乙は、医療器械の調達及び設置に係る費用の調整に関する協議を行い、その結果、医療器械の調達及び設置に係る費用が減少するときは、医療器械調達費の変更を行う。なお、甲の要求により当該医療器械の性能又は数量を変更したときは、当該変更に伴い乙に発生する合理的な増加費用は甲が負担する。

(医療器械の調達及び設置)

第72条 乙は、第69条第2項により選定した医療器械(第70条各項により変更した場合は、変更後の医療器械を含む。)を調達する。

2 乙は、前項の規定により調達した医療器械について、必要に応じ本件病院施設等に据え付ける前に検査を受け、甲に対し、その結果を報告する。

3 前項の検査に不合格となった医療器械については、乙は速やかに代替の医療器械の再調達を行う。再調達された医療器械については、前項の規定を準用する。

4 乙は、各医療器械使用開始予定日までに、前3項の規定により調達した医療器械を事業者提案に記載された場所若しくは甲と乙が別途合意する場所に設置、調整を完了し、又は医療器械の製造元等の第三者をして、必要な医療器械の設置及び調整を行わせる。

5 乙は、各医療器械使用開始予定日までに、前項の規定により調整した医療器械について、自主検査その他各医療器械の設置に際して通常必要とされる検査を行い、甲に対し、その結果を報告する。

6 前項の検査に不合格となった医療器械については、乙は速やかに代替の医療器械の再調達を行う。再調達された医療器械については、前4項の規定を準用する。

- 7 乙は、前各項の手続を完了した医療器械の目録を調製し、甲に所有権を移転する日及び当該日から甲の所有物である旨を各医療器械に明示し、医療器械使用開始日に当該目録を医療器械及び引継書とともに甲に引き渡す。
- 8 乙は、甲に対し、適用ある所有権移転予定日に、医療器械の所有権を移転する。ただし、乙は、甲に対して、医療器械使用開始日以降は、かかる所有権の移転前においても当該医療器械を使用することを許諾する。
- 9 乙の責に帰すべき事由により第4項の医療器械の設置が遅延した場合において、当該遅延を原因として、乙の提供すべき本件病院施設等の運營業務等に支障が生じたときは、乙は、当該遅延に伴い甲に生じた相当な損害を賠償するものとする。

(瑕疵担保責任)

第 73 条 乙は、医療器械について、医療器械使用開始日から1年目の応当日までの間に瑕疵があることが判明した場合、甲に対し、甲の選択に従い、当該医療器械を交換し、当該瑕疵を修補し、又は当該瑕疵に起因して発生した損害を賠償する責任を負う。ただし、甲は、乙に対し、当該瑕疵を知ったときから1年以内に、かかる請求を行わなければならない。

(備品等の選定)

第 74 条 乙は、入札説明書等及び事業者提案に従い、市場調査を実施し、備品等の候補の性能仕様書を作成し、甲に提出する。

- 2 甲は、乙より前項の性能仕様書を受領後速やかに、医療機能を踏まえた上、本件病院に設置、購入すべき備品等を選定し、かつ、備品等使用開始予定日を指定する。

(備品等の変更)

第 75 条 甲が合理的理由により必要又は適切と判断した場合、乙に対し、書面により、前条第2項により選定した備品等の変更を求めることができる。ただし、甲は、乙が備品等をすでに発注した後は、当該備品等の変更を求めることはできない。

- 2 前項の規定により、甲から備品等の変更を求められた乙は、甲に対し、当該変更の請求に対する回答を速やかに通知しなければならない。
- 3 乙は、甲の承諾を得た場合に限り、前条第2項により選定した備品等の変更を行うことができる。

(備品等の変更に伴う費用負担)

第 76 条 前条において、甲の請求により備品等の変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、合理的な増加費用は甲の負担とし、この場合、甲は、乙に対し、当該増加費用を、甲と乙が別途合意する日に原則として一括して支払うものとする。

- 2 乙が甲の承諾を得て第 74 条第 2 項により選定された備品等の変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、乙がその費用を負担する。
- 3 第 74 条第 2 項に基づき備品等が選定された後、当該備品等の性能又は数量を変更したときは、甲と乙は、備品等の調達及び設置に係る費用の調整に関する協議を行い、その結果、備品等の調達及び設置に係る費用が減少するときは、備品等調達費の変更を行う。なお、甲の要求により当該備品等の性能又は数量を変更したときは、当該変更に伴い乙に発生する合理的な増加費用は甲が負担する。

(備品等の調達及び設置)

第 77 条 乙は、第 74 条第 2 項により選定した備品等（第 75 条により変更した場合は、変更後の備品等を含む。）を調達する。

- 2 乙は、前項の規定により調達した備品等について、必要に応じ本件病院施設等に据え付ける前に検査を受け、甲に対し、その結果を報告する。
- 3 前項の検査に不合格となった備品等については、乙は速やかに代替の備品等の再調達を行う。再調達された備品等については、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、各備品等使用開始予定日までに、前 3 項の規定により調達した備品等を事業者提案に記載された場所若しくは甲と乙が別途合意する場所に設置、調整を完了し、又は備品等の製造元等の第三者をして、必要な備品等の設置及び調整を行わせる。
- 5 乙は、各備品等使用開始予定日までに、前項の規定により調整した備品等について、自主検査その他各備品等の設置に際して通常必要とされる検査を行い、甲に対し、その結果を報告する。
- 6 前項の検査に不合格となった備品等については、乙は速やかに代替の備品等の再調達を行う。再調達された備品等については、前 4 項の規定を準用する。
- 7 乙は、前各項の手続を完了した備品等の目録を調製し、甲に所有権を移転する日及び当該日から甲の所有物である旨を各備品等に明示し、備品等使用開始日に当該目録を備品等及び引継書とともに甲に引き渡す。
- 8 乙は、甲に対し、適用ある所有権移転予定日に、備品等の所有権を移転する。ただし、乙は、甲に対して、備品等使用開始日以降は、かかる所有権の移転前においても当該備品等を使用することを許諾する。
- 9 乙の責に帰すべき事由により第 4 項の備品等の設置が遅延した場合において、当該遅延を原因として、乙の提供すべき本件病院施設等の運營業務等に支障が生じたときは、乙は、当該遅延に伴い甲に生じた相当な損害を賠償するものとする。

(瑕疵担保責任)

第 78 条 乙は、備品等について、備品等使用開始日から 1 年目の応当日までの間に瑕疵があることが判明した場合、甲に対し、甲の選択に従い、当該備品等を交換し、当該瑕疵を修補し、又は当該瑕疵に起因して発生した損害を賠償する責任を負う。ただし、甲

は、乙に対し、当該瑕疵を知ったときから1年以内に、かかる請求を行わなければならない。

第9節 移転業務及び運営業務等に関する準備業務

(移転業務)

第79条 乙は、自ら又は協力企業に対する委託若しくは請負の方法により、改修後の本件病院施設等において運営業務等を円滑に行うために、本節の規定、入札説明書等及び事業者提案に従い、自己の責任及び費用において、以下の移転業務を行う。

- (1) 移転する物品等の移設
 - (2) 廃棄物の収集・運搬・処理
 - (3) その他移転のために必要な業務
- 2 前項の規定にかかわらず、業務要求水準書に規定する移転業務のうち、(ア)患者の移送及び(イ)移転する物品等の移設のうち、患者の私物及び病院職員の使用物品の梱包及び開梱については甲が行うものとする。また、上記(ア)及び(イ)の業務に係る費用及び通信費のうち固定電話の甲使用分に相当する金額については、甲の費用負担とする。
- 3 乙は、第1項に規定する移転業務の実施に先立ち、移転実施計画書を作成し、甲の確認を受けるものとする。
- 4 乙の責に帰すべき事由により、梱包又は搬送等に際し、搬送対象品、本件病院施設等又は甲が所有する医療器械若しくは備品等を損傷した場合、乙は、自己の費用で損傷前の原状に回復することを要する。ただし、原状回復が不可能な範囲及び原状回復が完了するまでの間に甲に生じた損害がある場合、甲は、乙に対し、原状回復請求に代えて、又はこれに加えて、損害賠償を請求することができる。
- 5 乙は、甲に対し、業務の完了後、完了報告書を提出する。
- 6 甲は、前項の報告書及び現場調査に基づき、搬送対象品の搬送が終了したか否か及び搬送による事故の発生の有無を確認する。

(運営業務等開始に係る準備)

第80条 乙は、運営業務等を円滑に開始するために、次7項に従い当該部分における運営業務等に関する準備を行う。

- 2 乙は、運営業務の開始前に、自ら又は協力企業をして、運営業務の遂行に支障が生じないよう、既存の委託業者からの業務を円滑に引き継ぐ。
- 3 乙は、運営業務等の開始前に、既存病院の設備・備品等についての調査を行い、運営業務等を実施するために本件病院施設等に持ち込むことを希望する既存病院の設備・備品等を特定の上、甲にその詳細を記載した調査報告書を提出し、かつ、かかる設備及び備品等に関する維持管理計画を提出する。なお、かかる設備及び備品等を使用すること

によって増加費用が発生することがあっても、乙がこれを負担し、甲は当該増加費用を負担しないものとする。

- 4 乙は、甲及び甲の職員に対し、本件病院施設等の施設及び設備並びに既存病院から移設し又は新規に設置した医療器械及び備品等の取扱説明を十分に行う。
- 5 乙は、事業者提案に基づき甲と協議の上、対象情報システムを管理又は操作する者の教育及び訓練のカリキュラムを策定及び調整する。
- 6 乙は、業務要求水準書及び事業者提案に従い、前項の教育及び訓練に必要なマニュアル及び教材等の準備を行う。
- 7 乙は、対象情報システムを管理又は操作する者に対し、第5項により策定及び調整されたカリキュラムに従い、システムの管理又は運営に必要なハードウェア、ソフトウェア及びネットワークに関する基礎知識、操作方法及び障害時の一次対応等について十分な教育及び訓練を行う。
- 8 乙は、入札説明書等及び事業者提案に従い、通常運用及び障害時の運用に即して対象情報システム全体のリハーサルを十分に行う。
- 9 乙は、運營業務等に関する準備（リハーサルを含む。）を行い、各リハーサルの結果及び不具合が生じた場合に、甲に対し、各リハーサル終了時に、その詳細と対策を報告する。

第10節 東京都による施設整備モニタリング

（施設整備体制及び施設整備状況の確認等）

- 第81条** 乙は、甲が別途定める様式の書面により、本章に規定する病院施設等施設整備業務、医療器械調達業務及び備品等調達業務に係る施設整備実施体制（セルフモニタリングに関するものを含む。）を甲に報告する。
- 2 甲及び乙は、病院施設等施設整備業務、医療器械調達業務及び備品等調達業務について、前項の報告、本契約、入札説明書等及び事業者提案を踏まえ、甲及び乙は協議の上モニタリング実施計画書（ただし、当該協議において甲と乙が合意に至らないときは、甲が策定するモニタリング実施計画書）を作成する。
 - 3 乙は、定期的に甲による施設整備状況の確認を受けるものとする。
 - 4 乙は、前項の確認の実施につき甲に対して最大限の協力を行うものとし、施設整備における各業務を協力企業に請け負わせ、又は委託している場合、当該協力企業をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
 - 5 第3項の確認の結果、工事状況が設計図書と異なり、又は入札説明書等、事業者提案若しくは設計図書の内容を逸脱していることその他施設整備の状況が入札説明書等若しくは事業者提案の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はその責任及び費用でこれに従い、又は当該協力企業をしてこれに従わせなければならない。

(設計・工事期間中の検査)

第 82 条 乙は、設計・工事期間中、設計、工事、医療器械の据付、備品等の設置、及び対象情報システムに関するハードウェア部分の整備の進捗に伴い、法令に基づく検査その他必要な検査又は試験を自己の責任及び費用で行い、その結果を甲に報告する。

2 乙は、前項の検査又は試験の実施について、事前に甲に対して通知するものとする。

甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。

(施設整備状況に係る協議)

第 83 条 甲は、前 2 条に定める確認、請求、報告若しくは通知の受領又は立会いを行い、必要があると判断したときは、乙に対し、施設整備状況その他当該確認、請求、報告、通知又は立会いに合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。

(施設整備モニタリングの費用負担)

第 84 条 前 3 条に定める甲による施設整備モニタリングに係る費用のうち、甲に生じるものは、甲の負担とし、乙の書類作成等に係る費用その他乙に生ずるものは、乙の負担とする。

(施設整備モニタリングの責任)

第 85 条 甲は第 81 条ないし第 83 条に定める確認、請求、報告若しくは通知の受領、立会い又は協議を理由として、本件病院施設等の工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第 4 章 病院運営業務・病院施設等維持管理業務・薬品・診療材料等調達業務

第 1 節 総則

(総則)

第 86 条 乙は、甲に対し、維持管理・運営期間中、自ら又は協力企業をして、本契約、入札説明書等及び事業者提案に従い、本件病院施設等の運営、維持管理及び調達（以下「運営等」と総称する。）に関し、業務要求水準を満たす運営業務等を提供し又は提供せしめる。

(第三者に対する委託)

第 87 条 乙は、本件病院施設等の運営業務等の全部又は一部を協力企業に委託し、又は請け負わせることができる。また、乙は、事前に甲に届け出た場合、協力企業をして、

第三者に本件病院施設等の運營業務等の一部を委託し、又は請け負わせしめることができる。

- 2 乙は、委託又は請負の方法による場合、事業期間開始後 10 日以内に、病院施設等維持管理業務、病院運營業務及び薬品・診療材料等調達業務の各業務を受託し、又は請け負う協力企業の名称並びに担当者及びその連絡先その他甲が定める事項を、書面により甲に届け出る。
- 3 本件病院施設等の運營業務等のうち、入札説明書等において甲が指定した業務については、乙は、当該業務を行うものとして事業者提案に記載の協力企業に対して委託するものとし、第 6 章の協力企業変更手続の定めにもかかわらず、甲の承諾を得ない限り当該協力企業を変更することができず、また、甲の承諾を得ない限り、当該業務を受託した協力企業をして、第三者に当該業務の一部を委託せしめないものとする。
- 4 乙が運營業務等を協力企業に委託する場合又は協力企業がこれらの業務を第三者に委託する場合には、乙は、協力企業又は当該第三者をして、当該業務に係る業務要求水準、業務分担、費用分担、第 88 条第 1 項の業務別仕様書、第 88 条第 3 項の作業マニュアルに基づく業務をなさしめるものとする。

（業務別仕様書等）

- 第 88 条** 乙は、心神喪失者の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に基づく病院施設を除く本件病院施設等を使用する運營業務等については、遅くとも維持管理・運営開始予定日の 6 か月前までに、甲と協議の上、かかる各業務につき、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要又は適切な甲が合理的に満足する形式及び内容の業務別仕様書を作成し、甲に提出する。また、乙は、本件病院施設等の医療観察法に基づく病棟新施設については、遅くとも当該施設における各業務開始予定日の 6 か月前までに、甲と協議の上、かかる各業務につき、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要又は適切な甲が合理的に満足する形式及び内容の業務別仕様書を作成し、甲に提出する。
- 2 甲は、前項により提出された業務別仕様書の内容を確認の上、合理的な必要がある場合、乙に対しその修正を求めることができる。
 - 3 乙は、第 1 項の業務別仕様書が確定した後速やかに、本件病院施設等の運営等に係る各業務につき、同項の業務別仕様書の内容を具体化し、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要又は適切な甲が合理的に満足する様式及び内容の作業マニュアルを作成し、甲に提出する。
 - 4 甲は、前項により提出された作業マニュアルの内容を確認の上、合理的な必要がある場合、乙に対しその修正を求めることができる。

(業務計画書・業務結果報告書)

第 89 条 乙は、本件病院施設等の運営等に係る各業務につき、各事業年度に、各業務についての全体的な考え方及び当該事業年度の収支計画を含む、甲が合理的に満足する様式及び内容の業務計画書を作成し、少なくとも各事業年度の業務計画書を、当該事業年度が開始する 150 日前（ただし、維持管理・運営開始予定日の属する事業年度については 60 日前）までに甲に提出する。

2 甲は、前項により提出された業務計画書の内容を確認の上、合理的な必要がある場合、乙に対しその修正を求めることができる。

3 乙は、甲が行う決算に関して甲に協力するものとし、甲の求めに応じて決算に必要な資料を甲の定める合理的な期日までに提出するものとする。

4 乙は、本件病院施設等の運営等に係る各業務につき、各事業年度末の決算日後 3 か月以内に、第 1 項に規定する業務計画書に対応するものとして、当該事業年度の業務計画の達成度及び改善点を記載した、甲が合理的に満足する様式及び内容の業務結果報告書を作成し、甲に提出する。

5 甲は、前項により提出された業務結果報告書の内容を確認の上、合理的な必要がある場合、乙に対しその修正を求めることができる。

(維持管理・運営期間中の費用負担)

第 90 条 維持管理・運営期間中において、乙による運營業務等の実施に当たり発生する諸費用については、本契約及び業務要求水準書に別段の定めがある場合を除き、乙の負担とする。

(費用明細の提出)

第 91 条 乙は、爾後のサービスの対価の変更の基礎資料とするため、維持管理・運営期間開始後速やかに、前条の運營業務等に係る諸費用に関して明細（協力企業が当該業務に要する費用を基に算出した費用であって、乙及び協力企業の利益を含む。）を甲に提出しなければならない。

(損害の賠償・増加費用の負担)

第 92 条 乙が運營業務等の実施に当たり、自己の責に帰すべき事由により本件病院施設等又は甲が所有する医療器械、備品等その他の物を破損した場合、速やかに甲に報告し、甲に生じた損害及び増加費用を賠償する。

2 前項の規定にかかわらず、乙の責に帰すべき本件病院施設等の破損については、修補により破損前の原状に復し、かつ、原状回復までの間に甲に生じた損害及び増加費用を賠償することをもって上記賠償に代えることができる。

3 第 1 項の定めにかかわらず、乙の責に帰すべき甲の所有物の破損については、乙が申し出、甲がこれを認めたときは、補修又は交換により破損前の原状に復し、かつ、原状

回復までの間に甲に生じた損害及び増加費用を賠償することをもって上記賠償に代えることができる。

- 4 維持管理・運営期間中において、甲の責に帰すべき事由により、乙に損害又は増加費用が発生したときは、甲は、乙に対し、当該損害又は増加費用を賠償しなければならない。
- 5 維持管理・運営期間中において、乙の責に帰すべき事由により、甲に損害又は増加費用が発生したとき（ただし、第1項ないし第3項に規定する場合を除く。）は、乙は、甲に対し、当該損害又は増加費用を賠償しなければならない。
- 6 維持管理・運営期間中において、甲又は乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により、甲又は乙に損害又は増加費用が発生したときは、当該損害及び増加費用は各自の負担とする。
- 7 前各項の定めにかかわらず、維持管理・運営期間中における費用負担又は損害の賠償について、本契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

（第三者に生じた損害等）

第 93 条 運營業務等により第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（履行保証保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、運營業務等に伴い通常避けることができない騒音及び振動、臭気、ほこりその他の事由により第三者に損害を及ぼした場合、甲が当該損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち運營業務等について乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の規定により乙が第三者に損害を賠償すべき場合において、甲が当該第三者から損害賠償請求（国家賠償法に基づくものを含む。）を受けたときは、甲は、乙に対し、乙が負担すべき金額の範囲内で求償することができる。
- 4 前3項の場合その他運營業務等について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙は協力してその処理解決にあたるものとする。

第 2 節 病院施設等維持管理業務

（病院施設等維持管理業務）

第 94 条 乙は、甲に対し、維持管理・運営期間中、自ら又は協力企業に対する委託若しくは請負の方法により、入札説明書等及び事業者提案に従い、自らの責任及び費用（ただし、業務要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。）において、次の各号に掲げる病院施設等維持管理業務を行う。

- （1）建築物保守管理業務

- (2) 建築附帯設備保守管理業務
- (3) 外構施設保守管理業務
- (4) 清掃業務
- (5) 植栽維持管理業務
- (6) 保安警備業務
- (7) 環境衛生管理業務
- (8) その他業務

第 3 節 病院運営業務

(病院運営業務)

第 95 条 乙は、甲に対し、維持管理・運営期間中、自ら又は協力企業をして、本契約、入札説明書等及び事業者提案に従い、自らの責任及び費用(ただし、業務要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。)において、次の各号に掲げる病院運営業務を行う。

- (1) 医事業務
- (2) 診療情報管理業務
- (3) 検体検査業務
- (4) 物品管理業務
- (5) 食事の提供業務
- (6) 滅菌消毒業務
- (7) リネンサプライ業務
- (8) 医療作業業務
- (9) 医療機器の管理・保守・点検業務
- (10) その他上記に関連する業務

(業務の代行の措置)

第 96 条 乙は、自ら又は協力企業が検体検査業務及び食事の提供業務の全部又は一部を遂行することができなくなった場合においても、業務要求水準書記載の要求水準を満足するサービスを継続的に提供するために、必要な措置を講じておくものとする。

第 4 節 利便施設運営業務

(利便施設の運営)

第 97 条 乙は、本契約及び入札説明書並びに事業者提案により、利便施設運営業務について、その要する費用の一切については乙が負担し、独立採算により実施するものとし、甲は利便施設運営業務に関するサービスの対価を支払わないものとする。

- 2 利便施設の利用者から徴収する金額及び提供する種類、量等（以下「販売価格等」という。）の設定については、乙は事前に甲の承認を得なければならない。
- 3 前項に基づいて甲の承認を得た販売価格等について、乙は、利便施設の利用状況等を勘案し、合理的な範囲で変更することができる。

（利便施設の使用）

- 第 98 条** 乙は、本件病院施設等において利便施設・設備の運営を行うに当たり、甲から行政財産の使用許可を受け、甲に対し、定められた使用料を支払う。
- 2 乙は、利便施設を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

（利便施設の一部又は全部終了）

- 第 99 条** 乙は、本契約が終了するまでの間、継続して利便施設を運営するものとし、第 3 項で定める例外を除いては、当該施設の運営を中止又は放棄してはならない。
- 2 乙は、利便施設における業務の採算が悪化し、これを継続した場合、利便施設の維持管理及び運営が著しく困難となることが合理的かつ客観的に見込まれる場合、これを甲に通知する。
 - 3 前項の通知を受けた場合、甲は利便施設の運営の継続について、乙と協議を行った上、甲の判断により、乙による利便施設運営業務に関する本契約の一部を終了させることができる。この場合、利便施設の明渡しは、第 142 条を準用する。

（利便施設の水道光熱費）

- 第 100 条** 乙は、利便施設にかかる水道光熱費について、水道、ガス、電気等の供給業者との間で供給に係る契約を締結し、当該供給業者に対して、利便施設について発生した水道光熱費の支払いを自らの負担において行う。
- 2 前項に基づき乙が甲に支払う水道光熱費の支払方法については、別途、甲と乙との間で協議の上、決定する。

第 5 節 薬品・診療材料等調達業務

（総則）

- 第 101 条** 乙は、本件病院施設等において使用される薬品及び診療材料等の購入及び管理について、本節、入札説明書等及び事業者提案に定めるところにより調達業務（以下、薬品の調達業務を「薬品等調達業務」、診療材料等の調達業務を「診療材料等調達業務」という。）を行う。
- 2 乙は、甲が購入及び管理を行う薬品及び診療材料等がある場合は、業務要求水準書に従い、甲と協議してこれを定めるものとする。
 - 3 乙は、甲が発注し又は既存病院から移設する薬品及び診療材料等の搬入作業について

調整が必要な場合には、甲と協議を行う。ただし、かかる協議の結果、設計条件又は設計の変更を行う場合は、第 39 条第 3 項又は第 7 項の規定を準用する。

(薬品の選定)

第 102 条 乙は、入札説明書等及び事業者提案に従い、事業者提案に記載する提案価格の範囲内で、薬品の仕様及びその見積りのリストを作成し、甲に提出する。

2 甲は、前項のリストを受領後速やかに、購入すべき薬品を選定する。

(選定後の薬品の変更)

第 103 条 甲は、合理的理由により必要又は適切と判断した場合、乙に対し、書面により、前条第 2 項により選定した薬品の変更を求めることができる。ただし、甲は、乙が薬品をすでに発注した後は、当該薬品の変更を求めることはできない。

2 前項により薬品の変更を求められた乙は、甲に対し、当該変更の請求に対する検討の結果を速やかに通知しなければならない。

3 乙は、甲の承諾を得た場合に限り、前条第 2 項により選定した薬品の変更を行うことができる。

(薬品の変更に伴う費用負担)

第 104 条 乙が甲の承諾を得て第 102 条第 2 項により決定された薬品の変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、乙がその費用を負担する。

2 第 102 条第 2 項に基づき薬品が選定された後、当該薬品の性能又は数量が変更されたときは、甲と乙は、薬品の調達及び納品に係る費用の調整に関する協議を行い、その結果、薬品の調達及び納品に係る費用が減少するときは、薬品調達費の変更を行う。なお、甲の要求により当該薬品の性能又は数量が変更されたときは、当該変更に伴い乙に発生する合理的な増加費用は甲が負担する。ただし、乙は、提案価格の範囲内で薬品を調達し、かつ、乙は、事業期間に乙が調達する薬品の価格に対する当該薬品の加重平均した定価からの値引率を達成することとする。

(薬品の調達及び納品)

第 105 条 乙は、第 102 条第 2 項により選定した薬品（第 103 条により変更した場合は、変更後の薬品を含む。）を、薬品卸業者をして調達させる。

2 乙は、薬品卸業者をして、前項の規定により調達した薬品を事業者提案に記載された場所若しくは甲と乙が別途合意する場所に納品させ、自主検査その他各薬品の納品に際して通常必要とされる検査を行い、検査の結果を甲に報告する。乙は、本件病院の設計・工事のために必要がある場合には、当該場所に薬品を納品する前においても、薬品卸業者をして、当該検査が可能となったものから順次検査を実施させる。

3 前項の検査に不合格となった薬品については、乙は薬品卸業者をして、速やかに代替

- の薬品の再調達を行わせる。再調達された薬品については、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、前3項の規定により調達された薬品の目録を調製し、納品完了時に当該目録を引継書とともに甲に引き渡す。
 - 5 第2項の規定により納品された薬品の所有権は、甲及び乙の合意に従い、納品時において、甲に移転するものとする。
 - 6 乙の責に帰すべき事由により第2項の薬品の納品が遅延した場合において、当該遅延を原因として、乙の提供すべき本件病院施設等の運營業務等に支障が生じたときは、乙は、当該遅延に伴い甲に生じた相当な損害を賠償するものとする。
 - 7 甲及び乙は、本条に規定する薬品調達業務について、事業期間中、以下に記載された事項を遵守することを約束する。
 - (1) 乙は、薬品調達業務を(乙自ら実施するのではなく)薬品卸業者に実施させること。
 - (2) 薬品の納入について、乙は、薬品卸業者をして、乙を介することなく、直接甲に納品させること。
 - (3) 薬品の管理は、納品前は薬品卸業者において実施され、納品後は甲において実施されることとし、乙は一切薬品の管理を行わないこと(ただし、乙が物品管理業務においてこれを行う場合を除く。)。
 - (4) 甲は、薬品を購入する薬品卸業者に対し、薬品購入及び管理に必要な事項について直接指示することができ、乙は、かかる甲からの指示を薬品卸業者に遵守させるべく努めること。
 - 8 乙は、前項記載の事項を薬品卸業者に遵守させるべく、乙と薬品卸業者との間で締結される契約に前項(1)ないし(4)の事項を明示しなければならない。事業期間中に薬品卸業者を変更した場合、乙と薬品卸業者との間の契約更新があった場合又は別の薬品卸業者との間で契約を締結した場合も同様とする。
 - 9 甲は、乙に対し、随時、前二項記載の事項を乙が遵守しているか否かを確認することができ、乙はこれに対して異議を述べないものとする。

(瑕疵担保責任)

- 第106条** 乙は、薬品について、納品日から1年の間に瑕疵があることが判明した場合、甲に対し、甲の選択に従い、当該薬品を交換し、又は当該瑕疵に起因して発生した損害を賠償する責任を負う。ただし、甲は、乙に対し、当該瑕疵を知ったときから1年以内に、かかる請求を行わなければならない。

(診療材料等の選定)

- 第107条** 乙は、入札説明書等及び事業者提案に従い、事業者提案に記載する提案価格の範囲内で、診療材料等の仕様及びその見積りのリストを作成し、甲に提出する。
- 2 甲は、前項のリストを受領後速やかに、購入すべき診療材料等を選定する。

（選定後の診療材料等の変更）

- 第 108 条** 甲が合理的理由により必要又は適切と判断した場合、乙に対し、書面により、前条第 2 項により選定した診療材料等の変更を求めることができる。ただし、甲は、乙が診療材料等をすでに発注した後は、当該診療材料等の変更を求められない。
- 2 前項により診療材料等の変更を求められた乙は、甲に対し、当該変更の請求に対する検討の結果を速やかに通知しなければならない。
- 3 乙は、甲の承諾を得た場合に限り、前条第 2 項により選定した診療材料等の変更を行うことができる。

（診療材料等の変更に伴う費用負担）

- 第 109 条** 乙が甲の承諾を得て第 107 条第 2 項により選定された診療材料等の変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、乙がその費用を負担する。
- 2 第 107 条第 2 項に基づき診療材料等が選定された後、当該診療材料等の性能又は数量が変更されたときは、甲と乙は、診療材料等の調達及び納品に係る費用の調整に関する協議を行い、その結果、診療材料等の調達及び納品に係る費用が減少するときは、診療材料等調達費の変更を行う。なお、甲の要求により当該診療材料等の性能又は数量が変更されたときは、当該変更に伴い乙に発生する合理的な増加費用は甲が負担する。ただし、乙は、提案価格の範囲内で診療材料を調達し、かつ、乙は、事業期間に乙が調達する診療材料の価格に対する当該薬品の加重平均した低下からの値引率を達成することとする。

（診療材料等の調達及び納品）

- 第 110 条** 乙は、第 107 条第 2 項により選定した診療材料等（第 108 条により変更した場合は、変更後の診療材料等を含む。）を調達する。ただし、かかる診療材料等の取扱いに関して免許が必要な場合には、乙は、診療材料等卸売業者をして、これを調達させる。
- 2 乙は、自ら又は診療材料等卸売業者をして、前項の規定により調達した診療材料等を事業者提案に記載された場所若しくは甲と乙が別途合意する場所に納品し、自主検査その他各診療材料等の納品に際して通常必要とされる検査を行い、検査の結果を甲に報告する。乙は、自ら又は診療材料等卸売業者をして、本件病院の設計・工事のために必要がある場合には、当該場所に診療材料等を納品する前においても、当該検査が可能となったものから順次検査を実施する。
- 3 前項の検査に不合格となった診療材料等については、乙は、自ら又は診療材料等卸売業者をして、速やかに代替の診療材料等の再調達を行う。再調達された診療材料等については、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、前 3 項の規定により調達された診療材料等の目録を調製し、納品完了時に当該

目録を引継書とともに甲に引き渡す。

- 5 第2項の規定により納品された診療材料等の所有権は、甲及び乙の合意に従い、その開封時において、甲に移転するものとする。
- 6 乙の責に帰すべき事由により第2項の診療材料等の納品が遅延した場合において、当該遅延を原因として、乙の提供すべき本件病院施設等の病院運営業務に支障が生じたときは、乙は、当該遅延に伴い甲に生じた相当な損害を賠償するものとする。
- 7 甲及び乙は、第1項ただし書きに規定する場合には、本条に規定する診療材料等調達業務（ただし、法令上その調達に許認可等が必要とされる診療材料等を調達する場合に限る。以下、本項において同様とする。）について、事業期間中、以下に記載された事項を遵守することを約束する。
 - (1) 乙は、診療材料等調達業務を（乙自ら実施するのではなく）診療材料等卸売業者に実施させること。
 - (2) 診療材料等の納入について、乙は、診療材料等卸売業者をして、乙を介することなく、直接甲に納品させること。
 - (3) 診療材料等の管理は、納品前は診療材料等卸売業者において実施され、納品後は、甲において実施されることとし、乙は一切診療材料等の管理を行わないこと（ただし、乙が物品管理業務においてこれを行う場合を除く。）。
 - (4) 甲は、診療材料等を購入する診療材料等卸売業者に対し、診療材料等購入及び管理に必要な事項について直接指示することができ、乙は、かかる甲からの指示を診療材料等卸売業者に遵守させるべく努めること。
- 8 乙は、前項記載の事項を診療材料等卸売業者に遵守させるべく、乙と診療材料等卸売業者との間で締結される契約に前項(1)ないし(4)の事項を明示しなければならない。事業期間中に診療材料等卸売業者を変更した場合、乙と診療材料等卸売業者との間の契約更新があった場合又は別の診療材料等卸売業者との間で契約を締結した場合も同様とする。
- 9 甲は、乙に対し、随時、前二項記載の事項を乙が遵守しているか否かを確認することができ、乙はこれに対して異議を述べないものとする。

（瑕疵担保責任）

第111条 乙は、診療材料等について、納品日から1年の間に瑕疵があることが判明した場合、甲に対し、甲の選択に従い、当該診療材料等を交換し、修理し、又は当該瑕疵に起因して発生した損害を賠償する責任を負う。ただし、甲は、乙に対し、当該瑕疵を知ったときから1年以内に、かかる請求を行わなければならない。

第6節 運営等モニタリング

（モニタリングの手続）

第112条 甲及び乙は、運営業務等について、別紙5を踏まえ、甲及び乙が協議の上策

定する運営等モニタリング実施計画書（ただし、当該協議において甲と乙が合意に至らないときは、甲が策定する運営等モニタリング実施計画書）に従い、運営等モニタリングを行う。

- 2 運営等モニタリングに係る費用のうち、甲に生じるものは、甲が負担する。乙のセルフモニタリングに係る費用は、乙の負担によるものとする。
- 3 甲は、乙が行うセルフモニタリングの結果を受領し、説明や報告を受け、確認したこと若しくは業務に関し指摘したこと又は乙が行う巡回等に立ち会ったこと又は業務改善計画若しくは計画案を受領し、確認したこと等、モニタリングに関する行為を理由として、本件病院施設等の運營業務等の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（財務書類の提出）

第 113 条 乙は、事業期間の終了に至るまで、各事業年度の最終日から 3 か月以内に、会計監査人の監査済財務書類及びその附属明細書並びに納税証明書を甲に提出し、かつ、甲に対して監査報告を行うものとする。乙は、さらに本事業に係る融資契約に基づき融資団に対して随時提出する乙の財務資料等の経営状況を示す資料について、これを甲にも提出するものとし、かつ、甲から随時要求がある場合には、かかる資料を甲に提出する。

- 2 甲は、前項の規定により提出を受けた財務書類及びその附属明細書を公開することができる。

（業務改善計画の作成）

第 114 条 本件病院施設等の維持管理・運営開始日以降において、次の各号に掲げる場合に甲は、乙に対して書面により通知した上で合理的に満足する形式及び内容の業務改善計画を作成し、甲の定める期限までに提出することを求めることができる。ただし、かかる事実の発生が乙の責に帰すべき事由に起因するものでない場合はこの限りでない。

- （ 1 ）食中毒の発生により営業停止処分を受けたとき。
- （ 2 ）対象情報システムが連続して 24 時間以上停止し、又は 3 か月間に合計 30 時間以上停止したとき。
- （ 3 ）乙が、出資者その他の本事業の関係者に本件病院に関する情報を漏洩し（本事業を委託し若しくは請け負わせる協力企業に、第 173 条第 1 項の義務と同様の義務を課して開示する場合を除く。）又は出資者その他の事業関係者の利益を図り、本件病院の利益を害する不当な行為を行ったとき。
- （ 4 ）乙又は協力企業が、本事業の遂行又は受託業務の遂行に当たり知り得た秘密又は第 173 条第 2 項に定義する個人情報等を漏洩したとき。
- （ 5 ）医療行為等本件病院の重要な機能を損なう事態が発生したとき。
- （ 6 ）その他本件病院施設等の性能又は業務の水準が業務要求水準に達せず、その結

果、本件病院の機能に一定期間重大な悪影響を及ぼすと認められるとき。

第5章 サービスの対価

第1節 サービスの対価の支払額及び支払手続

(サービスの対価の算定)

第115条 甲は、乙に対し、本章に定める規定に従って、事業期間中に行われた乙のサービスの対価を支払う。

2 サービスの対価は、別紙6に従って、その金額を算出するものとする。

(維持管理・運営期間中のサービスの対価の変更)

第116条 維持管理・運営期間中のサービスの対価の変更については、別紙7に従う。

(サービスの対価を変更する場合)

第117条 サービスの対価は、以下の各号の場合に変更されるものとする。

- (1) 第6章の規定に基づきサービスの対価を変更する場合
- (2) 別紙7に記載する各場合
- (3) 甲が本契約に基づき費用を負担する場合に、その方法としてサービスの対価を変更する場合
- (4) サービスの対価の減額を行う場合

(サービスの対価の変更に伴う費用明細の提出)

第118条 前条(1)及び(2)の規定によりサービスの対価が変更されたときは、乙は、それ以後のサービスの対価の変更の基礎資料とするため、速やかに、当該業務の変更後のサービスの対価に係る費用明細(協力企業が当該業務に要する費用を基に算出した費用であって、乙及び協力企業の利益も含む。)及び協議の内容を書面により甲に提出する。

2 甲は、前項の書面が協議の内容を正確に反映しているか否かを確認し、不備があると合理的に判断した場合は、乙に修正を求めることができる。

3 乙が前項の修正の要求に応じない場合、甲は、修正を求めた事項及び当該事項に関する乙の主張を書面により記録して保存しなければならない。

(サービスの対価の支払手続)

第119条 乙は、各月の初日から5営業日以内に、甲に対し、前月に実施した業務の内訳明細を明示した請求書を提出する。

2 甲は、運営等モニタリングの結果により運營業務等の水準が業務要求水準に達してい

ることを確認することを条件として、前項の提出の日から 30 日以内に（ただし、当該 30 日目の日が銀行営業日でない場合は、翌銀行営業日までに）、前項の請求書に基づき乙にサービスの対価を支払う。

3 サービスの対価の支払額は、次節の規定に従い、減額されることがある。

第 2 節 サービスの対価の減額・相殺

（サービスの対価の減額）

第 120 条 甲は、乙に対し、別紙 8 に従い、サービスの対価の支払留保又は減額を請求することができる。

（サービスの対価の相殺）

第 121 条 甲は、甲が本契約に基づき乙に対して有する損害賠償請求権（サービスの対価の減額による場合を含む。）を自働債権とし、乙が甲に対して有するサービスの対価の請求権を受働債権として、対当額において相殺することができる。

第 3 節 サービスの対価の返還

（サービスの対価の返還）

第 122 条 甲は、業務結果報告書その他甲が乙の業務実績の確認の基礎とした資料等に虚偽の記載があることが判明した場合、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべきサービスの対価から当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービスの対価の額を減額することができる。

2 前項の場合において、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべきサービスの対価が当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービスの対価の額に不足するときは、乙は、甲に対して、当該不足額を返還しなければならない。

第 6 章 業務等に関する変更及び一部解除

（協力企業の変更）

第 123 条 乙は、次 7 項に定める手続に従い、必要と認める場合には、自己の裁量と責任において、随時、協力企業の変更を行うことができる。ただし、維持管理・運営期間開始後 2 年間は、甲の承諾を得た場合を除き、協力企業を変更することはできない。

2 乙は、予め届け出た協力企業の変更を行おうとするときは、次項に定める要領により協力企業変更通知書を作成し、変更日の 1 か月前までに甲に交付又は送付する。

3 前項の協力企業変更通知書には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、（ 4 ）に掲

げる事項を証する書面及び乙と変更後の協力企業との間の契約案を添付する。

- (1) 変更しようとする協力企業に係る業務、変更予定日及び移行方法
- (2) 現在の協力企業及び協力企業になろうとする者の名称、担当者、所在地及び連絡先
- (3) 変更を要する理由
- (4) 協力企業になろうとする者が受託業務を遂行するにふさわしい能力を有している旨の説明（各業務の受託資格、実績及び当該業務の受託に必要な許認可等が必要なきときは、その有無又は見込み等を含む。）
- (5) 業務方法の変更の要否
- (6) その他、甲が定める事項及び特記事項

- 4 甲は、協力企業変更通知の記載内容について疑義がある場合、当該協力企業変更通知を受領後 10 日以内に乙にその旨を書面により照会することができる。乙は、当該照会を受領した日から 10 日以内に回答書を甲に提出する。
- 5 乙は、前項の回答に必要であると判断する場合、協力企業になろうとする者をして、同項の回答書を補充説明させることができる。
- 6 前 2 項に定める手続は複数回行うことができる。
- 7 乙は、協力企業を変更した場合は、変更後 5 日以内に、次に掲げる事項を記載した協力企業変更届出書により甲に提出する。ただし、業務の受託に許認可等を要するときは、当該許認可等を受けたことを証する書面の写しを当該協力企業変更届出書に添付することを要する。
 - (1) 変更後の協力企業に係る業務及び変更日
 - (2) 変更前及び変更後の協力企業の名称、担当者、所在地及び連絡先
 - (3) 業務方法の変更の要否
 - (4) その他甲が定める事項及び特記事項
- 8 協力企業の変更により、業務方法の変更を要するときは、次条の手続にも従うことを要する。

（業務方法の変更）

- 第 124 条** 乙は、次 3 条の場合を除き、法令変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更、技術革新又は協力企業の変更等により、業務方法（業務別仕様書、作業手順や作業マニュアルの変更を含む。）を変更することが必要と判断するときは、業務要求水準書を満たす限りにおいて、次 15 項に定める手続に従い、自己の裁量と責任により、随時、業務方法を変更することができる（この場合、第 150 条及び第 155 条の規定の適用を妨げない。）。ただし、サービスの対価の変更は、法令変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更、技術革新を原因とし、かつ、変更後の業務方法の円滑な実施のためにサービスの対価の変更が合理的に必要とされる場合に限られるものとする。
- 2 乙は、前項に従い業務方法を変更することが必要であると判断するときは、業務方法

変更通知書を作成し、当該業務方法の変更予定日の1か月前までに甲に送付又は交付する。

- 3 前項の業務方法変更通知書には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、業務方法の変更に伴い、協力企業との契約内容を変更するとき（協力企業を変更するときを除く。）は、乙と協力企業との間の変更後の契約案、及び（5）の許認可等を受けたことを証する書面がある場合は、当該書面の写しを添付する。

（1）変更しようとする業務方法に係る業務、変更予定日及び移行方法

（2）変更を要する理由

（3）協力企業の変更の要否

（4）業務方法の変更に係る許認可等の要否

（5）業務方法の変更により許認可等を要する場合は当該許認可等の有無又は取得見込み

（6）業務方法の変更により本件病院に与える影響

（7）業務方法の変更によるサービスの対価の変更の希望の有無並びに希望がある場合はその理由及び見積り

（8）モニタリング実施計画書の変更を要するときは変更案

（9）その他甲が定める事項及び特記事項

- 4 甲は、業務方法変更通知の記載内容について疑義がある場合、当該業務方法変更通知を受領後10日以内に乙にその旨を書面により照会することができる。乙は、当該照会を受領した日から10日以内に甲に回答書を提出する。

- 5 乙は、前項の回答に必要であると判断する場合、協力企業をして、前項の回答書を補充説明させることができる。

- 6 前2項に定める手続は複数回行うことができる。

- 7 乙が業務方法変更通知においてサービスの対価の変更を希望する旨を記載した場合、甲は、業務方法変更通知の受領後10日以内に、サービスの対価の変更に関する協議に応じるか否かについて、書面により乙に通知する。

- 8 前項の規定により甲が乙に対しサービスの対価の変更に関する協議に応じる旨を通知した場合、甲と乙は、サービスの対価の変更について協議する。当該協議において合意が成立しない場合、甲がサービスの対価の変更の可否及び変更する場合はその変更されたサービスの対価を決定し、乙に通知する。

- 9 乙が第1項以下の規定に基づき業務方法の変更を要求した場合において、甲が第7項に従いサービスの対価の変更に関する協議に応じない旨を通知したとき、又は前項の規定により甲が通知した変更後のサービスの対価について乙が不服があるときは、乙は、解除日の6か月前までにその旨及び理由を記載した書面により甲に通知することにより、当該業務に関する本契約の一部解除を行うことができる。乙は、解除日までの間、法令に反しない限度で当該業務を遂行することを要し、甲は、乙がかかる業務遂行を行うことを条件として、解除日までのサービスの対価を支払わなければならない

い。

- 10 甲は、次3条の場合を除き、法令変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により、業務方法を変更することが必要と判断するときは、乙に対し、業務要求水準を変更しない限りにおいて、対象業務、変更内容、変更希望日、変更後のサービスの対価を変更する意思の有無及び業務方法の変更を求める理由を記載した書面により、随時、業務方法の変更を求めることができる。
- 11 乙は、前項の書面を受領した後 30 日以内に、甲に対し、当該業務方法変更要求に関する仮見積り、他の業務への影響の有無及び当該業務方法変更要求に対する質問、意見又は提案を書面により提出する。ただし、これらの仮見積り及び意見又は提案は、甲及び乙を拘束しないものとする。
- 12 甲は、前項の書面を受領した後 30 日以内に、乙に対し、当該変更要求（サービスの対価の変更を含む。）に関して協議を求めることができる。
- 13 甲が第 11 項以下の規定に基づき業務方法の変更を要求した場合において、甲と乙の間でサービスの対価の変更に関する合意が成立しないときは、甲は、解除日の6か月前までにその旨及び理由を記載した書面により乙に通知することにより、当該業務に関する本契約の一部解除を行うことができる。乙は、解除日までの間、法令に反しない限度で当該業務を遂行することを要し、甲は、乙がかかる業務遂行を行うことを条件として、解除日までのサービスの対価を支払わなければならない。
- 14 乙は、前 12 項の規定により業務方法が変更された場合は、変更後5日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した業務方法変更届出書を甲に提出する。ただし、業務方法の変更には許認可等を要するときは、当該許認可等を受けたことを証する書面の写しを、第3項の業務方法変更通知書に添付した場合を除き、業務方法変更届出書に添付することを要する。
 - (1) 変更後の業務方法及び変更日
 - (2) サービスの対価の変更について甲と協議が整ったときは変更後のサービスの対価
 - (3) その他甲が定める事項及び特記事項
- 15 前 13 項の規定は、軽微な変更には適用しない。
- 16 業務方法の変更により、協力企業の変更を要するときは、前条に定める手続にも従うことを要する。

（業務要求水準又は業務範囲の変更）

第 125 条 甲は、法令変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等若しくは甲側の事由により乙に対する業務要求水準又は乙の業務範囲に変更を要すると認めるときは、随時、次項各号に掲げる事項及び甲と乙が合意する事項を記載した業務変更要求通知を作成し、乙に送付又は交付することにより、業務要求水準又は業務範囲の変更を求めることができる。この場合、第 155 条の規定の適用を妨げない。乙は、業務要

求水準又は業務範囲の変更に伴い協力企業の変更を行う場合には、第 123 条に定める手続を行う必要はない。

- 2 業務変更要求通知には、次の各号に掲げる事項を記載することを要する。
 - (1) 変更要求事項。ただし、甲は、変更要求事項を示すに当たり、本契約及び業務要求水準書の該当箇所を引用し、変更前と変更後を併記又はマークアップすることにより該当部分を明確にしなければならない。
 - (2) 変更開始希望日。ただし、変更開始希望日は、業務変更要求通知の到達の日から少なくとも次の期間を経過した後の日を記載することを要する。
 - ア 業務量又は業務内容が増大又は拡大し、これに伴い乙又は当該業務を受託する協力企業において新たに設備の購入、協力企業若しくはその他の企業への再委託又は使用人の雇用が必要になる場合は、6 か月間
 - イ 業務量又は業務内容が減少又は縮小し、これに伴い乙又は当該業務を受託する協力企業において所有、委託又は雇用する設備の廃棄、委託契約の解除又は配置転換若しくは解雇が必要になる場合は、6 か月間
 - ウ 大規模な対象情報システムの変更が必要となる場合は、6 か月間
 - エ 上記アないしウの場合を除き、当該業務量又は業務内容の変更によって当該業務に係るサービスの対価の減少額が 10% を超える場合は、3 か月間
 - オ 上記アないしエのいずれにも該当しない場合は 1 か月間
 - (3) サービスの対価の変更の意思の有無及び変更の意思がある場合は見込み額
 - (4) 変更を要求する理由
 - (5) その他必要事項
- 3 乙は、甲に対し、業務変更要求通知受領後 30 日以内に当該業務変更要求に関する仮見積り及び変更要求事項の範囲外の業務も考慮した、より適切と考える仮対案を書面により提出することができる。これらの仮見積り及び仮対案は、甲及び乙を拘束しないものとする。乙は、仮見積り又は仮対案を提出しない場合、業務変更要求通知受領後 40 日以内に、第 9 項の要領に従い甲に回答書を提出する。
- 4 前項の仮見積り又は仮対案が提出された場合、甲は、これらを考慮の上、乙に対し、提出を受けた日から 10 日以内に、乙が仮見積り及び仮対案を基準として業務変更要求通知に回答する必要があること、乙が仮見積り及び仮対案を基準とせずに業務変更要求通知に回答する必要があること、又は業務変更要求通知に回答する必要があること、のいずれかを通知する。ただし、甲が 10 日以内に通知を行わない場合は、業務変更要求通知に回答する必要がある旨を通知したものとみなす。
- 5 甲が前項又は に基づき仮見積り及び仮対案を基準とすることの可否を示して業務変更要求通知に回答する必要がある旨を通知した場合、乙は当該通知を受領後 30 日以内に、第 8 項（前項 に基づき仮見積り及び仮対案を基準とすることを不可とした場合に限る。）及び第 9 項の要領に従い甲に回答書を提出する。
- 6 前 3 項に定める期間は、甲及び乙の合意により延長することができる。

- 7 甲が第4項に基づき業務変更要求通知に回答する必要がある旨を通知した場合、次項以下は適用されず、甲は、第3項の仮対案を、これを基にさらに業務変更要求通知を作成するためにのみ使用することができる。
- 8 乙は、第4項に基づき仮見積り及び仮対案を基準とせずに業務変更要求通知に回答する必要がある旨の通知を受けた場合には、業務の変更が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合に限り、その該当する事由及びその根拠を具体的に明らかにして業務要求水準又は業務範囲の変更を拒否することができる。ただし、乙が(9)に掲げる事由に該当することのみを理由として拒否の回答書を提出した場合、甲は、変更開始希望日について乙と協議した上で変更開始希望日を変更した業務変更要求通知を乙に交付又は送付することにより、変更された当該業務変更要求通知の受理後10日以内にさらに回答を求めることができる。乙が(1)ないし(8)に掲げる事由に該当することを理由として拒否の回答書を提出した場合、甲は30日以内に、次条に定める手続に従い、本契約の一部解除を行うことができる。
- (1) 人の生命身体に重大な悪影響を及ぼすとき。
 - (2) 法令等に違反することとなるとき。
 - (3) 乙又は協力企業の許認可等の取消原因となるとき。
 - (4) 乙又は協力企業が合理的に判断して取得不能な許認可等の取得が必要となるとき。
 - (5) 変更対象業務以外の業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすとき。
 - (6) 業務変更要求通知が本契約に定められた記載事項を欠いているとき。
 - (7) 変更が実施された場合に本件病院の根本的な部分の変化を招来するとき。
 - (8) 乙の経営に重大な悪影響を及ぼすとき。
 - (9) 業務変更要求通知に記載された変更開始希望日から30日以内に乙が変更後の業務を開始することが不能と合理的に判断されるとき。
- 9 乙は、第4項又はに基づき業務変更要求通知に回答する必要がある旨の通知を受けた場合には、前項に基づき業務要求水準又は業務範囲の変更を拒否する場合を除き、仮見積り及び仮対案を基準とするか否かに関する甲の通知に従い、以下の各号に掲げる事項を記載した回答書により回答を行う。乙が期限までに回答を送付しない場合は、甲の変更要求通知記載の条件を全て承諾したものとみなす。
- (1) 変更後の業務への移行方法
 - (2) 変更に係る乙の増加費用及び減少可能な費用
 - (3) 取得又は変更しなければならない許認可等及び当該許認可等の取得見込み
 - (4) 変更の結果必要となるモニタリング実施計画書並びに本契約及び業務要求水準書中関連する条項の変更案
 - (5) 変更により本件病院の利用不能又は不便を招来するか否か
 - (6) 変更によりライフサイクルコストに与える影響があればその影響
 - (7) 協力企業の変更の見込み

(8) その他甲が定める事項及び特記事項

- 10 甲は、第 3 項若しくは第 5 項の回答書を受領後又は第 3 項若しくは第 5 項の回答書を受領せずにその回答期限を経過した後直ちに、乙との間で、業務要求水準の詳細、サービスの対価の算定方法の変更、変更期限日及びその他必要な事項について協議する。これらの事項について甲及び乙が合意に至った場合、甲及び乙は本契約の変更を証するため、変更確認書を作成する。
- 11 前項の合意が協議開始後 60 日以内に成立しなかった場合、甲は、次条第 1 項の規定により契約の解除に関する協議を求めることができる。
- 12 乙は、随時、変更内容及び第 9 項各号に掲げる事項を記載し、かつ、見積りを付した書面により業務要求水準又は業務範囲の変更を提案することができる。甲は、乙の当該提案について協議に応じるか否かを決定し、15 日以内に書面により乙に回答する。甲が乙の当該提案について協議に応じる場合は、前 2 項の規定を準用する。

(業務要求水準又は業務範囲の重大な変更による解除)

- 第 126 条** 甲及び乙は、法令変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更若しくは技術革新等により、一部の業務に重大な変更を来すため、業務要求水準書に記載された業務要求水準又は業務範囲の変更によっては本事業の遂行に著しい悪影響を及ぼすと判断した場合には、1 か月前までに協議期日を指定した書面を相手方に送付又は交付することにより、本契約の一部解除に関する協議を求めることができる。また、甲は、甲が前条第 8 項による乙の拒否を相当と認めた場合又は前条第 11 項(同条第 12 項により準用される場合を含む。)の場合には、1 か月前までに協議期日を指定した書面を乙に送付又は交付することにより、本契約の一部解除に関する協議を求めることができる。
- 2 前項の書面には、解除の対象となる業務及び解除の理由を記載することを要する。
 - 3 第 1 項に基づき甲が本契約の一部解除に関する協議を求めてきた場合、乙は、甲から受領した第 1 項の書面に記載された理由が相当でないと考えるとき(当該理由が前条第 11 項(同条第 12 項により準用される場合を含む。)の場合であるときを除く。)は、甲から当該書面を受領した後 30 日以内にその理由及び業務要求水準書に記載された業務要求水準又は業務内容の変更案を記載した書面を甲に送付する。ただし、かかる変更案は、甲及び乙を拘束しないものとする。かかる変更案が送付された場合、甲は、当該変更案受領後 30 日以内に第 1 項の解除協議請求を撤回するか、又は協議期日に協議を行うかを決定し、書面により乙に通知する。
 - 4 甲が前項の規定により解除協議請求を撤回した場合は、乙からの変更案について、前条第 12 項第 2 文及び第 3 文に定める手続によるものとする。
 - 5 甲と乙は、第 3 項の規定により解除協議請求が撤回された場合を除き、協議期日において、乙の業務変更案を考慮の上、解除の要否及びその条件について協議する。甲と乙の間で協議が整った場合、甲は、解除業務及び解除日を記載した確認書を発行する。
 - 6 前項の協議が整わない場合、甲は、解除日から 6 か月前までにその理由を付して書面

によりその旨を通知することにより、当該業務に係る本契約の一部を解除することができる。

- 7 前各項の規定にかかわらず、甲は、解除の理由を記載した書面によりその旨を通知し、かつ、当該通知の日から6か月間の当該業務に係るサービスの対価に相当する額（検体検査業務、食事の提供業務、リネンサプライ業務又はその他業務のうちの歯科技工の場合は、想定数量を基に算出された額）から業務を行わないことにより乙が出費を免れた額を控除した額を乙に一括で支払うことにより、当該業務に係る本契約の一部を即時解除することができる。
- 8 前各項の規定にかかわらず、不可抗力により、乙が業務要求水準を満たすことが不可能であって、かつ、短期間に乙の業務要求水準を回復することが不可能であること又は不可抗力により、乙の業務範囲を著しく縮小することを要することを解除の理由とする場合、甲は、解除の理由を記載した書面によりその旨を通知し、かつ、通知の日から1か月間の当該業務に係るサービスの対価に相当する額（検体検査業務、食事の提供業務、リネンサプライ業務又はその他業務のうちの歯科技工の場合は、想定数量を基に算出された額）から業務を行わないことにより乙が出費を免れた額を控除した額を乙に一括で支払うことにより、当該業務に係る本契約の一部を即時解除することができる。
- 9 乙は、前3項の規定による解除の理由が相当でないと考えた場合、同3項の通知を受領後1か月日以内に、解除に理由がないと考える理由及び異議申立てから少なくとも1か月を経過した日である回答期限日を記載した書面を甲に送付又は交付することにより、解除に対する異議を申し立てることができる。
- 10 甲は、回答期限日までの間、随時、書面により解除を撤回することができる。ただし、解除の撤回がなされた場合、甲は、乙に対し、乙が異議申立てに要した合理的な費用、解除の日から乙が業務を再開する日までのサービスの対価及び乙が業務再開に要した合理的な増加費用を支払わなければならない。
- 11 第9項の異議が認められた場合、甲は、乙に対し、乙が異議申立てに要した合理的な費用、解除の日から乙が業務を再開する日までのサービスの対価及び乙が業務再開に要した合理的な増加費用を支払わなければならない。
- 12 第1項ないし第11項に定める手続は、第155条の規定の適用を妨げない。
- 13 第6項ないし第8項の規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合、甲は、当該解除時における当該業務に係る出来高に係る額及び事業者提案を基に算出した適正な利益額並びにこれらに係る支払利息を、甲の選択により一括又は甲と乙が別途合意する日まで乙に支払い（ただし、当該解除が法令変更又は不可抗力による場合、甲は、当該業務に係る出来高に係る額を解除時の現在価値に換算した金額を支払うことによりかかる支払いに代えることができる。）、かつ、解除により乙が被った相当な損害（ただし、第3章第8節に規定する医療器械調達業務及び備品等調達業務に関するものに限る。また、当該解除が法令変更又は不可抗力による場合は、合理的な増加費用を含む。）を速やかに賠償する。

(業務が不要となった場合の解除)

第 127 条 甲は、法令変更、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により乙の業務の一部（入札説明書等に記載する分割可能な各業務をいう。）について当該業務が不要となったと合理的に判断した場合、乙に対し、解除日の6か月前までに書面によりその旨を通知することにより、本契約の一部を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、書面によりその旨を通知し、かつ、通知の日から6か月間の当該業務に係るサービスの対価に相当する額（検体検査業務、食事の提供業務、リネンサプライ業務又はその他業務のうちの歯科技工の場合は、想定数量を基に算出された額）を乙に一括で支払うことにより、当該業務に係る本契約の一部を即時解除することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、不可抗力により業務が不要となったことを解除の理由とする場合、甲は、書面によりその旨を通知し、かつ、通知の日から1か月間の当該業務に係るサービスの対価に相当する額（検体検査業務、食事の提供業務、リネンサプライ業務又はその他業務のうちの歯科技工の場合は、想定数量を基に算出された額）を乙に一括で支払うことにより、当該業務に係る本契約の一部を即時解除することができる。

4 前3項の通知においては、解除の対象となる業務及び解除の理由を記載することを要する。

5 乙は、解除に相当な理由がないと考える場合、第1項ないし第3項の通知を受領後1か月以内に、当該業務が必要とされる理由及び異議申立てから少なくとも1か月を経過した日である回答期限日を記載した書面を甲に送付又は交付することにより、解除に対する異議を申し立てることができる。

6 甲は、前項の規定により異議が申し立てられた場合、回答期限日までの間、随時、書面により解除を撤回することができる。ただし、解除の撤回がなされた場合、甲は、乙に対し、乙が異議申立てに要した費用、解除の日から乙が業務を再開する日までのサービスの対価及び乙が業務再開に要した合理的な増加費用を支払わなければならない。

7 前6項に定める手続は、第155条の規定の適用を妨げない。

第7章 表明及び保証等

(事実の表明及び保証)

第 128 条 乙は、甲に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

(1) 乙が、会社法（平成17年法律第86号、以後の改正を含む。以下同じ。）に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、その本店所在地を東京都内とし、かつ、本契約を締結し、また本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力

を有していること。

- (2) 乙が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
- (3) 本契約が、乙の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと。
- (4) 本契約は、適法、有効かつ拘束力ある乙の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な乙の義務が生じること。
- (5) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用される全ての法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、乙が当事者であり又は乙が拘束される契約その他の書面に違反せず、また乙に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと。
- (6) 乙の定款記載の目的が、本事業の遂行に限定されていること。
- (7) 本契約に基づく債務を除き、本契約締結日現在、乙が、いかなる債務（偶発債務を含むが、これに限定されない。また、その履行期の到来如何は問わない。ただし、適用法令に従い、乙に対し賦課される公租公課は除くものとする。）も負担していないこと。
- (8) 乙が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立てをしておらず、又は第三者によるかかる手続の申立てもなされていないこと。
- (9) 乙が、支払不能、支払停止又は債務超過の状態になく、かつ、本事業を行うことによって支払不能又は債務超過の状態に陥るおそれがないこと。
- (10) 乙が、公租公課を滞納していないこと。
- (11) 乙が、その所有する財産に担保権を設定し又はこれらを担保に供することに合意していないこと。ただし、甲が書面により承認したものはこの限りでない。
- (12) 債務不履行事由を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起せしめる事実はいずれも存在せず、また、乙の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと。
- (13) 乙による本事業の遂行に必要であって、本契約の締結に先立ち乙が取得し、又は届け出るべき一切の許認可等が適法に取得され、届出が適法に完了し、法的手続が適法に履践され、かつ、かかる許認可等、手続が有効であり、また将来取り消されるおそれがないこと。
- (14) 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすこととなる訴訟又は行政手続が、裁判所又は政府機関において提起又は開始されておらず、また、乙の知る限り、そのおそれもないこと。
- (15) 協力企業が甲から指名停止の処分を受けていないこと。
- (16) 本契約に関し、乙が甲に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点における一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在甲に対

し開示されておらず、かつ、開示された場合に、乙を本事業の実施者とすることを検討している者の決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を乙が認知していないこと。

2 甲は、乙に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

(1) 甲が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び内部規程上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。

(2) 本契約は、適法、有効かつ拘束力ある甲の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な甲の義務が生じること。

(3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、甲に対して適用される全ての法令及び内部規定に違反せず、甲が当事者であり又は甲が拘束される契約その他の書面に違反せず、また甲に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと。

(4) 甲による本契約上の債務不履行を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起せしめる事実はいずれも存在せず、また、甲の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと

(5) 平成 19 年 3 月 9 日に開催された東京都議会において、本契約を締結するために必要な債務負担行為の議決がなされたこと。

(6) 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすこととなる訴訟又は行政手続きが、裁判所又は政府機関において提起又は開始されておらず、また、甲の知る限り、そのおそれもないこと。

(7) 本契約に関し、甲が乙に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点において、一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在乙に対し開示されておらず、かつ、開示された場合に乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を、甲が認知していないこと。

(8) 本件土地の境界については、隣接する土地の所有者又は占有者との間において、訴訟、調停、仲裁その他の法的手続又は紛争解決手続は一切存在せず、隣地の所有者又は占有者から、境界につき、何らのクレーム、異議、不服又は苦情の申入れはなく、又はかかる申入れのおそれは存在しないこと。本件土地に対する隣接地及びその建物又は構造物による不法な侵害は存在しないこと。

(約束)

第 129 条 乙は、甲に対し、本契約締結後 10 日以内(ただし、(1)アについては、当該契約締結後 10 日以内)に、甲が合理的に満足する形式及び内容の次の各号に掲げる書面を提出することを約束する。

(1) 調印済の以下の各契約の原本証明付の写し

ア 統括マネジメント業務及び設計業務の遂行に必要な協力企業との間の契約書

(2) 許認可等に関する以下の書類

- ア 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結に先立ち乙が取得又は届出をすべき許認可等がある場合、当該許認可等を取得又は完了し、有効に維持されていることを証する書面の写し
 - イ 本事業を遂行する協力企業及び協力企業の委託先の企業（再委託先も含む。）並びにこれらの使用人が本契約締結に先立ち取得又は届出をすべき許認可等がある場合、当該許認可等を取得又は完了し、有効に維持されていることを証する書面の写し
- (3) 乙に係る以下の書類
- ア 原本証明付きの定款の写し
 - イ 商業登記簿謄本
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 本契約締結に係る授權を証する原本証明付きの取締役会議事録等の写し
- (4) その他甲が別途合理的に定める書類
- 2 乙は、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを約束する。
- (1) 乙が、会社法に基づき有効に存続する株式会社であり、その本店所在地を東京都内とし、維持管理・運営開始日の属する会計年度以降にあっては、会社法第2条第11号に定める会計監査人設置会社であり、また本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有している状態を維持すること。
 - (2) 乙が本契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき、法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規程上要求されている授權その他一切の手続を履践すること。
 - (3) 本契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき、乙の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結すること。
 - (4) 乙が、支払不能、支払停止又は債務超過でない状態を維持すること。
 - (5) 本契約締結時において、甲から指名停止の処分を受けた協力企業と委託契約を締結しないこと。
 - (6) 本契約に関し、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を甲に対して提供すること。
 - (7) 甲に対し、下記のとおり書類を適宜提出し、報告を行うこと。
 - ア 各事業年度の最終日から起算して3か月以内に、会計監査人による監査済計算書類及び附属明細書を甲に提出し、かつ、甲に対して監査報告を行うこと。
 - イ 報告、通知、届出、業務別仕様書及び業務計画書等の各種計画書、業務結果報告書その他本契約に基づき乙が提出すべき書面を本契約に定められた日までに甲に提出すること。
 - ウ 本事業の遂行に関し、協力企業又は協力企業の委託先（再委託先を含む。）から乙が受領した一切の重要な情報又は資料（各業務に係る日報、週報及び月報の写しを含む。）を提出すること。

- エ 業務の進捗状況等本事業又は乙に関する情報であって、随時甲が合理的に請求する書類又は資料を提出すること。
- (8) 甲に対し、次の各号に掲げる事実を知った後、直ちにこれを通知すること。
- ア 債務不履行事由その他乙による本契約違反
 - イ 前条第1項に規定する表明及び保証に係る不実
 - ウ 乙と協力企業との間の契約違反又は協力企業とその委託先との間の重大な契約違反
 - エ 乙又は融資金融機関による、本事業を遂行するための資金調達に係る融資契約の重大な違反
 - オ 乙が当事者となっているその他の契約における乙の重大な契約違反
 - カ 来院者又は患者から病院、乙若しくは協力企業（委託先及び再委託先を含む。）又はこれらの職員に関し、要望、苦情等を受けたこと
 - キ 乙の商号、住所、代表者、役員、届出印鑑その他甲に届け出た事項についての変更
 - ク 乙に対する訴訟若しくは行政手続の提起若しくは係属、又はそのおそれのある事実
 - ケ 協力企業に対する甲による業務停止又は指名停止の事実
 - コ 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更
 - サ その他乙又は本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす事実
 - シ 時の経過又は通知により、上記アないしオのいずれかに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生
 - ス 融資金融機関との間の融資契約の重大な変更及び解除
- (9) 事業者提案に記載された一切の内容及び本契約締結前に甲と乙との間でなした書面による合意に従いその義務を履行し、かつ、これに基づく権利を適宜行使すること及び善管注意義務をもって本事業を遂行し、本事業の遂行に必要な資産を維持管理すること。
- (10) 随時、適切な協力企業との間で、本事業の遂行に必要な諸契約を有効に維持し、必要に応じて、かかる契約を更新、変更又は解除すること。
- (11) 本事業を遂行するために必要な法的手続を履践し、許認可等を取得又は完了し、本事業期間中にわたりその効力を維持し、必要な場合には適宜これを変更又は更新すること。
- (12) 本契約に従い、各種保険契約を締結し、維持すること、又は協力企業をして各種保険契約を締結せしめ、維持せしめること。
- (13) 適用法令をすべて遵守すること。
- (14) 乙に課される公租公課を納付期限までに支払うこと。
- (15) 補助金その他の財政上、金融上の支援の申請に関し、甲に協力すること。

- (16) 甲が受ける国の会計検査、並びに東京都議会への報告及び東京都議会による調査、その他法令に基づく検査、調査又は報告等に協力すること。
 - (17) 取締役その他の役員を変更した場合には、甲に通知を行うこと。
 - (18) 統括マネジメント業務及び個別業務の各業務の責任者を変更する場合、甲に対し、必要な通知又は承認申請を行うこと。
 - (19) 第4項又は第5項の規定に従い通知を行い、又は株主をして行わせ、かつ、新たに株主となった者から別紙9の様式の誓約書を提出せしめること。
 - (20) 出席を求められた役職員をして、経営会議、事業評価委員会又は院内各種委員会に出席せしめること、及び調整会議の構成員たる役職員をして調整会議に出席せしめること。
- 3 乙は、事業期間中、以下の各号に掲げる行為を行わないものとする。ただし、甲が別途書面により承諾した場合にはこの限りではない。
- (1) 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある第三者との合併又は業務提携
 - (2) 本契約上の地位及び権利義務の譲渡又はこれらに対する担保権設定その他の方法による処分
 - (3) 本件病院施設等の出来形の全部又は一部の譲渡、担保権設定その他の方法による処分
 - (4) 甲が有し、又は有すべき本件病院施設等の所有権に優先する担保権又は賃借権の設定
 - (5) 定款記載の目的の範囲外の行為を行うこと又は本事業以外の事業の遂行
 - (6) 定款記載の目的の変更
 - (7) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立て
- 4 乙は、本件基本協定書に矛盾しない範囲において株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとするときは、甲に対し、事前にその引受人並びにその内容及び数その他予め甲が指定する事項を書面により通知する。
- 5 乙は、事業期間開始時の株主及び事業期間開始後新たに乙の株主となった者から、別紙9の様式の誓約書を速やかに徴取し、甲に提出する。
- 6 甲は、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを約束する。
- (1) 甲が本契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき、法令及び内部規程上要求されている授權その他一切の手続を履践すること。
 - (2) 本契約上の甲の債務を履行するために必要な一切の措置を講じること。
 - (3) 本契約に関し、その情報が提供された時点における一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を乙に対して提供すること。
 - (4) 本契約締結日現在乙に対し開示されておらず、かつ、開示された場合に、乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を甲が認知した場合には、直ちに乙に通知すること。

- (5) 本件土地の境界について、隣接する土地の所有者若しくは占有者との間における、訴訟、調停、仲裁その他の法的手続若しくは紛争解決手続、隣地の所有者若しくは占有者からのクレーム、異議、不服若しくは苦情の申入れ、又は本件土地に対する隣接地及びその建物若しくは構造物による不法な侵害を認識した場合には、直ちに乙に通知すること。
- (6) 乙が本件土地を本事業に使用するために必要な事務を行うこと。
- (7) 本契約締結後 10 日以内に、乙に対し甲に係る下記の書類の原本証明付き写しを提出すること。
- ア 本契約締結のための債務負担行為の議決を証する書面
 - イ 医療法（昭和 27 年法律第 205 号）第 7 条 1 項に基づく開設許可の変更届を提出したことを証する書面
- (8) 乙に対し、下記のとおり書類を適宜提出し、報告を行うこと。
- ア 本事業に関し、甲が、保険会社等との間で各種保険契約を締結した場合は、当該保険契約書の原本を甲が受領後 10 日以内に当該保険契約書の写し（契約変更、更新、新たに契約を締結した場合も同様とする。）を提出すること。
 - イ 本事業又は甲に関する情報で、随時、乙が合理的に請求する書類又は資料を提出すること。
- (9) 乙に対し、次の各号に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること。
- ア 債務不履行事由
 - イ 前条第 2 項に規定する表明及び保証に係る不実
 - ウ その他甲による本契約違反
 - エ 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更
 - オ 時の経過又は通知により、上記アないしウに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生

第 8 章 債務不履行

（遅延損害金）

第 130 条 甲が本契約に基づいて履行すべきサービスの対価その他の金銭の支払いを遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額を乙に対し遅延損害金として支払う。

（損害賠償）

第 131 条 前条に定める場合のほか、甲が本契約上の義務に違反した場合は、乙は甲に対し、当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲が乙に対し前項の損害賠償を行う場合の支払時期は、支払遅延防止法第6条の規定に従う。
- 3 本契約に別段の定めがある場合を除き、乙が本契約上の義務に違反した場合は、甲は乙に対し当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

第9章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

(契約期間)

第132条 本契約は、締結の日から効力を生じ、平成39年3月31日に終了する。ただし、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

第2節 乙の債務不履行による契約の解除

(設計・工事期間のうち維持管理・運営期間開始の前日までの期間に係る契約の解除)

第133条 本件病院施設等の設計・工事期間中において、次の各号に掲げる場合には、甲は、乙に対して書面で通知することにより本契約を解除することができる。ただし、かかる事由の発生が乙の責に帰すべきでない場合はこの限りでない。

- (1) 乙が、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手せず、相当の期間を定めて催告しても当該遅延について乙から甲に対して甲が満足すべき合理的な説明がない場合
- (2) 乙が各引渡予定日から60日を経過しても本件病院施設等の検査済証の発行を受けられないとき又は本件病院施設等を引き渡さない場合
- (3) 維持管理・運営開始予定日から30日を経過しても本件病院施設等の運営を開始できないとき、又はその見込みがないことが明らかに認められる場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められる場合

(維持管理・運営期間に係る契約の解除)

第134条 本件病院施設等の維持管理・運営開始日以降において、次の各号に掲げる場合には、甲は、乙に対して書面で通知することにより本契約を解除することができる。ただし、かかる事実の発生が乙の責に帰すべき事由に起因するものでない場合はこの限りでない。

- (1) 乙が定められた期間内に業務改善計画を提出しないとき。

- (2) 乙が業務改善計画に記載された期限までに業務改善計画を履行しないとき。
- (3) 連続して6か月以上、別紙8によるサービス対価の減額が行われたとき。
- (4) 連続して3日又は1年間に6回以上、医療行為等本件病院の重要な機能を損なう事態が発生したとき。ただし、別紙8に定める場合については、かかる日数又は回数に算入しない。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

(債務不履行事由等による契約の解除)

第135条 次の各号に掲げる場合には、甲は、乙に対して書面で通知することにより本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、任意に事業を放棄したと甲が合理的に判断したとき。
- (2) 乙が、破産手続、会社更生手続、民事再生手続又は特別清算又は特定調停その他の法的倒産手続開始の申立てについて乙の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者(乙の取締役を含む。)によってその申立てがなされ、申立ての日から15日以内に当該申立てが取下げ、棄却若しくは却下されなかったとき。
- (3) 乙が、自己の負担する累積金5,000万円以上の債務の履行を90日以上にわたり遅延したとき。
- (4) 乙が、業務結果報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。

第3節 東京都の債務不履行による契約の解除

(東京都の債務不履行による解除)

第136条 甲が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙による通知の後90日以内に当該違反を是正しない場合、乙は本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定による本契約の解除は乙の甲に対する債務不履行に基づく損害賠償の請求を妨げない。

第4節 法令変更・不可抗力による契約の早期終了

(法令変更・不可抗力による契約の早期終了)

第137条 本契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合及び本契約の履行のために多大な費用を要する場合、それぞれ第11章又は第12章の規定に従い、本契約は終了するものとする。本件病院施設等の出来形部分又は解体工事の出来高部分が存在する場合には、第138条の規定を準用する。

第5節 契約終了時の措置

(解除時の出来高部分の買受け・対価等の支払)

第138条 設計・工事期間中に第133条ないし第135条に基づき本契約が解除された場合において、本件病院施設等の出来形部分が存在し、甲が当該出来形部分を解除の後に利用する場合には、甲は当該出来形部分について、次条第1項による検査を行い、検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとする。ただし、甲は、本件土地のうち新設施設の敷地部分を原状回復することが妥当と合理的に判断した場合、その旨を乙に通知することにより、当該新設施設に係る出来形部分の所有権の取得に代えて、乙に対し、乙の責任及び費用において、本件土地のうち新設施設の敷地部分を原状(更地)に回復した上で甲に対して引渡すことを請求することができる。

2 設計・工事期間中に前2条に基づき本契約が解除された場合において、本件病院施設等の出来高部分が存在し、甲が当該出来形部分を解除の後に利用する場合には、甲は当該出来形部分について、次条第1項による検査を行い、検査に合格した部分につき、乙が解除時にまでに行ったサービスに対する対価を、乙の選択により、一括又は分割にて乙に支払うことにより当該出来形部分を買受けるものとする。

3 解体工事が完了する前に本契約が解除された場合には、甲は、第140条による検査を行い、検査に合格した部分につき解体工事費の出来高相当分を支払うものとする。

4 甲は、前項本文の規定により支払うべきサービスの対価と第141条第2項(1)の違約金とをその対当額につき相殺することができる。

(本件病院施設等の出来高の検査)

第139条 本件病院施設等の引渡日以前に本契約が解除された場合には、甲は、本件病院施設等の出来高及び出来形部分を検査することができるものとする。この場合において、甲は、必要あると認めるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を必要最小限度破壊して検査することができるものとする。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、第136条によって解除された場合は甲、第133条によって解除された場合は乙の負担とし、第137条による解除の場合には、法令変更による場合には別紙11、不可抗力による場合には別紙12に定めるところによる。甲が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙による通知の後90日以内に当該違反を是正しない場合、乙は本契約を解除することができる。この場合、本件病院施設等の出来形部分が存在し、甲が当該出来形部分を解除の後に利用する場合には、甲は当該出来形部分を確認の上、乙が解除時にまでに行ったサービスに対する対価を、乙の選択により、一括又は分割にて乙に支払うことにより当該出来形部分を買受けるものとする。解体工事の出来高部分が存在する場合には、前条第3項の規定に従うものとする。

(解体工事の出来高の検査)

第 140 条 既存施設の解体等が完了する前に本契約が解除された場合には、甲は、既存施設の解体等の出来高部分を検査することができるものとする。

(損害賠償等)

第 141 条 第 136 条の規定により本契約が解除された場合は、甲は、かかる解除により乙に発生した損害及び合理的な増加費用額を、損害金として乙に支払う。

2 第 133 条、第 134 条及び第 135 条の規定により本契約の全部が解除された場合には、乙は、甲に対して、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める金額を違約金として支払う。

(1) 設計・工事期間のうち維持管理・運営期間開始前

施設整備費の 100 分の 10 に相当する額

(2) 維持管理・運営開始日以降、本件病院施設等の全面供用開始日の前日までの間

施設整備費の 100 分の 10 に相当する額並びに維持管理・運営開始日から 1 年間の施設整備費以外の業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 に相当する額の合計額

(3) 全面供用開始日から維持管理・運営期間の末日までの間維持管理・運営開始日から

1 年間の施設整備費以外の業務に係るサービスの対価の 100 分の 10 に相当する額の合計額

3 甲が、乙の責に帰すべき事由に基づく損害額が前項に定める違約金の額を超過することを証明した場合、乙は、甲に対して当該超過額を損害賠償金として支払う。

4 甲は、前各項の違約金及び損害賠償金の支払いに、本件基本協定書第 6 条第 4 項及び本契約第 5 条の契約保証金及び担保金を充当することができる。

(本件病院施設等の明渡し)

第 142 条 乙は、本章の規定により本契約が終了した場合には、乙が本件病院施設等に持ち込んだ物品及び設備・備品等(第 2 項に従い、継続使用するに支障のない状態を保つために必要とされる物品及び設備・備品等又は甲が指定した物品及び設備・備品等を除く。)を、直ちに撤去した上で、本件病院施設等を甲に明け渡すものとする。この場合の費用は、甲に帰責性がある場合、法令及び不可抗力による場合を除き、乙が負担する。なお、法令及び不可抗力の場合において乙に増加費用が発生した場合には、第 150 条又は第 155 条に定めるところに従う。

2 前項の場合、本件病院施設等は、業務要求水準書記載の業務その他それに付随する業務のために甲が継続使用するのに支障のない状態にあることを要するものとする。

3 甲は、第 1 項に基づく本件病院施設等の明渡しの前後を問わず、本件病院施設等が前項に規定する条件を充足しているかを検査(以下「明渡時検査」という。)することができる。乙は、明渡時検査に必要な協力を行う。

- 4 明渡時検査により本件病院施設等に修繕すべき点が存在することが判明した場合、甲は乙に対してこれを通知し、乙は速やかにその費用負担により、これを修繕するものとする。

(利便施設運営業務等使用部分の解体撤去)

第 143 条 乙は、事業期間終了後速やかに、甲及び乙が別途合意する場合を除き、利便施設運営業務に使用するために設置又は据付した設備及び備品等を自己の責任及び費用で解体及び撤去する。

- 2 甲は、前項の解体及び撤去に必要な範囲の土地及び建物を乙に無償で貸し付ける。甲は、合理的な理由なく、かかる土地の貸付けを終了しない。
- 3 第 1 項の解体及び撤去の時期、方法及び範囲等並びに前項の土地及び建物の範囲については、事業期間中に甲と乙の協議により決定する。

(対象情報システムの譲渡)

第 144 条 乙は、維持管理・運営期間が終了する日までに、対象情報システムの稼動状況について甲の確認を受け、対象情報システムに係る統括マネジメント業務が終了した日の翌日に、対象情報システムのうち乙が所有権を有するハードウェアを甲に無償で譲渡する。ただし、確認時において業務要求水準書記載の業務要求水準を満たしていないことが判明したときは、乙は、直ちに修繕を行う。

- 2 乙は、対象情報システムに係る統括マネジメント業務の終了に際し、甲が要求した場合には、乙の費用負担により、甲に対して、対象情報システムを継続使用できるよう対象情報システムの保守・管理に関して必要な事項を説明し、かつ、乙又は協力企業が用いた保守・管理に関するマニュアル、申送事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な全ての協力及び法的措置を行う。かかる協力及び法的措置には、対象情報システムのソフトウェアの著作物及び対象情報システムに関連するその他の成果物を病院の運営その他当該著作物及び成果物を利用するために必要と認められる限度において甲に無償使用（複製、頒布、展示、改変、翻案を含む。）させるための当該著作物の複製物の交付その他の法的措置も含む。
- 3 乙は、対象情報システムに係る統括マネジメント業務の終了後に新たなシステムが導入される場合、乙の費用負担により、対象情報システムから新たに導入されるシステムへのデータの移行に必要な協力を行う。
- 4 甲は、対象情報システムに係る統括マネジメント業務の終了後、第 2 項に基づき無償使用が許諾された成果物の改変又は翻案を行ったときは、乙又は乙の指定する者に対し、その旨を報告する。

(引継ぎ)

第 145 条 乙は、前条の規定に加え、甲が要求した場合には、乙の費用負担により、甲

に対して、本件病院施設等を継続使用できるよう本件病院施設等の維持管理に関して必要な事項を説明し、かつ、乙又は協力企業が用いた維持管理に関する操作要領、申送事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な全ての協力及び法的措置を行う。かかる協力及び法的措置には、以下の事項を含む。

- (1) 本件病院施設等の設計図書及び竣工図書の著作物を病院の運営に必要な範囲において甲に使用（複製、頒布、展示、改変、翻案を含む。）させるための法的措置及び当該著作物の交付
- (2) 本件病院施設等に関する品質保証契約の契約上の地位の譲渡並びに病院施設等維持管理業務及び病院運営業務を行うために乙又は協力企業が使用したソフトウェアの使用許諾等に関する甲と協力企業との間の新たな契約についての調整等
- (3) 乙又は協力企業が使用したソフトウェアを病院の運営に必要かつ最大限可能な範囲で甲に使用（複製、頒布、展示、改変、翻案を含む。）させるための法的措置及び当該ソフトウェアの交付並びにデータの提供

（契約終了後の人員及び組織の維持）

第 146 条 乙は、本章の規定により本契約が終了した後、別途甲が認める場合を除き、2 年間は解散することができず、本節に規定する義務の履行に必要な人員及び内部組織を維持するものとする。

（契約終了における乙の業務継続義務）

第 147 条 乙は、本章の規定により本契約が終了した場合、甲がその合理的な対価を確保する限り、甲の要求に応じ、次の事業者が選定され、本件病院の維持管理・運営業務その他それらに付随する業務が当該事業者を引き継がれるまで、当該業務の全部又は一部が中断しないよう、又はその他かかる業務に支障をきたすことがないよう必要な実施体制を構築し、これを維持しなければならない。

2 前項の場合、乙は、甲又は甲が指定する第三者に対して、本契約に定める維持管理・運営業務その他それらに付随する業務に関する必要事項を説明し、当該業務に関する要領その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。また、乙は、当該引継ぎの間、本件病院の維持管理・運営に支障が生じないよう必要な協力を行わなければならない。

3 甲及び乙は、当該引継ぎに要する期間について協議するものとする。

第 10 章 公租公課

（公租公課）

第 148 条 本契約に関連して生じる公租公課は、サービスの対価に係る消費税及び地方消費税を除き、全て乙の負担とする。

第 11 章 法令変更

(法令変更における通知)

第 149 条 乙は、本契約において別途定める場合を除き、本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより本件病院施設等が設計図書に従い工事できなくなった場合、又は本件病院施設等が本契約若しくは業務要求水準書で提示された条件に従って運営等ができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに甲に対して通知しなければならない。

2 前項の場合において、甲及び乙は、前項の通知以降、当該法令変更により履行不能となった義務の履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならないものとし、第 151 条により本契約の全部を解除する場合を除き、速やかに第 124 条ないし第 127 条のいずれかに規定する手続を行うものとする。

(協議及び増加費用の負担)

第 150 条 甲及び乙は、本契約において別途定める場合を除き、法令変更等に対応するため速やかに本件病院施設等の設計・施工（改修及び解体を含む。）、本契約又は業務要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について協議しなければならない。

2 前項の協議にもかかわらず、当該法令変更等の公布日から 120 日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該法令変更等に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における増加費用の負担は、別紙 11 に定める負担割合によるものとする。

3 法令変更により、乙が運營業務の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービスの対価から減額することができるものとする。

4 甲又は乙は、前 3 項の場合において、サービスの対価の減額を目的とした業務要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方当事者に対してサービスの対価の減額等について協議を行うことを求めることができる。

5 法令変更等に起因して本件病院施設等の引渡しの遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議の上、引渡予定日を変更することができる。

(法令変更における契約の全部解除)

第 151 条 前条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、甲が事業の継続が困難（甲が本契約の継続のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）又は不要と判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部を解除することが

できる。

- 2 前項に基づき本契約の全部が終了した場合の措置は、第9章第5節の規定に従う。
- 3 第1項の規定に基づき本契約の全部が終了した場合において発生した増加費用の甲と乙の負担割合は、別紙11のとおりとする。

(法令変更における契約の全部解除に伴う補償等)

第152条 前条に基づき本契約を全部解除する場合、甲は、乙に対し、乙が当該解除時にまでに行ったサービスに対する対価に、一括払いにより乙に発生する金融費用等の合理的な増加費用を加算し、契約解除に伴い甲が乙から受け取るべき金額を控除した額を、一括して支払う。この場合、甲は分割払いによることを選択することができるものとし、甲が分割払いを選択したときは、乙が解除時までに行ったサービスに対する対価から契約解除に伴い甲が乙から受け取るべき金額を控除した額に満つるまで、支払利息を付して支払うものとする。かかる場合、支払期日は本契約に定めるサービスの対価の支払期日と同一とし、分割代金に対しては支払遅延防止法第8条第1項に基づき財務大臣が定める率の支払利息を付すものとする。これらに加え、甲は、乙に対し、解除により乙に生じた合理的な増加費用その他の損失から当該法令変更により乙が受領する一切の保険、保証及び補償金額(ただし、上記により甲が乙に支払う解除に起因する増加費用を除く。)の合計額を控除した金額を、甲の選択により一括又は分割して支払うものとする。

(補償の範囲)

第153条 甲は、前2条に定める支払いのほかに、乙が受けた損害を補償しないものとする。

第12章 不可抗力

(不可抗力の場合における通知)

第154条 乙は、本契約において特に定める場合を除き、本契約の締結日の後に不可抗力により本件病院施設等が設計図書に従い工事ができなくなった場合、又は本件病院施設等が本契約若しくは業務要求水準書で提示された条件に従って運営等ができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに甲に対して通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲及び乙は、前項の通知以降、当該不可抗力により履行不能となった義務の履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならないものとし、第157条の規定により本契約を解除する場合を除き、速やかに第124条ないし第127条のいずれかに規定する手続を行うものとする。

(協議及び損害額の負担等)

第 155 条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに本件病院施設等の設計・施工（改修及び解体を含む）、本契約又は業務要求水準書の変更及び損害額の負担等について協議しなければならない。

2 前項の協議にもかかわらず、当該不可抗力が生じた日から 60 日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本事業を継続するものとする。この場合における損害の負担割合は、別紙 12 の定めによるものとする。

3 不可抗力により乙が運營業務の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額を、別紙 8 に従いサービスの対価から減額することができるものとし、乙が業務の全部を行わないときは、所定のサービスの対価の支払いを停止する。

4 不可抗力に起因して、本件病院施設等の引渡しの遅延が見込まれる場合、甲及び乙は、協議の上引渡予定日を変更することができる。

(不可抗力への対応)

第 156 条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は本件病院施設等に重大な損害が発生した場合、乙は、当該不可抗力の影響を早急に除去すべく、業務要求水準書で定める範囲内で対応するものとする。

(不可抗力の場合における契約の終了)

第 157 条 第 155 条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、甲が事業の継続が困難（甲が本契約の継続のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）又は不要と判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部を解除することができる。

2 前項に規定に基づき本契約の全部が終了した場合において発生した損害の甲と乙の負担割合は、別紙 12 のとおりとする。

(補償の範囲)

第 158 条 甲は、前 3 条に定める支払いのほかに、乙が受けた損害を補償しないものとする。

第13章 経営会議・事業評価委員会・院内各種委員会・調整会議

(経営会議・事業評価委員会・院内各種委員会)

第159条 甲は、本事業に係る本件病院の機関として、経営会議を設置する。

- 2 甲は、本事業に係る本件病院の機関として、乙のモニタリングその他の評価を行うため、事業評価委員会を設置する。
- 3 甲は、本事業に係る本件病院の機関として、甲と乙が別途合意するところに従い、院内各種委員会を設置する。
- 4 乙の役職員は、前項の院内各種委員会に出席し、意見を述べることができる。乙の役職員は、甲から前各項の経営会議、事業評価委員会、院内各種委員会に出席することを求められた場合、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(調整会議)

第160条 甲及び乙は、本事業を円滑に遂行し、本事業に関する甲と乙の間の紛争を予防し、解決することを目的として、本契約の締結後速やかに調整会議を設置する。

- 2 調整会議においては、本事業に関する連絡調整、本事業に関する疑義及び異議の解決、本契約に関する解釈並びに本契約に定めのない事項の決定その他本事業に関する必要な一切の協議を行う。
- 3 調整会議は、甲の関係所属長、乙の役職員並びに甲及び乙が必要に応じ随時その協議により構成員と定める本事業の関係者により構成される。調整会議は、必要に応じ、構成員以外の者に対して出席及び意見を求めることができる。
- 4 調整会議の構成、議事録の作成等に関する事項は、甲と乙との協議により別途定める。

第14章 著作権等

(著作権等の帰属)

第161条 甲が、本事業の入札手続において又は本契約に基づき、乙又は落札者に対して提供した情報、書類、図面等(甲が著作権を有しないものを除く。)の著作権等は、甲に帰属する。

(著作権の譲渡等)

第162条 甲は、成果物について甲の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

- 2 成果物のうち著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(次条において「著作者の権利」という。)の帰属は、同法の定めるところによる。

3 乙は、甲が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（甲を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件病院施設等の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 本件病院施設等の完成、補修等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 本件病院施設等に乙の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第 163 条 乙は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第 164 条 乙は、本契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを甲に対して保証する。

2 乙が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は乙が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、乙の責に帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。ただし、乙の当該侵害が、甲の特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

(工業所有権)

第 165 条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定し、かつ乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

い。

第 15 章 その他

(費用等の負担方法)

- 第 166 条** 甲及び乙は、本契約において甲が負担するものと定められている費用その他甲が支払義務を負う金員の具体的な負担方法（サービスの対価の増額によるか否か、サービスの対価の増額による場合には増額の時期、単年度又は複数年度の別、その他甲の負担方法に関する事項の詳細でこの契約に定めのないもの）について、費用等の性質、金額の大きさ、甲・乙の財政・財務状況等を踏まえ、その都度、協議を行う。
- 2 前項の協議において甲と乙が合意に至らないときは、甲が各協議事項について定めるものとする。

(保険契約)

- 第 167 条** 乙は、別紙 10 に定める保険契約を自ら締結し、又は協力企業をして締結させるものとする。
- 2 乙が、本事業に関して別紙 10 に定める保険契約その他の保険契約を自ら締結し、又は協力企業をして締結させるときは、乙が当該保険契約に係る保険料を支払うものとし、かつ、甲の事前の承諾を得るものとする。ただし、当該保険契約に係る保険料をサービスの対価に含めないときは、甲の事前の承諾を得る必要はないものとする。

(資金調達)

- 第 168 条** 乙は、本事業に関する資金調達を全て自己の責任において行う。
- 2 甲は、本事業に関し、乙に対して補助、出資、債務保証その他の財務上又は金融上の支援を行わない。
- 3 甲及び乙は、本事業に関して、国の補助金、日本政策投資銀行の低利融資その他の財政上又は金融上の支援が受けられる可能性があるときは、その対応につき、協議その他の協力を行う。

(東京都による新たな債務負担)

- 第 169 条** 本契約の締結後に、甲が本契約の規定に従い新たに負担すべき債務が生じた場合、甲は予算の定めるところにより当該債務を履行し、これを支払う。なお、予算の定めに従うことにより甲が当該債務を履行しない場合は、甲の債務不履行として第 8 章及び第 9 章第 3 節の規定が準用される。

(契約上の地位の譲渡)

- 第 170 条** 甲の事前の承諾がある場合を除き、乙は本契約上の地位又は権利義務を第三

者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(監査・会計検査への協力)

第 171 条 乙は、甲が受ける甲の監査、国の会計検査又は法令に定められた会計検査に協力する義務を負う。

(通知)

第 172 条 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、勧告、催告、異議及び要求等は、相手方に対する書面をもって行い、以下に記載された当事者の名称、所在地宛になされるものとする。

甲： 東京都新宿西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都 [病院経営本部]

乙： 東京都 [本店所在地]
[商号]

- 2 乙がその名称又は所在地を変更した場合は、甲に対して、甲がその名称又は所在地を変更した場合は、乙に対して、各々その変更内容を通知しなければならない。
- 3 甲及び乙は、前項に定める通知を行わない場合には、その不到達をもって相手方に対抗することができないものとする。

(秘密保持・個人情報保護等)

第 173 条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾を得た場合を除き、本契約の内容及び本事業に関して知り得た相手方に関する一切の情報(開示する当事者の帰責事由によらずに公知になった情報を除く。)(以下「秘密情報」という。)を自己の職員、役員及び従業員並びに自己の代理人及びコンサルタント、乙が本事業の遂行に係る資金調達に関して金融機関と協議を行う場合における契約上守秘義務を負う当該金融機関以外の第三者に漏洩し、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙が作成した個人情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び東京都個人情報の保護に関する条例(平成 2 年条例第 113 号)を遵守して取り扱う義務を負い、その秘密情報の保持に厳重な注意を払うものとする。
- 3 乙は、個人情報を、自己の職員、役員及び従業員並びに自己の代理人及びコンサルタント、乙が本事業の遂行に係る資金調達に関して金融機関と協議を行う場合における契約上守秘義務を負う当該金融機関以外の第三者に漏洩し、また、本契約の履行以外の目

的に使用してはならない。

- 4 乙は、個人情報、本事業の業務を遂行するために必要な場合を除き、複写又は複製することができない。
- 5 乙は、本事業の業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者をして、厳重な注意をもって個人情報を管理させるものとする。
- 6 乙は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が発生したときは、甲に対し、速やかに報告する。
- 7 甲は、必要に応じて、乙による個人情報の管理状況について立入調査を行うことができ、乙は当該立入調査に協力するものとする。
- 8 乙は、本事業の業務が終了後、甲に対し、個人情報が記載された資料その他一切の情報媒体を速やかに返還するものとする。
- 9 前7項に定めるほか、乙は、個人情報の保護に関する事項について、甲の指示に従うものとする。
- 10 乙は、自己の職員、役員及び従業員並びに自己の代理人及びコンサルタント、乙が本事業の遂行に係る資金調達に関して金融機関と協議を行う場合における契約上守秘義務を負う当該金融機関が、第1項及び第2項の秘密及び個人情報を漏洩しないよう、適切な措置を講じるものとする。
- 11 乙は、委託契約又は請負契約において協力企業に前10項に定める乙の義務と同様の義務を課すものとする。

(見学者対応等)

第 174 条 乙は、事業期間中に見学者が来院したときは、甲の合理的な要請に従い、見学者への対応に協力するものとする。

(手続の詳細等)

- 第 175 条** 本契約、入札説明書等若しくは事業者提案に規定された手続の詳細若しくは解釈について疑義が生じた事項又は本契約、入札説明書等若しくは事業者提案に規定のない事項(以下これらを総称して「手続の詳細等」という。)については、甲及び乙は、誠実に協議の上、これを定めるものとする。
- 2 前項の協議において甲と乙が合意に至らないときは、甲が手続の詳細等を合理的に定めるものとする。

(準拠法)

第 176 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 177 条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(雑則)

第 178 条 本契約の履行に関して甲及び乙の間で用いる計算単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

2 本契約上の期間の定めは、民法（明治 29 年法律第 89 号）、商法（明治 32 年法律第 48 号）及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）が規定するところによるものとする。

以 上

別紙 1 事業日程（第 4 条）

【事業者提案に基づき作成予定】

別紙 2 事業計画敷地位置図 (第 28 条)



別紙3 設計業務における成果物（第41条）

1 基本設計業務における納品物の内容

基本設計業務納品物の内容は、次のとおりとする。

（1）基本設計図書

ア 建築（総合）

- （ア）設計条件整理表
- （イ）官公庁等打合せ記録
- （ウ）仕様概要書
- （エ）仕上表
- （オ）面積表及び求積図
- （カ）敷地案内図
- （キ）配置図
- （ク）平面図（各階）
- （ケ）立面図（各面）
- （コ）断面図
- （サ）矩計図（主要部詳細）
- （シ）その他必要図書
- （ス）建築計画説明書
- （セ）各種技術資料

イ 建築（構造）

- （ア）設計条件整理表
- （イ）官公庁等打合せ記録
- （ウ）基本構造計画案
- （エ）構造計画概要書
- （オ）仕様概要書
- （カ）その他必要図書
- （キ）各種技術資料

ウ 電気設備

- （ア）設計条件整理表
- （イ）官公庁等打合せ記録
- （ウ）電気設備計画概要書
- （エ）仕様概要書
- （オ）その他必要図書
- （カ）各種技術資料

エ 機械設備

- （ア）設計条件整理表
- （イ）官公庁等打合せ記録
- （ウ）機械設備計画概要書

(エ)昇降機等設備計画概要書

(オ)仕様概要書

(カ)その他必要図書

(キ)各種技術資料

オ その他

(ア)総合プロット図

(イ)工事費概算書等

(ウ)工程計画の概要書

(エ)透視図(透視図 A2 鳥瞰2枚 外観2枚、内観4枚)

(オ)模型(1/500、紙製、ケースつき、敷地北側部分を対象とし、渡り廊下を含む新築建物全てが入るようにすること。)

(カ)各種省エネルギー計算書

(キ)燃料・水・医療ガス備蓄量計算書

(ク)病院関係者ヒアリング・調整等結果報告書

(ケ)緑化・外構整備計画書

(注)事業者は、電子データの作成と提出物の構成に係る要領について、甲と協議する。

2 実施設計業務における納品物の内容

実施設計業務納品物の内容は、次のとおりとする。

なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に甲と協議しなければならない。

(1) 実施設計図書

ア 建築(総合)

(ア)官公庁等打合せ記録

(イ)仕様書

(ウ)仕様概要書

(エ)仕上表

(オ)面積表及び求積図

(カ)敷地案内図

(キ)配置図

(ク)平面図(各階)

(ケ)立面図(各面)

(コ)断面図

(サ)矩計図

(シ)展開図

(ス)天井伏図

(セ)平面詳細図

(ソ)断面詳細図

- (タ) 部分詳細図
- (チ) 建具表
- (ツ) 外構図
- (テ) その他必要図書
- (ト) 各種技術資料
- イ 建築（構造）
 - (ア) 官公庁等打合せ記録
 - (イ) 構造設計図
 - 1) 伏図
 - 2) 軸組図
 - 3) 各部断面図
 - 4) 標準詳細図
 - 5) 各部詳細図
 - (ウ) 構造計画書
 - (エ) 仕様書
 - (オ) その他必要図書
 - (カ) 各種技術資料
- ウ 電気設備
 - (ア) 官公庁等打合せ記録
 - (イ) 仕様書
 - (ウ) 敷地案内図
 - (エ) 配置図
 - (オ) 受変電設備図
 - (カ) 非常電源設備図
 - (キ) 幹線系統図
 - (ク) 動力設備系統図
 - (ケ) 動力設備平面図（各階）
 - (コ) 弱電設備系統図
 - (サ) 弱電設備平面図（各階）
 - (シ) 火報等設備系統図
 - (ス) 火報等設備平面図（各階）
 - (セ) 部分詳細図
 - (ソ) 屋外設備図
 - (タ) その他必要図書
 - (チ) 各種計算書
 - (ツ) 各種技術資料
- エ 機械設備（空調換気）
 - (ア) 官公庁等打合せ記録
 - (イ) 仕様書

- (ウ)敷地案内図
- (エ)配置図
- (オ)空調設備系統図
- (カ)空調設備平面図(各階)
- (キ)換気設備系統図
- (ク)換気設備平面図(各階)
- (ケ)特殊設備系統図
- (コ)特殊設備設計
- (サ)部分詳細図
- (シ)屋外設備図
- (ス)その他必要図書
- (セ)各種計算書
- (ソ)各種技術資料
- オ 機械設備(給排水衛生)
- (ア)官公庁等打合せ記録
- (イ)仕様書
- (ウ)敷地案内図
- (エ)配置図
- (オ)給排水衛生設備配管系統図
- (カ)給排水衛生設備配管平面図(各階)
- (キ)消火設備系統図
- (ク)消火設備平面図(各階)
- (ケ)特殊設備系統図
- (コ)特殊設備設計
- (サ)部分詳細図
- (シ)屋外設備図
- (ス)その他必要図書
- (セ)各種計算書
- (ソ)各種技術資料
- カ 機械設備(昇降機等)
- (ア)昇降機等設備図
- キ その他
- (ア)総合プロット図
- (イ)撤去図
- (ウ)数量積算書
- (エ)工事費内訳明細書
- (オ)工事工程表
- (カ)建築基準法等関係法令に基づく必要な図書
- (キ)透視図(鳥瞰2枚 外観(一般)2枚、内観4枚)

(ク) 模型 (1/300、アクリル製 ケースつき、敷地北側部分を対象とし、渡り廊下を含む新築建物全てが入るようにすること。)

(ケ) 各種省エネルギー計算書

(コ) 燃料・水・医療ガス備蓄量計算書

(サ) 病院関係者ヒアリング・調整等結果報告書

(シ) 緑化・外構整備計画書

(ス) 仮設計画図 (プロセス図)

(2) 成果物及び提出部数

ア	設計図の原図又は第二原図	1部
イ	A1判をA3判に縮小した原図	1部
ウ	青写真	3部
エ	製本	3部
オ	数量積算書	1部
カ	工事費内訳明細書	1部
キ	構造計算書	1部
ク	設備設計計算書	2部
ケ	工事工程表	1部
コ	確認申請書	1部
サ	EMS及び環境配慮チェックシート	1部
シ	打合記録	5部
ス	リサイクル計画書	1部
セ	建築物環境計画書	1部
ソ	透視図	6部
タ	模型	1部

(注) 事業者は、電子データの作成と提出物の構成に係る要領について、甲と協議する。

別紙 4 業務開始予定日（別表 21）

【本件病院施設等につき、甲と事業者の協議により
確定させた各施設の業務開始予定日
を特定した表を挿入予定】

別紙 5 運営等モニタリングの概要（第 112 条）

1 対象となる業務

運営等モニタリングは、原則として、業務要求水準書第 2 に規定する個別業務のうちの維持管理業務及び運営業務を対象とする。ただし、必要に応じて統括マネジメント業務及び個別業務のうちの薬品・診療材料等調達業務についても行うものとする。

2 モニタリングの基本的な構造

モニタリングの基本的な構造は、業務要求水準書第 1 の 5 (9)に規定するとおりである。

3 各業務の具体的な確認項目及びデータの収集方法等

維持管理業務及び運営業務に対し設定する各業務の具体的な確認項目については、数値又は「Yes・No」等により客観的な把握が可能な項目を基本とし、これらに照応する客観的なデータ、業務報告書の記載内容等に基づいて確認を行うものとする。確認項目の詳細及びデータ等の収集方法等については、業務要求水準書及び乙が提出する各業務の業務別仕様書、業務計画書等の各種計画書を基に甲と乙が協議の上、甲が決定する。

なお、モニタリングは個別業務ごとに行うものであり、確認項目及びデータの収集方法等は個別業務ごとに個別に設定するものとする。

4 モニタリングの種類及び方法

以下の 3 種類の方法により、甲は乙が実施する業務の内容を評価する。

モニタリングの種類	主な方法
(1) 日常モニタリング	<p>ア アベイラビリティの確認</p> <p>(i) 甲は、医療スタッフが行う医療行為・管理業務等を実施できる環境（アベイラビリティ）が乙により確実に提供されているかどうかについて、日常的に確認を行う。</p> <p>(ii) 乙は、イ(i)の巡回及び日報提出の際に、アベイラビリティについても報告を行う。</p> <p>イ サービスのパフォーマンスの確認</p> <p>(i) 日に 1 度、乙の職員が病院施設等を巡回し、各個別業務の実施状況を確認・評価の上、日報を甲に提出する。</p> <p>(ii) 時間の経過を追い、連続的又は断続的に確認・評価が必要な確認項目については乙が確認し、その結果をとりまとめ甲に提出する。</p> <p>ウ 苦情対応</p> <p>ヘルプデスクに寄せられた要望や苦情等の内容やそれらに対する乙の対応を甲に報告する。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

モニタリングの種類	主な方法
(2) 定期モニタリング	<p>ア 日常モニタリング情報の集計・総括</p> <p>(i) 乙は、日報及びその他日常モニタリングに関する報告事項を取りまとめた月次報告書を甲に提出する。</p> <p>(ii) 甲は、必要に応じて、本件病院施設等を巡回し、あらかじめ協議の上定めたモニタリング項目・アベイラビリティ基準等に従って各個別業務の実施状況を確認・評価する。</p> <p>(iii) 甲は、乙が甲へ提供する各個別業務の状況を確認し、モニタリング結果を検討するための委員会（以下「定期モニタリング委員会」という。）において、サービスの提供状況が要求水準を満足しているかどうかを判断・評価する。</p> <p>イ パフォーマンス評価による改善計画の策定 日常モニタリング時での改善項目、定期モニタリング委員会において要求水準を満足してないと認められた事象等改善が必要な項目については、乙は協力企業と一体となり、改善計画を策定し、定期モニタリング委員会に報告する。甲は、乙が改善計画の内容を確認するとともに、改善内容の確認を行う。</p> <p>ウ 定期モニタリング委員会での評価 定期モニタリング委員会を定期的開催し、月次報告書及び要望や苦情等を確認・評価する。</p> <p>エ 財務状況のモニタリング 乙は定期的に会計監査人の監査済財務書類等を甲に提出し、甲に対して監査報告を行う。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

モニタリングの種類	主な方法
(3) 随時モニタリング	<p>ア 適時調査 必要に応じ甲の職員が病院施設等を巡回し、各個別業務の実施状況を確認・評価する。</p> <p>イ 患者満足度調査 甲は、乙が提供するサービスのうち、利用者が患者である業務について、患者アンケートによる満足度調査を年1回実施する。甲は、この調査結果をサービスのパフォーマンス評価の参考とする。</p> <p>ウ 都職員満足度調査 甲は、乙が提供するサービスのうち、利用者が都職員である業務について、職員アンケートにより満足度調査を年1回実施する。</p> <p>エ 第三者調査・モニター調査 甲は、必要に応じ、乙が提供するサービスのパフォーマンスについて、第三者への委託による調査を行う。また、甲は必要に応じて、都民のモニターから、乙の提供するサービスについての意見収集を行う。</p> <p>オ その他 甲は、業務改善の勧告及び命令を行った業務について、乙によるサービスの提供状況が回復しているかどうかの意見収集を行う。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

モニタリングの種類	主な方法
(4) 事業評価	<p>ア 甲は、事業評価を実施するにあたり、事業評価委員会を設置する。乙は、甲が必要と認めたときに、事業評価委員会に参加し、意見を述べることができる。</p> <p>イ 甲は原則年に4回、事業全体に対する評価（以下「事業評価」という。）を総括的に行い、セルフモニタリングが確実に行われ、サービスのパフォーマンスが適正に維持されているか、定期モニタリング委員会から報告を受けたパフォーマンス評価が適切であるか確認する。</p> <p>ウ パフォーマンス評価に基づき、乙によるサービス対価の減額の対象となる事由が発生している場合に、減額の妥当性を評価し、減額を実施する。具体的な減額事由については、以下の例を基本として、事業評価委員会が個別に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙により適切な業務実施体制が構築されていない場合又はその実態が甲の満足する条件を充足していない場合 ・乙の提供するサービスが業務要求水準又は仕様書の記載事項を充足していない場合（ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合を除く） ・甲の職員又は患者の安全に重大な影響を及ぼす事故等が乙の責に帰すべき事由により生じた場合 ・事故等の発生に対して乙が速やかに適切な措置を講じていない場合 ・乙がサービスの提供に際して法令等を遵守していない場合 ・乙が合理的な理由なく甲の職員の指示に従わない場合 <p>エ 事業評価委員会での事業評価の結果につき甲及び乙が合意できない場合は、必要に応じ、第三者に意見を求めることができる。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

5 モニタリング結果の通知

甲は、毎月末に、上記4(1)から(3)まで(ただし、(3)イ及びウを除く。)のモニタリングの結果を基に当該月における各業務の内容の品質を総合的に判断し、翌月15日までに乙に通知する。上記4(3)イ及びウ並びに(4)のモニタリングについては、実施後、速やかに乙に通知する。

6 業務要求水準未達の場合の措置

甲は、モニタリングの結果、業務要求水準が維持されていないと合理的に判断した場合には、予め別紙 8 で定められた手順及び計算方法に従い、サービスの対価の減額を行う。この場合、減額は、業務要求水準を下回った度合いに即して予め別紙 8 に定められた減額幅を適用することにより行う。サービスの提供が行われなかった業務については、甲は、当該業務に係るサービスの対価は支払わない。

なお、業務要求水準が維持されていないと判断される事由が生じた場合であっても、乙がセルフモニタリングにより当該事由を早期に発見し、かつ、甲が満足する適切な改善措置を講じた場合は、甲は、かかる状況を勘案のうえ、サービスの対価を減額しないことができる。

7 患者及び病院職員に対する満足度調査（アンケート調査等）及び要望・苦情等の分析

患者及び病院職員に対する満足度調査（アンケート調査等）及び要望・苦情の分析等による評価は、サービスの直接的な受け手である患者及び病院職員の声を病院運営に反映させるためにモニタリングの方法の一つとして使用する。ただし、これらの結果（具体的には、上記 4 における（3）イ及びウの結果）は、サービスの対価の減額の前提となる評価の直接の根拠としては使用しない。

なお、調査の結果、一定の基準を下回る箇所があると合理的に判断された場合は、乙は問題箇所を修復するための対策を検討した上、甲の同意を得て実施し、患者や病院職員の満足度を改善するよう努力しなければならない。

8 利便施設運營業務に係るモニタリング結果の取扱い

甲は、利便施設運營業務のモニタリングの方法として、上記 4 記載の（2）定期モニタリング、（3）随時モニタリングを採用する。

なお、モニタリングの結果、これらの業務が業務要求水準書に記載の事項を満たしていないと合理的に判断された場合は、乙は改善策を検討した上、甲の同意を得て実施し、問題箇所を改善するよう努力しなければならない。

9 モニタリングの開始時期及びサービスの対価の減額執行

運営等モニタリングは、維持管理・運営期間開始日が属する月から開始する。また、その判断結果は、上記 5 に従い乙に通知されるものとし、その約 10 日後に支払われるサービスの対価に反映される。

別紙 6 サービスの対価の算定方法及び支払方法（第 115 条）

1 サービスの対価の構成

サービスの対価を構成する項目及び該当する業務は、以下のとおりである。

項目		該当する業務
(1) 統括マネジメント業務費		統括マネジメント業務
(2) 施設整備費	ア 工事関連費	事前調査業務
		設計業務及びその関連業務
		工事業務
		工事監理業務
		既存施設の解体撤去業務
		周辺影響調査・対策業務
		各種申請等業務
		補助金・許認可等申請補助業務
	イ 移転費	その他業務
(3) 維持管理費及び運営費	ウ 維持管理費	建築物保守管理業務
		建築附帯設備保守管理業務
		外構施設保守管理業務
		植栽維持管理業務
		環境衛生管理業務
		清掃業務
		保安警備業務
		その他業務
	エ 運営費 (a)	医事業務
		診療情報管理業務
		滅菌消毒業務
		医療作業業務
		医療機器の管理・保守・点検業務
		その他業務
	オ 運営費 (b)	検体検査業務
		物品管理業務
		食事の提供業務
		リネンサプライ業務
	カ その他の費用	保険料、公租公課等ア～コ（キを除く。）に含まれない費用

項目		該当する業務
(4) 調達費	キ 医療器械 調達費	医療器械調達業務
	ク 備品等調達費	備品等調達業務
	ケ 薬品・診療材料 等調達費	薬品・診療材料等調達業務

2 サービスの対価の考え方

甲が乙に対して支払うサービスの対価は、それぞれの業務の性質や支払方法により、以下の4種類に大別される。

- (1) 統括マネジメント業務費
- (2) 施設整備費
- (3) 維持管理費及び運営費
- (4) 調達費

(1)～(4)は、各業務にかかるサービスの対価を業務の性格に応じて個別に算定した上、各回毎合算して支払う。

統括マネジメントに対する対価は、設計・工事期間開始後、維持管理・運営期間終了までの間にわたり、毎月、甲が乙に統括マネジメント業務費として支払う。

施設整備に要する費用は、甲が起債等により調達する。支払方法については、3(2)に規定する。

また、維持管理・運営及び調達のうち薬品・診療材料等調達に対する対価は、維持管理・運営期間を通して、毎月、甲が乙にそれぞれ維持管理費、運営費、薬品・診療材料等調達費として支払う。医療器械、備品等の調達・設置に要する費用は、甲が起債等によって調達し、本件病院施設等の全面供用開始までに乙に支払う。なお、利便施設については、乙は行政財産の使用許可を受け、使用料を甲に支払った上で運営を行うものとし、当該利便施設の運営により発生した収益は乙の収入とする。甲は、利便施設に関する費用について、サービスの対価は支払わない。

3 各種サービスの対価の算定方法

(1) 統括マネジメント業務費

統括マネジメント業務費の算定方法及び支払方法は、以下のとおりである。

- ・ 全面供用開始以前については年度ごとに発生した金額を支払い、全面供用開始以降はそれ以降に発生した費用を平準化して支払う。
- ・ 年額の12分の1を月額とする。
- ・ 本契約に定める月を初回、平成39年3月又は本契約に定める月を最終回として、請求書受領後30日以内に月額を支払う。
- ・ なお、月額は、毎年度1回、物価変動を考慮し、改定されることがある。改定は、別紙7記載の指標の変動率を勘案した改定率を当該年度の統括マネジメント業務

費に乘じ、翌年度 4 月支払分以降の統括マネジメント業務費に反映させる。

(2) 施設整備費

施設整備費は、工事関連費と移転費により構成される。それぞれの算定方法及び支払方法は以下のとおりとし、6 種類に分類して支払う。

(ア) 事前調査業務費

- ・ 乙は、業務が発生する年度の 3 月を目途に、甲による当該年度に発生した業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後 30 日以内に事前調査費を乙に一括して支払う。

(イ) 設計業務及びその関連業務に係る対価のうち、基本設計費

- ・ 乙は、甲による基本設計業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後 30 日以内に基本設計費を乙に一括して支払う。

(ウ) 設計業務及びその関連業務に係る対価のうち、実施設計費

- ・ 乙は、甲による実施設計業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後 30 日以内に実施設計費を乙に一括して支払う。

(エ) 工事費、周辺影響調査・対策業務費、各種申請等業務費、補助金・許認可等申請補助業務費

- ・ 工事費及び周辺影響調査・対策業務費、各種申請等業務費、補助金・許認可申請等業務費は、下表のとおり支払う。具体的には、乙は、甲による出来形の確認を受けた後、当該出来形部分に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後 30 日以内に出来形に係る費用を支払う。

出来形確認予定年月	支払額の割合	支払見込時期
平成 21 年 3 月	周辺影響調査・対策業務費、 各種申請等業務費及び補助 金・許認可等申請補助業務費 の全額	平成 21 年 4 月～ 5 月
平成 22 年 3 月	工事費（新築分）の 20% 及 び解体工事費（平成 21 年度 実施分）の全額	平成 22 年 4 月～ 5 月
平成 23 年 3 月	工事費（新築分）の 15%	平成 23 年 4 月～ 5 月
平成 24 年 3 月	工事費（新築分）の 65%	平成 24 年 4 月～ 5 月
平成 25 年 3 月	工事費（改修分）の全額	平成 25 年 4 月～ 5 月

平成 26 年 3 月	解体工事費（平成 25 年度実施分）の全額	平成 26 年 4 月～5 月
-------------	-----------------------	-----------------

(オ) 工事監理費

- ・ 工事監理に要した費用は、下表のとおり平成 21 年度から平成 24 年度の 4 年間にわたり支払う。具体的には、乙は、甲による当該業務の完了の確認を受けた後、当該業務の完了した部分に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後 30 日以内に当該業務の完了した部分に係る費用を支払う。

出来形確認予定年月	支払額の割合	支払見込時期
平成 22 年 3 月	工事監理費（新築分）の 20% 及び工事監理費（平成 21 年度実施解体工事分）の全額	平成 22 年 4 月～5 月
平成 23 年 3 月	工事監理費（新築分）の 15%	平成 23 年 4 月～5 月
平成 24 年 3 月	工事監理費（新築分）の 65%	平成 24 年 4 月～5 月
平成 25 年 3 月	工事監理費（改修分）の全額	平成 25 年 4 月～5 月
平成 26 年 3 月	工事監理費（平成 25 年度実施解体工事分）の全額	平成 26 年 4 月～5 月

(カ) 移転業務費

- ・ 乙は、業務が発生する年度の 3 月を目途に、甲による当該年度に発生した移転業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後 30 日以内に当該年度の移転業務費を乙に一括して支払う。

(3) 維持管理費及び運営費

維持管理費及び運営費は、維持管理費、運営費（a）、運営費（b）、その他の費用により構成される。

ア 算定方法

維持管理費及び運営費の算定方法は、以下のとおりである。

- (ア) 維持管理費、運営費（a）、運営費（b）は、毎年度 1 回、物価変動を考慮し、

改定されることがある。改定は、業務ごとに別紙 7 記載の指標の変動率を勘案した改定率を当該年度の各業務の対価に乘じ、翌年度 4 月支払分以降の各業務の対価に反映させる。

- (イ) 運営費 (a) は、(ア) 記載の物価変動に加え、毎年度 1 回、患者数の変動に伴い、増減されることがある。増減は、実際患者数に応じて、当該年度の当該業務の対価に計算指数を乘じ、翌年度 4 月支払分以降の当該業務の対価に反映させる。なお、病院運営の状況を前提に、(A) 外来実際患者数、(B) 外来計算指数、(C) 入院実際患者数及び(D) 入院計算指数の設定は 5 年に 1 回、定期的に見直しを行う。

外来患者数 (年延べ 1 日当たり)

段階	1 段階	2 段階	3 段階
(A) 外来実際患者数	495 人以下	496 人以上 605 人未満	605 人以上
(B) 外来計算指数	-0.01	0	0.01

入院患者数 (年延べ 1 日当たり)

段階	1 段階	2 段階	3 段階
(C) 入院実際患者数	719 人以下	720 人以上 880 人未満	880 人以上
(D) 入院計算指数	-0.01	0	0.01

[解説]

運営費 (a) に、当該業務を行った年の実際の外来患者数及び入院患者数が所属する段階における計算指数を乗じて支払う。

(サービスの対価の計算例)

初年度の外来患者数が 135,000 人、入院患者数が 322,000 人と想定し、
外来患者数を当年外来診療日数 (274 日) で、入院患者を当年開院日数 (365 日) で除す。

外来患者数 135,000 人 / 274 日 = 492 人 ... 外来計算指数 1 段階 (-0.01) に
該当

入院患者数 322,000 人 / 365 日 = 882 人 ... 入院計算指数 3 段階 (0.01) に
該当

サービスの対価の計算式

< 運営費 (a) >

$$= < \text{甲乙間で別途合意した運営費 (a) } > \times (1 - 0.01 + 0.01)$$

- (ウ) 運営費 (b) は、定められた設定単価に実需要数を乗じて決定される。なお、業務ごとの設定単価は、(ア)記載の物価変動に加え、実需要数を勘案して5年に1回、定期的に見直しを行う。
- (イ) その他の費用は、改定の対象外とする。

イ 支払方法

維持管理費及び運営費は、下記のとおり4種類に分類して支払うものとする。

(ア) 維持管理費 (a)

- ・ 年額の 12 分の 1 を月額とする。
- ・ 本契約に定める月を初回、平成 39 年 3 月又は本契約に定める月を最終回として、請求書受領後 30 日以内に月額を支払う。
- ・ なお、月額は、ア (ア) の規定に従い、毎年度 1 回、物価変動を考慮して改定されることがある。

(イ) 運営費 (a)

- ・ 年額の 12 分の 1 を月額とする。
- ・ 本契約に定める月を初回、平成 39 年 3 月又は本契約に定める月を最終回として、請求書受領後 30 日以内に月額を支払う。
- ・ なお、月額は、ア (ア) の規定に従い、毎年度 1 回、物価変動を考慮した改定の対象となるとともに、ア (イ) 記載の患者数の変動に伴う増減を平成 26 年度より毎年実施する。

(ウ) 運営費 (b)

- ・ 定められた設定単価に、該当する業務の月間実需要数を乗じて月額とする。

- ・ 本契約に定める月を初回、平成 39 年 3 月又は本契約に定める月を最終回として、請求書受領後 30 日以内に月額を支払う。
- ・ なお、設定単価は、ア(ア)の規定に従い、毎年度 1 回、物価変動を考慮して改定されることがある。

(I) その他の費用

- ・ 年額の 12 分の 1 を月額とする。
- ・ 本契約に定める月を初回、平成 39 年 3 月又は本契約に定める月を最終回として、請求書受領後 30 日以内に月額を支払う。

(4) 調達費

調達費は、医療器械調達費、備品等調達費、薬品・診療材料等調達費の 3 種類により構成される。それぞれの算定方法及び支払方法は、以下のとおりである。

ア 医療器械調達費

- ・ 乙は、甲により医療器械調達業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後当該年度の医療器械調達費を乙に支払う。

イ 備品等調達費

- ・ 乙は、甲により備品等調達業務の完了確認を受けた後、当該業務に係る請求書を甲に提出する。甲は、請求書受領後当該年度の備品等調達費を乙に支払う。

ウ 薬品・診療材料等調達費

- ・ 毎月、個品ごとの単価×数量で計算した金額を支払い、年度末に実際に購入した薬品・診療材料等の加重平均単価と、実際に購入した薬品・診療材料等の加重平均単価に薬品・診療材料等の約束値引率を乗じた単価とを比較して、差額の調整を行う。なお、前者が後者を上回った場合は、後者の額を上限として最終月の調整を行う。後者が前者を上回った場合は、その差額の 50%を減額することも含めて最終月の調整を行う。
- ・ 本契約に定める月を初回、平成 39 年 3 月又は本契約に定める月を最終回として、請求書受領後 30 日以内に月額を支払う。
- ・ なお、月額は、毎年度 1 回、物価変動を考慮し、改定されることがある。改定は、別紙 6 記載の指標の変動率を勘案した改定率を当該年度の薬品・診療材料等調達費に乘じ、翌年度 4 月支払分以降の薬品・診療材料等調達費に反映させる。

(5) サービスの対価の金額

各業務に係るサービスの対価の金額は、甲と乙との間において別途なされる合意に基づく。

別紙7 サービスの対価の変更（第116条）

1 物価変動によるサービスの対価の変更

維持管理・運営期間において物価変動があった場合は、維持管理費及び運営費並びに薬品・診療材料等調達費の改定を行う。サービスの改定に用いる指標は、以下のとおりとする。

項目		該当する業務	参照指標
(1) 統括マネジメント業務		統括マネジメント業務	「毎月勤労統計調査」（厚生労働省） ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
(2) 維持管理費及び運営費	イ 維持管理費)	建築物保守管理業務	
		エネルギー提供業務	電気 : 原則として、電気料金の改定率 ガス : 原則として、ガス料金の改定率 水道 : 原則として、水道料金の改定率 その他 : 「消費者物価指数」（総務省統計局） ・第1表 - 1 中分類指数（全国） ・光熱・水道
		エネルギー提供業務以外	「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局） ・大類別・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類別 : 建物サービス ・品目 : 設備管理
		建築付帯設備保守管理業務	「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局） ・大類別・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類別 : 建物サービス ・品目 : 設備管理
		外構施設保守管理業務	「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局） ・大類別・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類別 : 建物サービス ・品目 : 設備管理
		植栽維持管理業務	「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局） ・大類別・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類別 : 建物サービス ・品目 : 設備管理

項目		該当する業務	参照指標
		環境衛生管理業務	「企業向けサービス価格指数」 (日銀調査統計局) ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類別：建物サービス ・品目：衛生管理
		清掃業務	「企業向けサービス価格指数」 (日銀調査統計局) ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類型：建物サービス ・品目：清掃
		保安警備業務	「企業向けサービス価格指数」 (日銀調査統計局) ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類型：警備 ・品目：警備
	工 運営費 (a)	医事業務	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
		診療情報管理業務	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
		滅菌消毒業務	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
		医療作業業務	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
		医療機器の管理・保守・点検業務	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
	才 運営費 (b)	検体検査業務	
		保険診療対象	診療報酬(本体)改定率
保険診療対象以外		「消費者物価指数」(総務省統計局) ・第1表 - 1 中分類指数(全国) ・保健医療	
	試薬	診療報酬(薬価改定等のうち、薬価)改定率	

項目		該当する業務	参照指標
		物品管理業務	「毎月勤労統計調査」（厚生労働省） ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
		食事の提供業務	「消費者物価指数」（総務省統計局） ・第1表 - 1 中分類指数（全国） ・食料
		リネンサプライ業務	「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局） ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類型：洗濯 ・品目：リネンサプライ
(3) 調達費	カ 薬品・診療材料等調達費	薬品・診療材料等調達業務	
		薬品	診療報酬（薬価改定等のうち、薬価）改定率
		診療材料等のうち、特定医療材料	診療報酬（薬価改定等のうち、材料）改定率
		診療材料等のうち、特定医療材料以外	「消費者物価指数」（総務省統計局） ・第1表 - 1 中分類指数（全国） ・保健医療

ただし、各指標の毎年の変動率が±1%に満たない場合及び直近の改定からの累積が±3%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合のみ改定する。入札時の費用の積算の前提となる指標は平成19年12月1日時点のものを参照するものとし、その時点をサービスの対価の改定に当たっての起点とする。平成21年度末又は甲と乙が別途合意する日に、当該時点での指標における変動率を勘案した改定率を反映させサービスの対価の見直しを行い、以後の改定は見直し後のサービスの対価を基に行われる。

なお、事業期間中に上記の指標の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、甲と乙は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする。

2 エネルギー提供費に係る見直しの特例

維持管理業務のうちエネルギーの提供業務においては、エネルギーの提供量が想定を上回り、追加的な費用が必要となった場合であっても、その費用は乙が負担することを原則とするが、下記の3、6～8によるほか、甲と乙は、次の場合に協議を行い、エネルギー提供費を見直すことができるものとする。

- (1) 維持管理・運営開始日から全面供用開始日の実績使用量が当初計画量から著しく乖離した場合
- (2) 当初想定外の医療機器の導入等、甲の事由により実績使用量が当初計画量から著し

く乖離した場合

3 市場実勢価格等の変動によるサービスの対価の変更

甲及び乙は、維持管理費及び運営費並びに薬品・診療材料等調達費について、直近の改定時のサービスの対価及び類似の内容の業務の委託費の市場実勢価格の推移その他償還価格の改定、新製品の導入、本件病院における診療科目の変更、患者及び疾患動向の大幅な変化、診療材料の採用品目及び構成並びに品目毎の数量の大幅な変更等諸般の事情を勘案して、5事業年度に1度、見直しのための協議を行う。

4 実需要数によるサービスの対価（設定単価）の変更

(1) 甲及び乙は、検体検査業務、食事の提供業務及びリネンサプライ業務について、実需要数を勘案して、5事業年度に1度、協議の上、定期的にサービスの対価の見直しを行う。

(2) 前項の定めにかかわらず、実需要数が設定需要数（当初は、甲と乙との間において別途合意する設定需要数をいい、その後は、直近の改定時に合意された設定需要数をいう。）比累積10%以上変動した場合には、甲及び乙は、相手方に通知を行うことにより翌事業年度のサービスの対価に係る設定単価の変更を請求することができる。ただし、当該通知には、乙がサービスの対価の変更を請求する場合は前事業年度の実需要数及び変更見込み額が記載されていることを要する。

(3) 前項に基づく請求がなされた場合は、甲及び乙は、改定前の設定単価に係る費用明細及び実需要数を基に、請求の当否及び変更額について協議の上決定する。

(4) 前各項に記載する各協議において合意が成立しない場合、甲は、サービスの対価の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、当該決定の理由を併記した書面により乙に対して通知する。

5 患者数によるサービスの対価（患者数と基礎計算指数の条件設定）の変更

(1) 清掃業務、保安警備業務、医事業務、物品管理業務、滅菌消毒業務、医療作業業務及び医療器械の管理・保守・点検業務に係るサービスの対価に係る患者数と基礎計算指数の条件設定について、5事業年度に1度、見直しのための協議を行う。

(2) 前項に定める協議において合意が成立しない場合、甲は、サービスの対価に係る患者数と基礎計算指数の条件設定の変更の可否及び変更する場合には合理的であると判断する変更額を決定し、その理由を併記した書面により乙に対して通知する。

6 医療保険制度の改正によるサービスの対価の変更

(1) 甲及び乙は、医療保険制度の改正によりサービスの対価の見直しを行うことが合理的と判断する場合、合理的と判断する理由及び変更見込み額を記載した通知を行うことにより、翌事業年度のサービスの対価の変更を請求することができる。

(2) 前項の定めに基づく請求がなされた場合、甲及び乙は、請求の当否及び変更額について協議の上決定する。

(3) 前項の協議において合意が成立しない場合、甲は、サービスの対価額の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、その理由を併記した書面により乙に対して通知する。

(4) 前各項の規定にかかわらず、甲及び乙は、翌事業年度開始前に改正後の医療保険制度が実施され、当該医療保険制度の実施の日から当該実施の日が属する事業年度が終了する日までのサービスの対価の見直しを行うことが合理的と判断する場合、相手方に対し、当該事業年度のサービスの対価の変更を求めることができる。この場合の手続きは、前各項の規定を準用する。

7 税制の変更によるサービスの対価の変更

(1) 乙は、税制の変更(ただし、法人税、所得税、事業税その他収益に関する税制に関する変更を除く。以下、本条において同様とする。)により乙が支払うべき租税が新設又は増額されたときは、甲に対してその旨及び変更見込み額を記載した通知を行うことにより、サービスの対価の見直しを請求することができる。

(2) 甲は、税制の変更により乙が支払うべき租税が減免されたときは、乙に対してその旨を通知することにより、サービスの対価の見直しを請求することができる。

(3) 前2項に基づく請求がなされた場合、甲及び乙は、請求の当否及び変更額について協議の上決定する。当該協議において合意が成立しない場合、甲は、サービスの対価額の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額をそれぞれ決定し、当該決定の理由を併記した書面により乙に対して通知する。

8 上記以外の想定外の変化に対する見直し

(1) サービスの対価の算定根拠である前提条件について、上記1～7において考慮されない変動要素が発生し、又はサービスの対価が前提とする条件に重大な変更が発生した等の場合には、甲及び乙は速やかに協議を行い、サービスの対価の見直しを検討するものとする。かかる協議は、甲又は乙からの申込みにより行われるものとし、一方の当事者から申込みを受けた場合、他方の当事者は誠意をもって協議に応じるものとする。

(2) 前項に記載する協議において合意が成立しない場合、甲は、サービスの対価の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、当該決定の理由を併記した書面により乙に対して通知する。

別紙 8 サービスの対価の減額（第 120 条・第 134 条・第 155 条）

1 サービスの対価の減額の考え方

本事業に係るサービスの対価は、原則として、別紙 6 及び別紙 7 のとおり支払われるが、乙の責に帰すべき事由により維持管理・運営期間中に乙が本契約に定められたアベイラビリティ（医療従事者等が行う医療行為等を実施できる環境が常に維持されている状態）の提供を確実に遂行していない場合、又は甲が行うモニタリングの結果事業契約において定められた業務要求水準が維持されていないことが判明した場合には、サービスの対価の減額を行うことができる。なお、アベイラビリティに基づく減額とモニタリングに基づく減額の双方に該当するような事態が発生した場合は、アベイラビリティに基づく減額のみが適用されるものとする。

（1）アベイラビリティに基づく減額

維持管理・運営期間中において、乙が自己の責に帰すべき事由により事業契約において予め定められた施設・設備の業務要求水準を維持することができず、その結果、医療従事者等が行う医療行為等、本件病院において甲が実施する行為に重大な影響を及ぼすなど病院の重要な機能を損なう事態（以下に例示する事象等をいう。）が発生した場合、かかる事態が発生したときから復旧が完了するまでの時間について下表に従い算定された額を上限とし、病院の重要な機能を損なう事態の程度に応じて減額の額を算定し、当該事態が発生した月の翌月に支払うサービスの対価から減額の合計額を差し引いて乙に支払うことによりサービスの対価を減額する。ただし、かかる減額は、維持管理・運営期間開始日（又はその後の年においては、維持管理・運営期間開始日から各 1 年間に経過した日）に開始する各 1 年間における累計で 3 億円を限度とする。

重要な事象の例示：

- ・ 乙が整備した情報システムのダウンに起因する病院機能の停止（ただし、乙の責に帰すべき事由によらないものを除く。）
- ・ 患者の死傷事故の発生
- ・ 検体の重大な取り違い
- ・ 患者の食中毒の発生
- ・ 緊急性の高い診療材料の欠品又は配送の遅延
- ・ 病院経営に重大な影響を及ぼす医事事務のミス

上記の場合であって、甲に損害が発生した場合は、乙は、甲に対して、当該損害を賠償しなければならない。ただし、甲の逸失利益は、かかる賠償責任の対象から除外するものとする。

(ア) 時間帯		(イ) 減額金額 (1時間当たり)
平日・土曜日	8時～13時	108万円
	13時～18時	55万円
	18時～8時	55万円
日曜日・国民の祝日に関する法律等に基づく休日・12月29日、30日、31日・1月2日、3日	24時間	55万円

ただし、以下の場合は、上記の減額の適用を免除する。

- ア 乙が整備した対象情報システムの使用開始日からそれぞれ6か月以内に対象情報システムのダウンに起因して当該事態が発生し、かつ、6時間以内に復旧が完了した場合
- イ 乙が整備した対象情報システムの使用開始日からそれぞれ6か月経過後、1年以内に対象情報システムのダウンに起因して当該事態が発生し、かつ、3時間以内に復旧が完了した場合
- ウ 乙が整備した対象情報システムの使用開始日からそれぞれ1年経過後に対象情報システムのダウンに起因して当該事態が発生し、かつ、その発生が各当該年の4月1日又は甲と乙が別途合意する日から翌年の3月31日又は甲と乙が別途合意する日までの間において初回であった場合（なお、これについては、上記事態の継続時間は問わない。）
- エ 乙が事前に甲に通知し、かつ、甲が承諾したメンテナンス等を実施する場合

なお、ア及びイにおいて、減額の免除の対象となる復旧時間を超えた場合には、実際に復旧に要した時間から免除の対象となる時間を差し引いた時間について上表に従い減額の額を算定し、サービスの対価を減額する。なお、算定にあたり適用する（イ）減額金額（1時間あたり）の2以上に該当する場合は、その減額金額の高い方から順に適用する。

（サービスの対価の減額の計算例）

ある対象情報システムの使用開始後3か月目にシステムダウンにより病院の重要な機能を損なう事態が発生、復旧に9時から17時まで計8時間を要したと想定した場合。

免除規定のアが適用され、実際に復旧に要した時間である8時間から規定により免除と定められた時間である6時間を減じ、2時間分についてのみサービスの対価を減額する。この場合、減額の対象となる2時間に適用する（イ）減額金額（1時間あたり）は、該当する金額のうち高い方の108万円が適用される。

減額の額の計算式

$$(8 \text{ 時間} - 6 \text{ 時間}) \times 108 \text{ 万円} = 216 \text{ 万円}$$

（2）モニタリングに基づく減額

- ア 乙が行う維持管理業務及び運營業務及び薬品・診療材料等調達業務において、モニタリングの結果、事業契約において定められた業務要求水準を満たしていないと

合理的に判断した場合には、事業評価委員会において乙の意見を聴取した上で、甲は該当する業務についてサービスの対価の支払留保及び減額を実行するとともに、乙に業務改善勧告を行うことができる。

イ 甲は、運営等モニタリングの結果、維持管理業務又は運営業務及び調達業務の水準が業務要求水準書記載の要求水準に達しておらず、又はそのために病院の重要な機能を損なう事態が発生したことにより、本契約第 119 条第 1 項の請求書に記載された請求額について支払留保又は減額を行う場合、事業評価委員会において乙の意見を聴取した上で、当該事態が発生した日の属する月の翌月 15 日までに、業務要求水準に達していない業務の業務名及び減額の理由を明示してその旨及び支払留保又は減額を行う額を通知する。

ウ 乙は、業務改善勧告を受けた業務について甲が定める日までに業務改善計画を作成して甲に提出し、甲の同意を得た上で実施する。なお、甲は、当該業務に係るサービスの対価のうち減額相当分についての支払いを業務改善計画に定められた業務改善の期限まで留保するものとし、乙が当該期限内に当該業務の水準を業務要求水準書の定める業務要求水準に達するまで改善した場合、改善の月の翌月に留保されていた減額相当分を乙に支払う。ただし、留保されているサービスの対価が支払われた場合であっても、これに対する利息は付さない。他方、業務改善計画が提出されない場合又は当該期限内に業務改善計画が実行されない場合は、当該期限において減額を実行する。減額が実行された場合は、当該減額に係る業務改善勧告の翌月から減額の前月までの支払留保額は支払わない。

また、かかる留保の措置の適用は、維持管理・運営期間開始日（又はその後の年においては、維持管理・運営期間開始日から各 1 年間が経過した日）に開始する各 1 年間に付き 3 回までとし、これを越えるものについてはサービスの対価の支払いを留保することなく、翌月のサービスの対価を即時減額する。この場合においても、乙は、業務改善計画の提出及び実行を要する。

エ 乙は、甲に対して、イの通知に関する異議を申し立てることができる。ただし、この場合であっても、支払留保又は減額の措置は停止されない。

オ 前項の異議申立ての結果、支払留保又は減額の措置に理由がないと事業評価委員会において判断された場合、甲は、乙に対し、速やかに支払留保の措置を解除し、又は減額されたサービスの対価の支払を行う。

カ 上記エの場合において、甲が上記イの通知を行ったことについて相当の理由がないと事業評価委員会において判断された場合、甲は、乙に対し、乙に生じた損害を賠償する。

キ 上記エの場合において、甲がイの通知を行ったことについて相当の理由があると事業評価委員会において判断された場合、甲は、支払留保又は減額された額について、支払留保又は減額の措置の期間に係る利息を乙に支払う。

ク 乙はやむを得ない事由により、業務要求水準書に記載された業務要求水準を満たすことができない場合又は継続して当該業務要求水準を満たすサービスを提供することが困難であると予見される場合、甲に対して、速やかに、かつ、詳細にその旨

を報告するとともに、第6章のいずれかの手続きを行うとともに、その対応策に関して甲と協議する。甲は、乙の通知した事由が乙の責めに帰すべきものではないと判断した場合、当該手続きが完了するまでの間、一時的に対象となるサービスの提供の中止又は業務要求水準の変更を認め、当該期間中は、業務改善勧告又はサービスの対価の支払留保若しくは減額の対象としない。

ケ 利便施設運営業務については、モニタリングの結果、甲が事業契約で定められた業務要求水準が維持されていないと合理的に判断した場合には、行政財産の使用許可を取り消す場合がある。

2 サービスの対価の減額の詳細

減額の基準その他の詳細は、別途甲と乙の合意により決定される。

別紙9 出資者による誓約書の様式（第129条）

平成 [] 年 [] 月 [] 日

東京都

東京都知事 [] 殿

誓 約 書

当社は、東京都と [落札者構成員名称]、 [落札者構成員名称] との間で締結された平成 [] 年 [] 月 [] 日付精神医療センター（仮称）整備運営事業基本協定書、東京都と [S P C 名称] との間で締結された平成 [] 年 [] 月 [] 日付精神医療センター（仮称）整備運営事業事業契約書（以下「事業契約書」という。）並びに事業契約書の別表に定義された入札説明書等及び事業者提案に従い、当社の義務として規定された事項を遵守するとともに、関係者の権利又は義務の行使又は履行に際して当社の協力が必要な事項につき当該協力を実施することを誓約する。

[出 資 者 名 称]

[代 表 者 氏 名] 印

別紙 10 乙が締結すべき保険契約等（第 167 条）

【事業者提案における保険の概要について記載】

別紙 11 法令変更等による増加費用の負担割合（第 150 条）

第150条第2項及び第151条第3項に規定する法令変更等に基づいて増加費用が発生する場合の費用負担の割合を指定する。

	甲負担割合
1. 本事業のみに影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更の場合	100%
2. 1.以外の法令の変更の場合	0%

別紙 12 不可抗力による費用の負担割合（第 155 条）

1. 不可抗力による費用・損害の対象

不可抗力による費用・損害の対象は、以下のとおりとする。

設計・工事期間及び維持管理・運営期間の変更、延期及び短縮に伴う統括マネジメント業務、設計業務、工事業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務及び調達業務に関する費用

原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要な調査研究費用、再調査・設計及び提案資料又は設計図書の変更等に伴う増加費用

損害防止費用、損害軽減費用、応急措置費用

損壊した本件病院施設等の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮設工事、仮設建物等の損傷・復旧費用

設計・工事期間及び維持管理・運営期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う増加費用

設計・工事期間及び維持管理・運営期間の変更、延期及び短縮に伴う事業者の間接損害及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、事業者の逸失利益は除く。）

2. 不可抗力による費用・損害の分担

(1) 設計・工事期間

設計・工事期間中に不可抗力が生じ、設計業務及び工事業務に関して事業者に損害が発生した場合、合理的な範囲における当該損害に関しては、累計で設計・工事期間中は、施設整備費（消費税等相当額を含む。以下本号において同じ。）及び設計・工事期間中の統括マネジメント業務費の 100 分の 1 に至る金額までは乙が負担し、これを超える金額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち設計・工事期間中は施設整備費及び設計・工事期間中の統括マネジメント業務費の 100 分の 1 を超える部分を甲の負担部分から控除する。

(2) 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、維持管理業務、運営業務及び調達業務に関して乙に損害が発生した場合、合理的な範囲における当該損害に関しては、事業年度ごとに累計し、当該事業年度の統括マネジメント業務費、維持管理費、運営費及び調達費（消費税等相当額を含み、別紙 7 の改定がなされ、かつ別紙 8 の減額がなされていない金額とする。以下本号において同じ。）の 100 分の 1 に至る金額までは乙が負担し、これを超える金額については、甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち維持管理費、運営費及び調達費の 100 分の 1 を超える部分は甲の負担部分から控除する。

別表 定義

- 1 「維持管理・運営開始日」とは、病院施設等維持管理業務及び病院運営業務並びに薬品・診療材料等調達業務のいずれかが最初に開始された日をいう。
- 2 「維持管理・運営開始予定日」とは、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日をいう。
- 3 「維持管理・運営期間」とは、維持管理・運営開始日から平成 39 年 3 月 31 日までの期間をいう。
- 4 「医療器械」とは、患者の診断、治療、及び看護等に直接必要な物品で、その取得価額（税抜き）が 10 万円以上かつ耐用年数が 1 年以上のものをいう。
- 5 「医療器械使用開始日」とは、第 68 条第 1 項に規定する医療器械調達業務により調達される医療器械の各使用開始日をいう。
- 6 「医療器械使用開始予定日」とは、第 68 条第 1 項に規定する医療器械調達業務により調達される医療器械の各使用開始予定日をいう。
- 7 「医療機器」とは、薬事法第 2 条第 4 項に定める医療機器をいう。
- 8 「運営業務等」とは、本件病院施設等の病院運営業務、病院施設等維持管理業務及び薬品・診療材料等調達業務をいう。
- 9 「運営マネジメント機能」とは、業務要求水準書に規定される、業務統括チームに内包される移転業務、維持管理関連業務、運営関連業務、調達関連業務を管理する機能（チーム）をいう。
- 10 「営業日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条により休日とされる日その他の東京都の事務所が閉庁する日以外の日をいう。
- 11 「改修施設」とは、本事業において、改築・改修工事の対象となる E 病棟及び D - 40 病棟（改修後社会復帰病棟）をいう。
- 12 「解体業務完了日」とは、解体施設の解体・撤去工事が完了した日をいう。
- 13 「解体業務完了予定日」とは、解体施設の解体・撤去工事が完了する日として業務水

準書及び事業者提案に規定された各日をいう。

- 14 「解体施設」とは、本事業において、解体・撤去工事の対象となる A・B・C 群病棟、D40 を除く D 群病棟、旧救急診療棟、あゆみ荘、旧第一あけぼの、第一あけぼの、栄養科棟、仮眠厚生棟、サービス棟、並びに上記建物に接続・隣接・近接する渡り廊下、自転車置き場、機械室棟及び北側給水塔をいう。
- 15 「各種計画書」とは、別途甲が定める計画書作成要領に従い乙が甲に対して提出する本件病院施設等の病院施設等維持管理業務、病院運営業務及び薬品・診療材料等調達業務に関する業務別仕様書、業務計画書その他の各業務の業務実施方法を記載した一切の書面をいう。
- 16 「仮設物」とは、建築物を完成させるために必要な一時的な仮の施設・設備をいう。
- 17 「基幹システム」とは、都が整備を行う範囲の、電子カルテを基盤とした情報システムを指す(部門システムを一部含む)。
- 18 「既存施設」とは、解体撤去前の解体施設及び改修前の改修施設をいう。
- 19 「既存病院」とは、東京都立精神科病院条例(昭和 36 年東京都条例第 14 号)第 1 条第 1 項の規定に基づいて設置された東京都立精神科病院のうち、同条例第 1 条第 2 項に掲げられた東京都立松沢病院をいう。
- 20 「業務開始日」とは、本件病院施設等の各部分において運営業務等が開始される各日をいう。
- 21 「業務開始予定日」とは、本件病院施設等の各部分において運営業務等が開始される予定日として別紙 4 に規定された各日をいう。
- 22 「業務要求水準」とは、業務要求水準書に規定された本事業に係る各業務について要求される水準をいう。
- 23 「業務要求水準書」とは、平成 [] 年 [] 月 [] 日に公表された入札説明書の別添資料のうち、業務要求水準書(その後の補足を含む。)をいう。
- 24 「協力企業」とは、乙から委託又は請負の方法により統括マネジメント業務及び本事業に含まれる個別業務の一部の委託を受ける企業をいう。
- 25 「許認可等」とは、本事業における業務の遂行に必要な免許、許可、認可、登録又は

届出等をいう。

- 26 「銀行営業日」とは、東京都の区域において銀行が窓口営業を行っている日をいう。
- 27 「工事」とは、解体施設の解体・撤去工事、新設施設の建設工事及び改修施設の改修工事をいう。
- 28 「工事監理者」とは、協力企業のうち、本件病院施設等の工事監理業務を担当する者をいう。
- 29 「工事期間」とは、解体撤去業務及び工事業務の開始日から工事業務完了日の前日までの期間をいう。
- 30 「工事業務完了日」とは、工事業務が完了した日をいう。
- 31 「工事施工者」とは、協力企業のうち、本件病院施設等の工事業務を請け負う者をいう。
- 32 「サービスの対価」とは、甲が本事業について債務を負担する行為により乙に対して支払う金銭をいう。
- 33 「サブシステム」とは、本事業の事業範囲として、事業者が整備する部門システムを指す。
- 34 「事業期間」とは、本契約の締結日から維持管理・運営期間の末日までの期間をいう。
- 35 「事業者提案」とは、平成〔20〕年〔 〕月〔 〕日付応募提案書類、その詳細を確認するために甲が落札者（本件基本協定書に定義する。以下同じ。）に対し行った照会に対する落札者の回答及び応募者面接速記録（平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付及び平成〔20〕年〔 〕月〔 〕日付）並びに本件基本協定書の調印日までに当該応募提案書類を詳細に説明する目的で落札者又は乙が作成して甲に提出した応募者提案補足書類その他一切の説明・補足文書その他乙が入札説明書等の規定に従い甲に対して提出した本事業に関する提案をいう。
- 36 「事業年度」とは、原則として、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、最初の事業年度は、事業期間開始の日に始まり、当該日の直後に到来する3月31日に終了する期間（事業期間開始の日が3月31日であるときは、当該開始の日）とし、最後の事業年度は、事業期間終了の日の直前の4月1日に始まり、事業期間終了の日に終了する期間（事業期間終了の日が4月1日である

ときは、当該終了の日)とする。

- 37 「施設整備マネジメント機能」とは、業務要求水準書に規定される、業務統括チームに内包される施設整備関連業務を管理する機能(チーム)をいう。
- 38 「出資者」とは、乙に対して出資を行い、その株式を保有する者をいう。
- 39 「情報システムマネジメント機能」とは、業務要求水準書に規定される、業務統括チームに内包されるシステム関連業務を管理する機能(チーム)をいう。
- 40 「所有権移転日」とは、乙が甲に対し、新設施設、改修施設の各改修部分のうち躯体に附合しない部分、医療器械調達業務において調達した医療器械、備品等調達業務において調達した備品等の所有権を移転する各日をいう。
- 41 「所有権移転予定日」とは、乙が甲に対し、新設施設については、その所有権を移転する予定の平成[]年[]月[]日とし、改修施設の各改修部分のうち躯体に附合しない部分については、その所有権を移転する予定の平成[]年[]月[]日とし、医療器械調達業務において調達した医療器械、備品等調達業務において調達した備品等については、その所有権を移転する予定の当該医療器械及び備品等の使用開始日の直後に到来する[]月[]日又は甲と乙が別途合意する日をいう。
- 42 「新設施設」とは、本事業において、建設工事の対象となる新館(新病棟)及び新設職務住宅をいう。
- 43 「診療材料等」とは、診療材料、医療消耗備品及び備消耗品をいう。
- 44 「設計・工事期間」とは、本契約締結日から全面供用開始日の前日までの期間をいう。
- 45 「全面供用開始」とは、本件病院の全部分の供用が開始されることをいう。
- 46 「全面供用開始日」とは、本件病院の全面供用が開始する日をいう。
- 47 「全面供用開始予定日」とは、本件病院の全面供用開始が行われる予定の平成[]年[]月[]日をいう。
- 47 「調整会議」とは、本契約に基づいて設置する甲と乙の間の本契約に関する一切の係争について調整を行う会議をいう。

- 48 「調達業務」とは、医療器械調達業務、備品等調達業務、薬品調達業務及び診療材料等調達業務をいう。
- 49 「統括マネジメント業務」とは、入札説明書等に定める統括マネジメント業務をいう。
- 50 「入札説明書等」とは、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日に公表された入札説明書（その後の補足を含む。）、入札説明書に関する質問回答書（第1回ないし第〔 〕回及びその後の入札説明書に関する質問回答書並びにこれらの補足を含む。）並びにこれらの別添資料（その後の補足を含む。）をいう。
- 51 「引渡日」とは、乙が甲に対し、新設施設、改修施設の各改修部分、対象情報システム、医療器械調達業務において調達した医療器械及び備品等調達業務において調達した備品等の引渡しが行われる各日をいう。
- 52 「引渡予定日」とは、（ア）新設施設及び改修施設の各改修部分及び対象情報システムについては、乙が甲に対し、当該新設施設及び改修施設の各部分及び対象情報システムに係る引渡しを行う予定日として業務要求水準書及び事業者提案に規定された各日をいい、（イ）医療器械調達業務において調達した医療器械については、各医療器械使用開始予定日をいい、（ウ）備品等調達業務において調達した備品等については、各備品等使用開始予定日をいう。
- 53 「備品等」とは、患者の診断、治療、及び看護等に直接必要な物品以外で、その取得価額（税抜き）が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のものをいう。
- 54 「備品等使用開始日」とは、備品等調達業務により調達される備品等の各使用開始日をいう。
- 55 「備品等使用開始予定日」とは、第72条第2項に規定する備品等調達業務により調達される備品等の各使用開始予定日をいう。
- 56 「病院運営業務」とは、第4章第3節に規定する各業務をいう。
- 57 「病院施設等維持管理業務」とは、第4章第2節に規定する各業務をいう。
- 58 「病院施設等施設整備業務」とは、第26条第1項（1）ないし（7）及び（11）に規定する各業務をいう。
- 59 「病院情報システム」とは、病院の実務を管理するための情報システムの総称を指す。ただし、人事管理及び財務会計に係るシステムは除く。

- 60 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な事象であって、甲又は乙のいずれの責にも帰すべきでないもの（ただし、入札説明書等で基準を定めているものにあつては当該基準を超えるものに限る。）をいう。
- 61 「部門システム」とは、各部門単位で、単独または基幹システムあるいは医療器械等を接続し、会計情報、診断結果等の患者情報を保管・管理・運用するための情報システムを指す。
- 62 「プロジェクトマネジメント機能」とは、業務要求水準書に規定される、業務統括チームに内包されるプロジェクト全体を管理する機能（チーム）をいう。
- 63 「法令変更」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
- 64 「本件基本協定書」とは、甲と[落札者構成員名称]との間で締結された平成[20]年[]月[]日付精神医療センター（仮称）整備運営事業基本協定書をいう。
- 65 「本件土地」とは、東京都世田谷区上北沢二丁目1番1号所在の別紙2の「事業計画敷地位置図」において示された土地をいう。
- 66 「本件病院」とは、本事業により新たに整備され、事業期間終了まで維持管理及び運営される、精神医療センター（仮称）をいう。
- 67 「本件病院施設」とは、解体施設、新設施設、改修施設、リハビリ棟及び医療観察法に基づく病棟をいう。
- 68 「本件病院施設等」とは、本件病院施設及び本件附帯施設をいう。
- 69 「本件附帯施設」とは、駐車場、駐輪場、緑地、外構及びその他附帯設備をいう。
- 70 「本事業」とは、乙が本契約に基づき実施する事業の全部をいう。
- 71 「マネジメント・サポート企業」とは、乙から委託又は請負の方法により、統括マネジメント機能に関して、乙自身が提供し得ない機能に係る業務の委託を受ける企業をいう。

72 「薬品卸業者」とは、協力企業のうち、甲に薬品を納入する業務を担当する者をいう。

73 「薬品・診療材料等調達業務」とは、薬品等調達業務及び診療材料等調達業務をいう。

74 「利便施設」とは、利便施設運営業務の対象となる施設をいう。

75 「利便施設運営業務」とは、以下に挙げる各業務とする。

売店運営業務

食堂・レストラン運営業務

利便設備の設置・管理業務

(ア) 飲料等自動販売機

(イ) 理美容室

(ウ) コインランドリー

(エ) その他患者、来院者の利便に資する業務

駐車場の運営